労働保険適用徴収システムに係る
ハードウェア・ソフトウェアの
賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）
調達仕様書（案）

平成２７年７月

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

（附属文書 1）要件定義書
（別紙 1）用語の定義
（別紙 2）応札者に開示する資料
（別紙 3）プロジェクト体制図
（別紙 4）サービスレベル評価項目
（別紙 5）納入成果物、作業内容と SLCP-JCF2013 との対応関係
（別紙 6）ハードウェア要件
（別紙 7）作業スケジュール（拠点機器その 1）
（別紙 8）ソフトウェア要求仕様
（別紙 9）現行システムにおけるネットワーク機器要件
（別紙 10）現行システムにおけるハードウェア構成図
（別紙 11）現行システムにおけるネットワーク構成図
（別紙 12）責任分界点
（別紙 13）厚生労働省が提供するソフトウェア一覧
（別紙 14）調達案件及び関連調達案件の調達単位等
（別紙 15）情報システムの経費区分
※調達仕様書に記載された会社名、製品名等は、各社の商標又は登録商標である。

1　調達案件の概要に関する事項

(1) 調達件名

労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）

(2) 調達の背景

労働保険適用徴収業務（以下「適用徴収業務」という。）は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「労働保険徴収法」という。）に基づく労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険の総称）の保険関係の成立及び消滅、労働保険料の納付手続き、労働保険事務組合（以下「事務組合」という。）等に関する業務である。

適用徴収業務においては、労働保険料の申告納付に係る事務や労働保険料の収納に係る事務等のために大量のデータを処理しており、特に毎年6月1日から9月30日までを労働保険料の概算・確定保険料の申告期間及びデータ処理期間としていることから、この期間に毎年約170万件の申告書が提出され、データ処理を実施している。

労働保険適用徴収システム（以下「適用徴収システム」という。）は、当該業務を支援する目的から1972年（昭和47年）より運用しており、2003年（平成15年）10月からは電子申請・届出に対応し、2004年（平成16年）1月から労働保険料の電子納付に対応した。

現在は、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月29日厚生労働省情報政策会議決定、2008年（平成20年）3月19日同会議改定決定、2010年（平成22年）9月17日同会議再改定、http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html 参照。以下「最適化計画」という。）に基づき、再構築を行ったシステムが平成25年1月より稼働しており、次期の機器更改は平成29年1月を予定している。

近年、情報システムの構築について、「世界最先端IT国家創造宣言」（2013年（平成25年）6月14日閣議決定）に基づく「政府情報システム改革ロードマップ」（2013年（平成25年）12月26日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）において、「投資対効果を踏まえつつ、総務省が整備する政府共通プラットフォームへの統合・集約化を加速し、政府情報システムのクラウド化を促進する」及び「各府省は2012年度（平成24年度）に比べ、毎年度経常的に要する運用等経費について、3割減を目指す」等が基本理念として掲げられている。

(3) 目的及び期待する効果

本仕様書は、適用徴収システムにおいて労働局適用徴収業務支援システム（以下「RSシステム」という。）を稼働させるために必要なハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式を調達することによって、RSサーバ機器の刷新と構成の見直しによる導入及び運用コスト削減を目的とする。

(4) 用語の定義

本仕様書で使用する用語の定義については、別紙1の用語の定義を参照すること。

(5) 業務･情報システムの概要

① 適用徴収業務の概要

適用徴収業務の概要を表 1-1に示す。

表1-1のうち、RSシステムが扱う業務は、No2適用、No5滞納整理及びNo8事務組合管理の一部である。

業務の流れ等の詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーEAドキュメント」を参照すること。

なお、利用者としては主に都道府県労働局、労働基準監督署及び厚生労働省職員であり、8時30分から18時に利用するものと想定される（ただし、業務繁忙期（6月から9月）については、8時30分から20時)。想定利用者数は約40,000人である。

適用徴収業務における業務量は、業務繁忙期である毎年6月1日から9月30日までの労働保険料の概算・確定保険料の申告期間に毎年約 170 万件の申告書を処理することを想定する。

表1-1 適用徴収業務の概要

No	業務名称	業務概要
1	適用促進	未手続事業場の情報や手続指導履歴等の記録の管理等に係る業務
2	適用	労働保険の適用事業場、継続一括事業場等の管理に係る業務
3	徴定・収納	労働保険料等の徴定・収納等に係る業務
4	決算	労働保険料等の決算（仮決算、組替決算及び繰越決算）に係る業務
5	滞納整理	労働保険料等の滞納整理等に係る業務
6	算定基礎調査	労働保険料算定基礎調査等に係る業務
7	印紙保険料	雇用保険印紙保険料の印紙購入及び報告等に係る業務
8	事務組合管理	事務組合、委託事業場、保険料申告書内訳及び報奨金管理等に係る業務に係る業務
9	統計・本省運用	各種統計表の作成、住所等の本省一括変更等の運用に係る業務

② 適用徴収システム及びRSシステムの概要

適用徴収システムの概要及び詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーEA ドキュメント」を参照すること。また、全ての関連事業者については別紙3を参照すること。

なお、適用徴収システム（RS システムを含む）における情報システム化の範囲は図1-1に示す部分である。ただし、図1-1は現時点のものであり、「労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守業務一式(平成28年度運用開始)」

における基盤見直し等により変更する可能性がある。

図 1-1 情報システム化の範囲

※今回の調達範囲については、附属文書 1 要件定義書に示す。

適用徴収システムを構成する各機能と動作環境については別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書」、「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－ハードウェア関連資料」、「RS システム関係資料－基本設計書」及び「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

(6) 契約期間

① 契約期間及び履行期限

契約日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。なお、契約終了の 6 か月以上前に厚生労働省からの申入れがあった場合は、最長 1 年間の契約延長を可能とすること。

② 契約形態

賃貸借契約形態とし、支払方法等は契約書にて定める。なお、受注者は契約後速やかに契約価格の内訳として、機器ごとの納入・設置費用、保守費用等の明細を厚生労働省へ提出すること。

(7) 作業スケジュール

作業スケジュールの概要は別紙 7 を参照すること。

(8) 調達担当課室･連絡先

本仕様書に関する問合せ先は以下のとおり。

〒177-0044

東京都練馬区上石神井 4-8-4

厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室

システム計画係

電話：03-3920-3311（内線 407、416）

2　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等に関する事項

(1) 調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期

関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期は別紙 14 を参照すること。

(2) 調達案件間の入札制限

「労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援業務一式」の受注者及び「労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等業務一式」の受注者は本調達の入札制限の対象とする。

3　作業の実施内容に関する事項

(1) 作業の内容

受注者の作業概要を表 3-1 に示す。作業の詳細については附属文書 1 要件定義書を参照すること。

表 3-1 受注者の作業概要

No	作業項目	作業概要
1	ハードウェア等の納入及び設置等に係るプロジェクト管理	・ ハードウェア等の納入及び設置等、本調達に係る受注者のプロジェクト管理を行うこと。
2	ハードウェア等の環境設計	・ 厚生労働省より提示したインフラストラクチャ詳細設計書に基づきハードウェア等の環境設計（機器の設定の詳細検討等）を実施すること。 ・ 必要に応じて全ての関連事業者等との調整を行うこと。 ・ ハードウェア等の納入、設置及び設定を確実に行うため、厚生労働省等と調整の上、事前に実地確認を行うこと。
3	各種テストの実施	・ ハードウェア動作確認として、納入するハードウェア等の正常な動作を確認すること。 ・ 納入する個々のハードウェア等が接続し、正常に通信ができることを確認すること。 ・ 必要な通信が統合ネットワークを介し正常に接続することを確認すること。 ・ システム切替え時等で必要になるテストに対応すること。
4	ハードウェア等の設定情報の文書化	・ 納入するハードウェア等の設定情報を文書化すること。
5	教育の実施	・ 次期運用事業者・更改 AP 事業者及び職員向けに研修を実施すること。 ・ 次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者における引継ぎ支援を実施すること。 ・ 引継ぎを実施すること。

6	ハードウェア等の保守	・ 契約期間終了までの間、納入したハードウェア等の保守を行うこと。 ・ 保守期間中に発生した厚生労働省からの問合せに対し、迅速な対応を行うこと。 ・ 問合せ及びインシデントに対応した結果を、厚生労働省及び全ての関連事業者へ報告すること。
7	ハードウェア等の納入・設置、設定及び撤去	・ 環境設計の結果に基づき、要件を満たすハードウェア等の納入及び厚生労働省が指定した場所への設置作業を行うこと。 ・ ハードウェア等に対し、要件を満たすよう、必要な設定作業(OS やソフトウェア等のインストール・設定を含む)を行うこと。 ・ 各ハードウェアが動作するのに適した設定調整を行うこと。 ・ 契約期間終了後、ハードウェア等を撤去すること。

① 設計・開発に係る記載内容

本調達はハードウェアに係る調達であり、設計・開発に係る要件は含まない。

② 導入及び撤去作業

ア 前提条件

（ア） システム構成機器等が全体のシステムとして正常に動作するよう、厚生労働省より提供する導入に係る計画書（案）を基にシステム環境構築計画書を作成すること。また、導入・撤去における実施手順及びスケジュール等を記載した機器搬入・工事・設置計画書及び撤去計画書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

なお、導入・撤去のスケジュールは厚生労働省及び地方拠点（47 都道府県）と調整した上で決定すること。

また、導入・撤去における日程・作業内容調整については全ての関連事業者と事前に調整の上、実施すること。

（イ） 導入作業又は撤去作業完了後、作業完了報告書を作成し、厚生労働省に作業完了を報告すること。

（ウ） 機器の搬入・設置又は撤去・搬出作業をする場合、作業実施前までに厚生労働省へ作業のための申請を行うこと。

（エ） 機器の搬入・設置又は撤去・搬出作業に際し必要となる部材、什器等を受注者の負担において準備すること。

（オ） 搬入・搬出に当たっては適切な養生を行い、搬入又は搬出する機器や施設及び他システムの機器に損害を与えないこと。

（カ） 機器の梱包物、搬入又は搬出の際に使用した養生品及びその他不要となった資材を、設置又は撤去完了後速やかに撤去し廃棄すること。なお、環境への影響を考慮し、廃棄物は極力削減するように考慮すること。

（キ）　機器の搬入・搬出に際し、施設又は他システムの機器に何らかの損傷が発生した場合、直ちに厚生労働省に報告するとともに、厚生労働省の指示に従い、受注者の責任及び費用負担により修復を行うこと。

（ク）　機器の搬入・搬出に際し、人身事故が発生した場合、直ちに厚生労働省に報告するとともに、受注者の責任により対応すること。

イ　機器導入作業内容

機器の導入において、以下に示す作業を実施すること。

（ア）　機器の搬入・設置作業を行うための事前調査（導入予定場所の実地調査を含む）を行うこと。機器の搬入・設置作業を実施すること。適切な耐震対策を施すこと。

（イ）　機器の一時的な搬入・設置、動作の確認（以下「仮設置」という。）から本設置までの期間において伴う移設作業についても全拠点において 48 回を想定すること。

（ウ）　機器設置エリアで使用する電源については、分電盤から電源ケーブルを敷設する等の工事を実施すること。なお、工事で使用する製品等は「電気用品安全法」又は「JIS 規格」に基づいていること。

（エ）　全ての関連事業者との調整及び必要な申請を行うこと。

（オ）　機器構築（セットアップ）

受注者は、必要な環境設計を実施すること。また、本調達において納入するハードウェアの設定、ソフトウェアのインストール及び設定（厚生労働省より提供する別紙 13 に示すソフトウェアのインストール及び設定を含む）及び既存のネットワークとの接続設定（IP アドレス等の環境設定を含む）を行うこと。なお、文書管理用スキャナについては使用する用紙に適した設定調整を行うこと。

環境設計を実施するに当たり確認すべき事項がある場合には、厚生労働省に申し出た上で対応すること。

A)　作業申請について

機器構築作業をするための申請を行うこと。

B)　作業準備について

機器構築作業に際し必要となる部材、什器等を受注者の負担において準備すること。

C)　機器の識別について

導入した機器については、第三者でも識別可能となる手段を講じること。なお、本調達において納入する機器については、機器諸元一覧及び設置した機器のレイアウトを記載した機器設置レイアウト図、ラック収容状況を記載しラック搭載図を作成すること。

D)　ケーブルの識別について

接続したケーブルは機能単位に色分けやタグの取付けを行い、第三者でも識別や接続先の確認が可能になるような手段を講じること。

E)　ケーブル配線の整理について

ケーブルの配線は、運用・保守作業を考慮し、適切に整理すること。

F)　接続・配線図の作成

導入した機器に関する接続図及び配線図（電源・ネットワーク）を作成すること。

G)　ケーブルの準備について

調達する機器間のケーブル類（LAN ケーブル及び光ファイバー等）及び調達する機器から上位の機器を接続するケーブル類も、本調達に含めること。

（カ）　動作確認

受注者は、附属文書１要件定義書 4(12)①に示した動作確認を実施すること。

（キ）　操作説明

機器の導入時にサイト管理者等の現地担当職員に対し、機器の操作方法（電源投入・切断方法）及び機器の取扱いにおける注意事項の説明を行うこと。

（ク）　ネットワーク切替

現行システム終了時に地方拠点（47 都道府県）においてネットワーク接続を切り替える必要があるため、現地にて作業を実施すること。

ウ　機器撤去・搬出作業内容

受注者は、契約期間終了後、厚生労働省の指示に従い、受注者の責任で、導入機器の撤去及び搬出を行うこと。

（ア）　データ復元への対策

受注者は、撤去に当たっては第三者がデータ復元ソフトウェア等を利用しても、データが復元されないように装置の物理的な破壊又はデータ消去手段等を用いて、完全にデータを削除するとともに、これを証する書類を作業完了報告書の一部として提出すること。

（イ）　撤去・搬出対象機器

撤去対象機器一覧を作成し、厚生労働省の承認を得ること。また、各機器を接続している配線についても、撤去及び搬出作業の対象とすること。

エ　消耗品について

受注者は稼働に至るまでの間に、必要となるバックアップ用媒体、テスト用媒体等の消耗品について、受注者の負担において必要数量を準備すること。また、初期稼働のために必要な消耗品についても受注者が準備すること。なお、稼働後については、厚生労働省が準備する。

オ　導入完了以前に発生したインシデントへの対応

受注者は、導入完了以前に発生したインシデントについて、厚生労働省と協議の

上、決定した期間内にインシデントへの対応を完了すること。

カ　操作マニュアル及び取扱説明書について

納入するハードウェア等の操作マニュアルを作成すること。なお、ハードウェア等製品の取扱説明書を併せて納入すること。

キ　その他

本仕様書に記載のない事項で、導入時又は撤去時において発生した必要な作業については、厚生労働省と協議の上、厚生労働省の指示に基づき、実施すること。

③　テスト要件

受注者が遵守すべき適用徴収システムのテスト要件は附属文書 1 要件定義書 4(12)を参照すること。

なお、現行システム導入時のテストの実績については別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料－ハードウェア導入関係資料」を参照すること。

④　移行要件

本仕様書における移行とは平成 28 年度に予定しているシステム更改における次期基盤へのシステム全体の移行を指す。

この移行先のハードウェアは、システム更改用に調達するハードウェアである。移行元の現行ハードウェア及びソフトウェア等に関しては、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に提供する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）」及び「RS システム関係資料」を参照すること。

移行対象は、現行ハードウェア、ソフトウェア及びシステム移行に伴う各種機器（サーバ、ネットワーク機器、端末等）の設定情報の調整、初期セットアップとし、加えて職員への問合せ対応支援についても実施することとする（必要に応じて業務移行に伴う説明資料の作成も含む）。現行システムからのすべての移行作業は受注者の負担により行うこと。

なお、移行の基本要件と各項目は附属文書 1 要件定義書 4(13)を参照すること。

⑤　ODB 登録用シートの提出

受注者は、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、別途、厚生労働省の求めに応じて提出すること。

ア　開発規模の管理

情報システムの開発規模（工数、ファンクションポイント等）の計画値及び実績値。

イ　ハードウェアの管理

情報システムを構成するハードウェアの製品名、型番、ハードウェア分類、契約形態、保守期限等。

ウ　ソフトウェアの管理

情報システムを構成するソフトウェア製品の名称（エディションを含む）、バージ

ョン、ソフトウェア分類、契約形態、ライセンス形態、サポート期限等。

エ　回線の管理

情報システムを構成する回線の回線種別、回線サービス名、事業者名、使用期間、ネットワーク帯域等。

オ　外部サービスの管理

情報システムを構成するクラウドコンピューティングサービス等の外部サービスの外部サービス利用形態、使用期間等。

カ　施設の管理

情報システムを構成するハードウェア等が設置され、又は情報システムの運用業務等に用いる区域を有する施設の施設形態、所在地、耐久性、ラック数、各区域に関する情報等。

キ　公開ドメインの管理

情報システムが利用する公開ドメインの名称、DNS 名、有効期限等。

ク　取扱情報の管理

情報システムが取り扱う情報について、データ・マスタ名、個人情報の有無、格付等。

ケ　情報セキュリティ要件の管理

情報システムの情報セキュリティ要件。

コ　指標の管理

情報システムの運用及び保守の間、把握すべき KPI 名、KPI の分類、計画値等の案。

⑥　運用に係る記載内容

ア　定常時対応及び障害時対応

定常時対応及び障害時対応の詳細については、附属文書 1 要件定義書 4(16)及び 4(17)を参照すること。

イ　情報システムの現況確認支援

（ア）　受注者は、年 1 回、厚生労働省の指示に基づき、ODB 格納データと情報システムの現況との突合・確認（以下「現況確認」という。）を支援すること。

（イ）　受注者は、現況確認の結果、ODB の格納データと情報システムの現況との間の差異がみられる場合は、個別プロジェクト実施計画書に定める変更管理方法に従い、差異を解消すること。

（ウ）　受注者は、現況確認の結果、ライセンス許諾条件に合致しない状況が認められる場合は、当該条件への適合可否、条件等を調査し、調査報告書を作成の上、厚生労働省に報告すること。

（エ）　受注者は、現況確認の結果、サポート切れのソフトウェア製品の使用が明らかとなった場合は、当該製品の更新の可否、更新した場合の影響の有無等を調査し、調査報告書を作成の上、厚生労働省に報告すること。

ウ　運用作業の改善提案

受注者は、年度末までに年間の運用実績を取りまとめるとともに、必要に応じて保守計画等に対する改善提案を厚生労働省へ行うこと。

エ　引継ぎ

受注者は、本調達の役務終了後に引き継ぐこととなる次々期ハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（仮称）等に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

オ　ODB 登録用シートの提出

受注者は、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、別途、厚生労働省の求めに応じて提出すること。

（ア）　各データの変更管理情報システムの運用において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフトウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目。

（イ）　作業実績等の管理情報システムの運用中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由。

⑦　保守に係る記載内容

ア　定常時対応及び障害時対応

定常時対応及び障害時対応の詳細については、附属文書 1 要件定義書 4(16)及び 4(17)を参照すること。

イ　情報システムの現況確認支援

受注者は、年 1 回、厚生労働省の指示に基づき、ODB 格納データと情報システムの現況との突合・確認を支援すること。

ウ　保守作業の改善提案

受注者は、年度末までに、年間の保守実績を取りまとめるとともに、必要に応じて保守計画等に対する改善提案を厚生労働省へ行うこと。

エ　引継ぎ

受注者は、本調達の役務終了後に引き継ぐこととなる次々期ハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（仮称）に対し、作業経緯、残存課題等に関する情報提供及び質疑応答等の協力を行うこと。

オ　ODB 登録用シートの提出

受注者は、次に掲げる事項について記載した ODB 登録用シートを、別途、厚生労働省の求めに応じて提出すること。

（ア）　各データの変更管理

情報システムの保守において、開発規模の管理、ハードウェアの管理、ソフ

トウェアの管理、回線の管理、外部サービスの管理、施設の管理、公開ドメインの管理、取扱情報の管理、情報セキュリティ要件の管理、指標の管理の各項目についてその内容に変更が生じる作業をしたときは、当該変更を行った項目。

（イ） 作業実績等の管理

情報システムの保守中に取りまとめた作業実績、リスク、課題及び障害事由。

⑧ ODB 登録用シートの提出に係るその他の記載内容

ア 受注者は、別紙 15 情報システムの経費区分に基づき区分等した契約金額の内訳を記載した ODB 登録用シートを契約締結後速やかに提出すること。

イ 受注者は、厚生労働省から求められた場合は、スケジュールや工数等の計画値及び実績値について記載した ODB 登録用シートを提出すること。

⑵ 成果物の範囲、納品期日等

本仕様書にて示す作業及び納入成果物については、本仕様書とともに、最適化計画及び「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」（平成 26 年 12 月 3 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）に基づき実施及び納入すること。

なお、今後、新たな業務・システムの見直し計画の策定がなされた場合には、それらに基づき実施及び納入すること。

① 成果物

納入成果物・納入期日の一覧を別紙 5 に示す。また、ハードウェア、ソフトウェアに関する要件については附属文書 1 要件定義書を参照すること。また、本仕様書に示す納入成果物以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあるので、厚生労働省と協議の上、対応すること。

② 納品方法

ア 用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の要領（昭和 27 年 4 月 4 日内閣閣甲第 16 号内閣官房長官依命通知）」を参考にすること。

イ 情報処理に関する用語の表記については、日本工業規格（JIS）の規定を参考にすること。

ウ 納品後厚生労働省において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

エ 成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、担当職員の承認を得ること。

オ 成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

カ 電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行う等して、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適

切に対処すること。

キ　受注者は指定の納入成果物を日本語にて作成し、紙及び電子媒体(CD-R 又はDVD-R)により納入すること。

ク　紙媒体のサイズは、日本工業規格 A 列 4 番を原則とすること。図表については、必要に応じて A 列 3 番縦書き、横書きを使用することができる。

また、差替えが可能なようにバインダー方式とすること。

ケ　電子媒体等に保存する形式は、PDF 形式及び Microsoft Office2010（サポート終了後においては、後継となる形式）で読込み可能な形式とすること。ただし、厚生労働省が別に形式を定めて提出を求めた場合はこれに従うこと。

コ　納入成果物に修正等があった場合は、紙については、更新履歴と修正ページ、電子媒体については、更新履歴と修正ページ及び修正後の全編を速やかに納入すること。

サ　紙及び電子媒体等による納入成果物は、紙媒体 1 部、電子媒体 2 部ずつ用意すること。ただし、厚生労働省が指定した納入成果物については、電子媒体のみでの納入を認めるものとする。

③　納品場所

ア　導入機器については、地方拠点（47 都道府県）及びセンター拠点に納入すること。なお、納入する拠点の所在地については別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料－ハードウェア導入関係資料」を参照すること。

イ　導入機器以外については、厚生労働省が指定する場所に納入すること。

4　満たすべき要件に関する事項

本仕様書に示す業務の実施に当たっては、附属文書 1 要件定義書の各要件を満たすこと。

5　作業の実施体制・方法に関する事項

(1) 作業実施体制

受注者は、体制図及びそれぞれの役割の詳細について、個別プロジェクト実施計画書に記載し提出すること。なお、体制を設けるに当たっては、以下の条件を満たすプロジェクト責任者、導入の統括担当者、保守の統括担当者、保守担当者を配置すること。また、個別プロジェクト実施計画書については、本仕様書 5(5)①を参照すること。

なお、作業遅延等の理由により適切な業務履行が期待できないと厚生労働省が判断する場合、責任者に対して改善要求を行うことがあるので、これに従うこと。

(2) 体制変更

作業体制に変更が必要となる場合は、原則 1 週間前までにその旨を厚生労働省に報告するとともに、事前に承認を得ること。

なお、要員を変更（交代）する場合は、本仕様書で定める経験、資格について、同等以上の要員を配置するものとし、事前に各種教育を実施すること。特に情報セキュリティに関する教育については、情報セキュリティ教育実施報告書にて具体的な実施方法を記載し、厚生労働省に対して報告を実施すること。

(3) 作業要員に求める資格等の要件

体制を設けるに当たっては、以下の表 5-1 の条件を満たす責任者を中心に配置すること。

表 5-1 体制における役割及びその要件

項番	配置時期		役割名	要件
	導入	保守		
1	○	○	プロジェクト責任者	プロジェクト責任者は、以下に示す①の実績があり、②の実績又は③の資格を有していること。 ①本案件と同等規模の機器導入業務、保守業務の経験を複数回有すること。 ②EVM（Earned Value Management）による進捗管理を行った経験を有すること。 ③以下のいずれかの合格者又は資格保有者。 ア　経済産業省情報処理技術者試験のうち、プロジェクトマネージャ試験（旧制度による同等の試験を含む） イ　プロジェクトマネジメント協会（PMI)が認定するプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP） ウ　技術士（総合技術監理部門、情報工学部門）
2	●	－	導入統括担当者	ハードウェア導入に係る統括担当者は、本案件と同等規模の機器導入業務統括の経験を有すること。また、導入期間中は本調達に示す業務に専任すること。
3	－	○	保守統括担当者	保守に係る統括担当者は、本案件と同等規模の保守業務統括の経験を有すること。
4	－	○	保守担当者	受注者は本調達における作業を実施する上で、必要なグループを設置すること。各グループに本案件と同等規模の保守業務の経験を有する保守担当者を１名以上配置すること。

※配置時期における「導入」とは次期ハードウェア、ソフトウェア対応期間を、「保守」とは次期ハードウェア、ソフトウェア保守期間を指す。

※「●」は専任を示す。

(4) 作業場所

① 事前に厚生労働省と協議を行い、許可を受けた場所のみで作業を実施すること。本仕様書に示す業務の実施場所は、原則として受注者（受注者及び厚生労働省からの承認を得た再委託先）以外の立入りを禁止する。

② 受注者が、厚生労働省内の作業場所を使用する場合は、厚生労働省が定める必要な規程の手続きを実施し、承諾を得なければならない。

③ 厚生労働省が作業場所を用意する場合、作業場所の移動を依頼する場合があるので、移動に要する費用はすべて受注者の負担とする。

④　必要に応じて適宜、厚生労働省が作業場所の確認を実施することがあるので、対応することこと。その際に、厚生労働省が指名する者が同行することがある。

(5) 作業の管理に関する要領

①　個別プロジェクト実施計画書

受注者は、機器の導入・設置作業の開始に先立ち、個別プロジェクト実施計画書を作成すること。個別プロジェクト実施計画書には、プロジェクトの目的や範囲、作業項目の階層表（WBS）の定義・作成方法、大日程レベルのスケジュール(マスタスケジュール)と対応する WBS、要員の管理及びコミュニケーション方法、プロジェクトの実行・監視・終結等の方法、プロジェクト内の各種規定の改定方法、体制、会議体の定義等を記載し、以下の作業を行うこと。

ア　個別プロジェクト実施計画書にて定義された内容に従い、プロジェクトの実行に必要な指揮・管理を実施すること。

イ　個別プロジェクト実施計画書にて定義された内容に従い、実績の把握を行うとともに、計画との差異が生じた場合は、必要な措置をとること。

ウ　個別プロジェクト実施計画書に記載された作業や納入成果物において変更が生じた場合には、関連するドキュメント類等の変更を確実に実施するとともに、関係者等へ提供しているバージョン等の管理を確実に実施すること。

エ　個別プロジェクト実施計画書に記載された全作業が完了していることを、厚生労働省が容易に確認できるよう、必要な資料等を作成し、確認作業の支援を実施すること。

オ　個別プロジェクト実施計画書に記載された計画の進捗状況を把握し、進捗報告書にて報告すること。

カ　発生した課題及びリスクについて、課題・リスク管理表にて管理し、報告すること。

②　保守計画書

受注者は、保守業務開始に先立ち、作業内容、インシデント等の対応方法、作業体制及びスケジュール（定期点検のスケジュールを含む）等を記載した保守計画書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

なお、保守計画書の作成において、次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者との調整が必要な事項については、厚生労働省の承認を得て、受注者が主体となって行うこと。また、関連する事業者が増えた場合には厚生労働省と協議の上、厚生労働省の指示に基づき対応すること。

③　進捗状況の報告及び管理

各タスクの状況把握及びスケジュールの進捗状況については、厚生労働省及び厚生労働省の指定する PJMO 関係事業者に対して定期的に作業状況報告書を提出し、以下の

作業進捗状況の報告を行うこと。具体的には、EVM(Earned Value Management)を用いて、「政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン」に準拠した進捗管理を行うこととし、計画からの遅れが生じた場合、原因を調査し、要員の追加、担当者の変更等の具体的な対策を実施すること。なお、進捗管理表等の資料の作成は本業務に含むものとする。

ア　各タスクの進捗状況に関するプロジェクト会議を開催し、厚生労働省に作業状況を報告すること。

イ　プロジェクト会議では、対象とする作業期間に予定していた全タスクについて、予実分析を事前に行い、その分析結果を報告すること。

ウ　計画から遅れが生じた場合は、原因を調査し、要員の追加及び担当者の変更等の体制の見直しを含む改善策を遅れが生じた時から3開庁日以内に提示し、厚生労働省の承認を得た上で、これを実施すること。

エ　本業務における進捗管理の実施方針及び実施手順を具体的に示すこと。

④　作業日程について

搬入・設置作業は、別途、厚生労働省が指示する日程で実施すること。なお、作業時間については、開庁日の日中には実施できない場合があることを考慮すること。

⑤　その他

受注者は、厚生労働省から導入作業実施に必要となる作業要員の資格要件の証明を求められたときには、速やかに対応すること（電源工事等に関する作業要員も含む）。

また、プロジェクト管理に際して、プロジェクト管理ツールの導入が必要な場合は、厚生労働省、次期システム関連事業者及びPJMO関係事業者が適切に利用可能な数量を提供すること。

6　作業の実施に当たっての遵守事項

(1) 機密保持、資料の取扱い

①　受注者は、本仕様書に係り知り得た厚生労働省の機密事項や他の企業の営業秘密について、守秘義務を順守すること。

②　本仕様書に基づく作業の実施中はもとより作業の実施後も、システムの構造、ハードウェア及びソフトウェアで新たに開発された技術、知識及びその他本契約を履行する上で知り得た厚生労働省に係る情報を、厚生労働省の許可なく第三者に開示、又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

③　厚生労働省が提供する資料は、原則として貸出しによるものとし、履行期限までに返却すること。また、厚生労働省の許可なく当該資料の複製及び第三者への提供はしないこと。

④　厚生労働省が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に厚生労働省と協議の上、承諾を得ること。

⑤　厚生労働省の承諾を得た上で再委託を行う場合は、再委託者についても同様の守秘義務を遵守させる契約を締結し、受注者の責任において管理・監督すること。また、再々委託者及び再々委託者が第三者に業務を委託する場合も受注者の責任において管理・監督すること。

⑥　本調達の業務を開始する前に委託先を含めた受注者側の情報セキュリティ管理体制を策定し、管理を実施すること。

⑦　①、②及び⑤の委託先の守秘義務については、契約終了後においても義務を負うものとする。

⑧　委託先を含めた受注者側の情報セキュリティ管理体制の確認を厚生労働省は求めることができる。厚生労働省は確認者を指名し派遣するので、これに対応すること。

⑨　厚生労働省へ提示する電子ファイルは事前にウイルスチェック等を行い、悪意のあるソフトウェア等が混入していないことを確認すること。

(2) 遵守する法令等

①　法令等の遵守

ア　本仕様書に示す業務の実施に当たっては、次の文書に記載された事項を遵守すること。

（ア）　政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン

（イ）　政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準

（ウ）　労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順（※）

（エ）　厚生労働省情報セキュリティポリシー（※）

※（ウ）及び（エ）は附属文書１要件定義書に記載する。

イ　受注者は、受注業務の実施において、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行

為の禁止等に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の関連する法令等を遵守すること。

② その他文書、標準への準拠

受注者は本仕様書に示す業務の実施に当たっては、応札者に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書－オンライン処理規約」及び「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書－開発標準ドキュメント」等のプロジェクトに係る標準ドキュメントに準拠すること。

7 成果物の取扱いに関する事項

(1) 知的財産権の帰属

① 本調達に係り作成・変更・修正されるドキュメント類及びプログラム等（以下「納入著作物」という。）の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定めるすべての権利を含む）は受注者が従前より保有していた等の明確な理由により、予め提案書で権利譲渡不可能と示されたもの（以下「既存資料」という。）以外、厚生労働省が所有する現有資産を移行等して発生した権利を含め、法人著作物としてそのすべての権利が独占的に厚生労働省に帰属する。開発著作物が法律上、厚生労働省の法人著作物とみなされない場合には、受注者は係る著作物の著作権（日本国においては著作権法第 27 条及び第 28 条に規定される権利を含む）を厚生労働省に譲渡する。

② 前項の既存資料が納入成果物に含まれる場合には、受注者は厚生労働省に対し、係る著作物に関する全世界にわたる非独占的、永続的、取消不能かつ支払済みの以下の権利を許諾する。ただし、別途厚生労働省と受注者が異なる合意を書面でした場合には、当該合意内容に従う。

ア 既存資料の二次的著作物を作成し、又は自らのためにこれを他に作成させる権利

イ 既存資料又はその二次的著作物を使用し、使用させ、実行し、複製し、送信し、展示し、上映し、上演・演奏し、譲渡又は貸与し、頒布し、他に再使用許諾し、その他可能な形式で利用する権利

ウ 上記ア及びイで許諾された権利を第三者に許諾する権利

③ 本調達に係り発生した権利については、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

④ 納入著作物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を受注者が行うこと。この場合、受注者は当該契約の内容について、事前に厚生労働省の書面による承諾を得ること。

⑤ 受注者は、納入成果物が第三者のプライバシーや知的財産権、その他の権利を侵害していないことを保証する。本調達に係り、納入成果物が第三者のプライバシーや

知的財産権、その他の権利を侵害しているとして厚生労働省やその関係者に対し、クレーム、訴訟提起その他の請求がされた場合、受注者は、自己の費用でこれを防御し、又は厚生労働省の選択により防御に参加し、解決し、すべての損害（弁護士費用も含む）を補償する。この場合、厚生労働省は係る紛争の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講ずる。

(2) 瑕疵担保責任

① すべての納入成果物に対する検査を完了してから1年後までの期間中、納入成果物に不備、又は瑕疵の疑いが生じた場合であって、厚生労働省が必要と認める場合には、受注者は速やかに不備の内容に関して調査し、回答すること。

② ①における調査の結果、納入成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受注者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。なお、修正を実施する場合においては、修正方法等について、事前に厚生労働省の承認を得てから着手するとともに、修正結果等について、厚生労働省の確認を受けること。

(3) 検収

① 本仕様書3(2)に則って納入成果物を納入すること。その際、厚生労働省の指示により、別途品質保証が確認できる資料を作成し、納入成果物と併せて提出すること。ただし、本仕様書に示す納入成果物以外にも、必要に応じて資料の提出を求めることがあるので、作成資料は常に管理し、最新の状態に保っておくこと。

② 納入成果物の検査に先立ち、厚生労働省と協議の上、検査事項及び日程等に関する調整を実施すること。

③ 厚生労働省が指定する担当職員の立会いの下、提出書類の納入及び検収事項の確認をもって検収完了とすること。

④ 厚生労働省による検収の結果、納入成果物の全部又は一部に不合格が生じた場合は、受注者は直ちに引取り、必要な修正を行った上で、厚生労働省が指定した期日までに修正が反映されたすべての納入成果物を納入すること。

8　入札参加資格に関する事項

(1) 入札参加要件

以下のすべての条件を満たすこと。

① 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由のある場合に該当する。

② 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

③ 平成 25・26・27 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で「A」、「B」若しくは「C」の等級に格付けされている者であること。

④ 厚生労働省から指名停止を受けている期間でないこと。

⑤ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑥ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑦ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（オ及びカについては 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。

ア　厚生年金保険

イ　健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

ウ　船員保険

エ　国民年金

オ　労働者災害補償保険

カ　雇用保険

⑧ 品質管理体制について「ISO9001:2008」、組織としての能力成熟度について「CMMI レベル 3 以上」のうち、いずれかの認証を受けていること。

⑨ 「プライバシーマーク付与認定」、「ISO/IEC27001 認証（国際標準）」、「JISQ27001 認証（日本工業標準）」のうち、いずれかの認証を受けていること。なお、「ISO/IEC27001 認証（国際標準）」、「JIS Q 27001 認証（日本工業標準）」については、本業務を実施する組織において認証を取得していること。

⑩ 本案件と同等規模の機器導入業務、保守業務の実績を有する者であること。

⑪ 入札に参加しようとする者は、厚生労働省が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。入札に参加した者が、誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。

(2) 入札制限

本調達の公平性を図る観点から、応札者（参加表明事業者）は、以下に挙げる事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38

年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者でないこと。

① 本調達仕様書のレビュー並び入札事業者の審査に関する業務（以下、「妥当性確認等」という。）を行う政府CIO補佐官、厚生労働省CIO補佐官及びその支援スタッフ等（常時勤務を要しない官職を占める職員、「一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年11月27日法律第125号）に規定する任期付職員及び「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」（平成11年12月22日法律第224号）に基づき交流採用された職員を除く。以下「CIO補佐官等」という。）が現に属する、又は過去2年間に属していた事業者。また、CIO補佐官等がその職を辞職した後に所属する事業者（辞職後の期間が2年に満たない場合に限る。）。

   本案件の妥当性確認等を行う厚生労働省PMO支援スタッフが現に属する事業者又は過去2年間に属していた事業者、また、厚生労働省PMO支援スタッフがその職を辞職した後に所属する事業者(辞職後の期間が2年間に満たない場合に限る。)。

② 「労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援業務」の受注者。

③ 「労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等業務」の受注者。

9　再委託に関する事項

(1) 再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

受注者は本仕様書に示す業務の全部又は主要部分を第三者に委託することはできない。これ以外の本仕様書に示す業務の一部について再委託を希望する場合、受注者は、再委託を行う前に厚生労働省と協議し、契約書にて定める内容について書面による承諾を得ること。

また、以下の事項を遵守すること。

① 本仕様書 8(2)に該当する事業者は本項における再委託先となることはできない。

② 再委託者、再委託者が業務を委託する第三者（以下「再々委託者」という。）及び再々委託者が業務を第三者へ委託する場合の責任は受注者が負うこと。

③ 以下に示すものについても附属文書 1 要件定義書に示した情報セキュリティに関する事項を遵守させること。

ア　再委託者

イ　再々委託者

ウ　再々委託者が業務を委託する第三者

④ 再委託する場合でも、責任者及び統括担当者については受注者から要員を配置すること。

⑤ 再委託先（再々委託先等も含む）について、資本関係・役員等の情報、再委託事業の実施場所、再委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供を行うとともに、再委託事業に対して意図せざる変更が加えられないための十分な管理体制がとられることを報告し、係る管理体制について厚生労働省の確認（立入調査）を随時受け入れること。

(2) 承認手続

① 本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額、資本関係・役員等の情報、再委託事業の実施場所、再委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍等について記載した別添の再委託承認申請書を厚生労働省に提出し、あらかじめ承認を受けること。

② 前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を厚生労働省に提出し、承認を受けること。

③ 再委託の相手方が更に委託を行う等複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

(3) 再委託先の契約違反等

再委託先において、本調達仕様書及び契約書に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、厚生労働省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

10 その他特記事項

(1) SLA の締結

受注者の役務については、厚生労働省と受注者との間で SLA を締結する。サービスレベル評価項目と要求水準については、別紙 4 を参照すること。また、サービスレベルに係る納入成果物については別紙 5 を参照すること。

(2) 節電対応及び環境への配慮

① 厚生労働省が用意する作業場所においては、厚生労働省の実施する節電対策に従うこと。また、受注者が用意する作業場所においては、可能な限り厚生労働省の実施する節電対策に従うこと。

② 本調達に係る納入成果物については、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 27 年 2 月 3 日変更閣議決定）や「環境物品等の調達の推進を図るための方針について」（厚生労働省）及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づいた製品を可能な限り導入すること。

③ 「厚生労働省における今夏の節電対策について」（平成 26 年 5 月 27 日 厚生労働省節電対策本部）や「厚生労働省における今冬の節電対策について」（平成 26 年 11 月 27 日 厚生労働省節電対策本部）等を踏まえた作業環境や作業手順等を検討し、調達担当課室の承認を得た上で実施すること。

(3) 関連事業者との役割分担等

本調達における体制については別紙 3 のプロジェクト体制図を参照のこと。また、システム接続における責任分界については別紙 12 を参照のこと。受注者はこれら関係者と協力し、円滑にプロジェクトを進めるとともに、以下の事項について対応すること。

① 受注者は、契約期間内において、厚生労働省及び全ての関連事業者との会議に出席し、調整及び状況報告を行うこと。
また、必要に応じて追加の会議の出席を求められた場合は対応すること。ハードウェア、ソフトウェア保守開始後においては、状況報告のための会議を開催すること。ただし、重大なインシデントの発生時等において、緊急の会議への出席を求められた場合は対応すること。

② 受注者は、関係者への依頼や調整事項等については、厚生労働省と協議の上、実施すること。なお、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その 1)、(拠点機器その 2)、(拠点機器その 3）及び（本省サーバ機器）のうち、(本省サーバ機器）の受注者が中心となり、計画策定、調整を実施する。また、地方拠点（47 都道府県）及び労働基準監督署については、(拠点機器その 2）の受注者が窓口となり調整を実施する。

③ 受注者は、重大なインシデント等適用徴収システムに係る問題事項が発生した場合においては､労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その 2)、(拠点機器その 3）及び（本省サーバ機器）の受注者と協力し、問題解決を行い、厚生労働省に報告すること。

④ 適用徴収システムのインタフェースやシステム基盤に影響を与える他システムの計画と推進状況を的確に把握すること。また、これらの計画やシステムの担当部署との調整について厚生労働省と協議し、必要な調整等を行うこと。

⑤ 受注者は、今後調達される事業者から、厚生労働省を通じて情報の提供及び引継ぎ等の依頼があった場合には、これに応じること。

(4) その他

① 電子政府推進計画等の方針（今後出されるものも含む）に従うこと。

② 受注者は､厚生労働省情報化統括責任者(CIO)補佐官､厚生労働省全体管理組織(PMO)､厚生労働省個別管理組織（PJMO）から指摘等があった場合は、指摘された事項について検討を行い、指摘回答書等を作成し、必要な対応を実施すること。

③ 受注者は、総合工程管理等支援事業者又は技術的支援等事業者等から指摘等があった場合は、指摘された事項について検討を行い、厚生労働省に報告すること。

④ 本契約期間中に厚生労働省が「緊急」と判断する事態の発生時に備え、しかるべき担当者間においてあらかじめ、サービス提供時間又は保守時間以外にも連絡体制を確保しておくこと。

⑤ 本仕様書に示す業務の実施に当たって、発生した課題については厚生労働省に報告し、関係者と必要な協議の上、解消すること。

⑥ 本仕様書に記載の事項に疑問が生じた場合は、厚生労働省との協議により解決すること。

⑦ 受注者は、本仕様書に基づく業務について、厚生労働省と打合せ等を実施する場合においては、文書により説明等を実施し、また、その際の会議議事録を作成し、厚生労働省に提出すること。

⑧ 作業実施に関する詳細については、厚生労働省との密接な協議に基づき行うこととし、質疑あるいは協議の結果はその都度、文書で提出すること。

⑨ 受注者は、厚生労働省の指示に従い、作業の進捗状況・予定を文書によって説明す

ることとし、その都度、厚生労働省の承認を得て作業を進めること。

⑩ 作業実施に当たり必要となる備品、什器及び消耗品等については、受注者の負担において準備すること。

⑪ 本仕様書に定める業務を実施する部門以外から定期的に品質に関する監査を受け、その結果を厚生労働省に書面により報告すること。なお、監査を受ける範囲及び時期については、保守業務実施計画書に記載し、厚生労働省の承認を得ること。

⑫ 委託業務の内容を変更する必要が生じたときは、厚生労働省と受注者が協議すること。

11 附属文書

(1) 要件定義書

本仕様書の附属文書として附属文書１要件定義書を参照すること。

(2) 参考資料

附属文書１要件定義書を作成する際に参考にした資料、又は要件定義書と併せて作成した資料等は、別紙２に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料を参照すること。

(3) 事業者が閲覧できる資料一覧表

応札者（参加表明事業者）は、別紙２に示す資料の閲覧を希望することができる。資料の閲覧を希望する場合は、事前に守秘義務に関する誓約書を提出した後、厚生労働省が定める期間、場所、方法において閲覧を許可する。なお、原則として閲覧資料の借用はできない。

(4) 閲覧要領

資料閲覧は厚生労働省労働基準局労働保険徴収課労働保険徴収業務室内にて行う。

なお、閲覧期間、閲覧手続及び閲覧時の注意事項については、入札説明会において配布される資料を参照すること。

また、資料閲覧についての連絡先は本調達仕様書１(8)を参照すること。

(5) 提案書等の審査要領

提案書等の審査要領については、入札説明会において配布される資料を参照すること。

以上

附属文書１　要件定義書（案）
労働保険適用徴収システムに係る
ハードウェア・ソフトウェアの
賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）

平成２７年７月

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課

※別紙については、調達仕様書に添付されている別紙を参照すること。

※要件定義書に記載された会社名、製品名等は、各社の商標又は登録商標である。

1 調達件名

労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）

2 業務要件の定義

(1) 適用徴収業務の概要

適用徴収業務の概要を表 1-1 に示す。業務の流れ等の詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーEA ドキュメント」を参照すること。

表 1-1 適用徴収業務の概要

No	業務名称	業務概要
1	適用促進	未手続事業場の情報や手続指導履歴等の記録の管理等に係る業務
2	適用	労働保険の適用事業場、継続一括事業場等の管理に係る業務
3	徴定・収納	労働保険料等の徴定・収納等に係る業務
4	決算	労働保険料等の決算（仮決算、組替決算及び繰越決算）に係る業務
5	滞納整理	労働保険料等の滞納整理等に係る業務
6	算定基礎調査	労働保険料算定基礎調査等に係る業務
7	印紙保険料	雇用保険印紙保険料の印紙購入及び報告等に係る業務
8	事務組合管理	事務組合、委託事業場、保険料申告書内訳及び報奨金管理等に係る業務に係る業務
9	統計・本省運用	各種統計表の作成、住所等の本省一括変更等の運用に係る業務

なお、利用者としては主に都道府県労働局、労働基準監督署及び厚生労働省職員であり、8 時 30 分から 18 時に利用するものと想定される（ただし、業務繁忙期（6 月から 9 月）については、8 時 30 分から 20 時）。想定利用者数は約 40,000 人である。

適用徴収業務における業務量は、業務繁忙期である毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日までの労働保険料の概算･確定保険料の申告期間に毎年約 170 万件の申告書を処理することを想定する。

(2) 適用徴収システム及び RS システムの概要

適用徴収システムの概要及び詳細については､別紙 2 に示す応札者(参加表明事業者)に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーEA ドキュメント」を参照すること。また、全ての関連事業者については別紙 3 を参照すること。

なお、適用徴収システム（RS システムを含む）における情報システム化の範囲は図 1-1 に示す部分である。ただし、図 1-1 は現時点のものであり、「労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守業務一式（平成 28 年度運用開始）」

における基盤見直し等により変更する可能性がある。

図 1-1 情報システム化の範囲

適用徴収システムを構成する各機能と動作環境については別紙 2 に示す応札者(参加表明事業者)に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料(RS システム除く)－基本設計書」、「適用徴収システム関係資料(RS システム除く)－ハードウェア関連資料」、「RS システム関係資料－基本設計書」及び「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

3　機能要件の定義

本調達はハードウェアに係る調達であり、以下については本調達の受注者の役務の範囲外であるが、別紙 2 に示す応札者(参加表明事業者)に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料(RS システム除く)」及び「RS システム関係資料」を参照すること。

・機能に関する事項
・画面に関する事項
・帳票に関する事項
・情報・データに関する事項
・外部インタフェースに関する事項

4　非機能要件の定義

(1) ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項について以下の項目に示す。なお、本調達はハードウェアに係る調達であり、以下については本調達の受注者の役務の範囲外であるが、別紙2に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料を参照すること。

① 情報システム利用者の種類、特性

情報システム利用者は主に本省職員、地方局職員及びサイト管理者である。以下に情報システム利用者の種類、特性の一例を示す。

No	利用者区分	利用者の種類	特性
1	本省職員	厚生労働省本省職員	・ 各都道府県労働局からの問合せに対応する。 ・ システム改修に際して、外部組織との仕様調整等を行う。 ・ 法制度改正に伴うシステム改修等の管理・監督を行う。 ・ 各都道府県労働局に対して設定変更指示やシステム改修等情報を通達する。
2	地方局職員	47 都道府県労働局職員	・ 適用徴収システム及び RS システムの利用者 ・ 窓口業務を行い、電話対応しながら画面操作を行う。 ・ 適用徴収システム及び RS システムへのデータ登録、検索、更新、削除を行う。
3	サイト管理者	各都道府県労働局のシステム管理者	・ 各都道府県労働局において、適用徴収端末、モバイル端末の管理を行う。

② ユーザビリティ要件

職員等の利用するシステムは、使いやすい操作性を持たせること。以下にユーザビリティ要件の一例を示す。

No	ユーザビリティ分類	ユーザビリティ要件	補足
1	画面サイズ	・ 画面サイズは 1024x768 の解像度のディスプレイでブラウザを最大化表示したサイズを基準とし、デザインをする。 等	※記載はユーザビリティ要件の一部
2	スクロール	・ 縦スクロールに関しては、特に制限は設けない。 横スクロールに関しては、原則として、前提となる画面サイズにした場合には不要となるように設計すること。 等	※記載はユーザビリティ要件の一部

※上記はあくまでユーザビリティ要件の一例であり、詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）ー基本設計書」及び「RS システム関係資料ー基本設計書」を参照すること。

③　アクセシビリティ要件

職員等の利用するシステムは、使いやすい操作性を持たせること。以下にアクセシビリティ要件の一例を示す。

No	アクセシビリティ分類	アクセシビリティ要件	補足
1	ページ構成	・ サイトを階層構造にまとめ、現在のページ構成を表示、各階層へのリンクを用意する。 ・ ヘッダ、フッタ等の表示形式はサイト内で一貫性を持たせる。 等	※記載はアクセシビリティ要件の一部

2	デザイン	・　ポインティングデバイスを使用できない状態を考慮し、キーボードを使って操作が可能でなければならない。 ・　利用者の意図に反して、又は予期できない状態で、操作無しに表示中のページ、フレームの更新、移動を行わない。 等	※記載はアクセシビリティ要件の一部

※上記はあくまでアクセシビリティ要件の一例であり、詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書」及び「RS システム関係資料－基本設計書」を参照すること。

(2) システム方式に関する事項

①　情報システムの構成に関する全体の方針

機能要件に関する事項の基本条件を以下に示す。なお、機能に関する詳細は別紙 2 応札者に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書」及び「RS システム関係資料－基本設計書」を参照すること。

No	全体方針の分類	全体方針	補足
1	システム基盤の方針	・　受注者以外の者が市場で調達することが困難な製品でないこと。	
2		・　本調達により調達するハードウェア及びオペレーティングシステム(OS)は納入時点で IPv4 及び IPv6 に対応したものであること。なお、契約期間中にモジュールのアップデート等（ハードウェア本体に外付機器を接続することも含む）で IPv6 に対応することが可能であるものでもよい。ただし、契約期間中の IPv6 対応についても、受注者の負担において実施すること。	

3		・ 導入するハードウェア及びソフトウェアについては、別紙6、別紙8及び別紙9を参照し、適用徴収システム及びRSシステムが確実に動作する製品とすること。また、導入するハードウェア及びソフトウェアについては、適切な必要数量やライセンスを揃え、製品間の形状不一致、インタフェース不整合等の接続不良を発生させないよう対策を講じること。	
4		・ 契約期間中、納入したハードウェア及びソフトウェアの正常な動作を保証すること。また、契約期間中、納入したハードウェア及びソフトウェアが原因で適用徴収システム及びRSシステムが正常に動作しない場合、厚生労働省と対策を協議の上、直ちに対応すること。	
5	ソフトウェア製品の活用方針	・ 利用開始時点での導入ハードウェア及びソフトウェアに関する種類やバージョン情報、すべての設定項目を記載した設定定義書を作成すること。また、設定項目が正しく設定されるよう、設定手順書を作成すること。設定後は設定項目が正しく設定されている確認を行い、証跡とともに設定確認報告書を厚生労働省へ提出し、承認を得ること。なお、運用開始後においても同様に対応すること。	
6	ソフトウェア製品の活用方針	・ 導入するソフトウェア間において、オープンな標準規格による相互接続性を確保するとともに、製品間の相互依存関係を極力生じないようにすること。	

② 情報システムの全体構成

現行システムにおける適用徴収システムのシステム全体の構成を図 3-1、表 3-1、表 3-2 及び別紙 10 に示す。また、RS 関連サーバ群の詳細については別紙 6、別紙 8 及び別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

※現行システムの構成において本調達の調達範囲に相当する部分を点線で示す。

図 3-1 現行システムにおける適用徴収システムのシステム構成（ハードウェア）（平成 27 年 3 月時点）

表 3-1　ソフトウェア構成（現行システム）

No	ソフトウェアの種類
1	オペレーティングシステム
2	Web／アプリケーションサーバ
3	データベース管理ソフトウェア（DBMS）
4	帳票管理ソフトウェア
5	MPN パッケージソフトウェア
6	暗号化ソフトウェア
7	オフィス系ソフトウェア
8	アンチウイルスソフトウェア
9	運用監視ソフトウェア（エージェント機能含む）
10	Java 実行環境

表 3-2　RS システムの機能と動作環境

No	機能	概要	動作確認
1	徴収 LAN	還付請求管理 事蹟管理 等	RS システムサーバ クライアント端末
2	文書管理	スキャナ取込み 申請書等管理 等	RS システムサーバ 文書管理用クライアント端末 文書管理用スキャナ
3	事務組合	年度更新 報奨金管理 等	RS システムサーバ クライアント端末

③　開発方式及び開発手法

本調達はハードウェアに係る調達であり、設計・開発については本調達の受注者の役務の範囲外である。なお、適用徴収システム及び RS システムにおけるアプリケーションプログラムの開発方式及び開発手法はウォーターフォール型開発である。

(3) 規模に関する事項

①　機器数、設置場所

下記に、現行システムで導入した機器数、設置場所等を記述する。なお、機器数、設置場所及び用途の詳細は調達仕様書別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーハードウェア導入関係資料」及び「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

ア　機器数

（ア）　サーバ台数

No	サーバ区分	台数
1	業務サーバ	46　台
2	統合認証サーバ	4　台
3	運用管理サーバ	16　台
4	適用事業場公開用サーバ	9　台
5	テスト・検証用サーバ	31　台
6	労働局適用徴収業務支援サーバ（RSサーバ）	50　台

（イ）　端末台数

No	端末種別	台数
1	保守・運用管理端末	11　台
2	職員用クライアントPC	2,338　台
3	テスト・検証端末	10　台
4	モバイルPC	50　台

（ウ）　プリンタ台数

No	プリンタ種別	台数
1	レーザプリンタ	455　台
2	ラインプリンタ	55　台
3	ドットインパクトプリンタ	394　台
4	高速レーザプリンタ	97　台
5	モバイルプリンタ・卓上プリンタ	250　台

（エ）　汎用 OCR 装置及び操作端末等台数

No	OCR装置、端末等	台数
1	汎用OCR装置・汎用OCR操作端末	175　台
2	スキャナ	68　台

②　データ量

適用徴収システムが管理する主なデータ量を以下に示す。なお、RS システム文書管理機能については、OCR 申請書、電子申請書、添付書類をスキャンしたイメージデータを取扱うため、3.8TB（大規模局容量）のデータ容量を確保している。

No	データ区分	データ量 （単位：GB）
1	適用徴収業務データ	約12,000
2	電子申請・納付データ	約14,000
3	適用事業場公開データ	約20
4	利用者個人用フォルダデータ	約600

※データ量については、今後、変動することがある。

③　処理件数

No	項目	処理件数	補足
1	年度更新申告書 （毎年6月1日から9月30日まで）	約1,700,000件	対象は各労働局におけるものである。

④　利用者数

適用徴収システムにおける利用者数を以下に示す。

No	利用者区分	利用者数	補足
1	適用徴収システム利用者 （主に各労働局配属者）	・利用者総数 約40,000人 ・利用時間帯 平常時：8時30分から18時 繁忙期：8時30分から20時	RSシステム利用者は左記のうち、労働局配属者（利用可能端末約1,900台）である。

※労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システムのクライアント端末及びハローワークシステムのクライアント端末からアクセスする職員を含む。利用者数については、今後変動することがある。

(4) 性能に関する事項

①　応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サーバ処理時間）

応答時間について、表 3-3 に示す。詳細は別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書－システム論理設計書」及び「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

ハードウェアの構築に当たっての前提として、応答時間を想定すること。なお、受注者の責に帰さない原因により応答時間を満たすことが困難であることが証明された場合には考慮する。

表 3-3　適用徴収システム応答時間

No	設定対象	指標名	目標値	応答時間達成率	補足
1	適用徴収機能関連画面	応答時間	（下記の時間に、通信時間・端末処理時間(3 秒以内を想定)を加えた値） 一連の処理又はリクエストを発行してからレスポンス（画面表示）が返るまで、2.5秒以内。 年度更新審査業務に関する処理のみ 1.5 秒以内。	100%	左記は、1 回の一連の処理又はリクエストを発行してからレスポンス（画面表示）が返るまでの時間とする。
2	適用徴収電子申請機能関連画面	応答時間	一連の処理又はリクエストを発行してからレスポンス（画面表示）が返るまで、5 秒以内。	100%	同上。
3	適用事業場公開機能関連画面	応答時間	一連の処理又はリクエストを発行してからレスポンス（画面表示）が返るまで、5 秒以内。	100%	同上。
4	その他の画面	応答時間	一連の処理又はリクエストを発行してからレスポンス（画面表示）が返るまで、5 秒以内。	100%	同上。
5	適用徴収機能（統計機能）	ターンアラウンドタイム	業務終了時からバックアップ処理開始時までの間に処理が完了すること。	100%	夜間バッチ処理。
6	適用徴収電子申請機能（統計機能）	ターンアラウンドタイム	業務終了時からバックアップ処理開始時までの間に処理が完了すること。	100%	夜間バッチ処理。

② スループット

適用徴収システムのスループット目標値について以下に示す。

No	設定対象	目標値	補足
1	適用徴収機能	382,000件／日 35.370件／秒（※1）	※1 ピーク時アクセス件数（件／日）÷（3時間×3,600秒）で算出。

(5) 信頼性に関する事項

適用徴収システムにおいて提供されるサービス全体について、高い品質が実現、維持されることが必要であることから、以下の要件を満たすよう最適なハードウェア、ソフトウェアを選択すること。

① 可用性要件

ア 可用性に係る目標値

可用性に係る目標値は別紙 4 サービスレベル評価項目及び別紙 6 の要求仕様に準拠すること。

イ 可用性に係る対策

（ア） 過度な冗長性を排除しつつ、サービスレベル要件を基に、十分な可用性を維持するための適切な対策を実施すること。

（イ） 可用性対策により得られる効果と対策に要するコストの両面を考慮し、対象の重要性に見合った最適なハードウェア、ソフトウェアを選択すること。

（ウ） ハードウェアについては、実績ある構成、実績ある組合せ、実績ある相互接続構成を踏まえた上で選択すること。

（エ） バックアップ及びリストアを可能とし、安全性を確保することができるようにすること。

② 完全性要件

サーバについては、システムで管理する情報が、破壊や改ざん、消去されないようなアクセス制御機能を組み込むこと。

③ 機密性要件

適用徴収システムに関する適切なアクセス管理を組み込むことによって、権限のない者のアクセスを防止する機能を維持すること。

ア 適切なアクセス管理を組み込むことによって、権限のない者からのアクセスを防止する機能を持たせること。

イ ネットワーク上のデータ通信の暗号化を実施することにより、盗聴・漏洩等の技術的な脅威に対し、システムの機密性を確保すること。

(6) 拡張性に関する事項

性能面及び機能面での拡張性を確保するため、各コンポーネントが疎結合となるアプリケーションシステムデザインとすること。

性能面及び機能面での拡張性を確保するため、可能な限り CPU やストレージが増設できる構成で提案すること。

(7) 上位互換性に関する事項

以下の上位互換性を維持すること。

ハードウェア、ソフトウェアの上位互換性を確保するため、技術参照モデル（TRM、http://www.ipa.go.jp/osc/trm/）に可能な限り準拠した製品を選択すること。

ハードウェア・ソフトウェア製造業者から継続的にサポートが得られる製品を選択すること。

(8) 中立性に関する事項

システム中立性を維持すること。

また、技術参照モデル（TRM、http://www.ipa.go.jp/osc/trm/）に可能な限り準拠した製品等でシステムを構築すること。

(9) 継続性に関する事項

① 継続性に係る目標値

適用徴収システムの継続性に係る目標値については別紙 4 及び別紙 2 で示す応札者に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書－情報セキュリティ設計書」、「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書－システム論理設計書」、「RS システム関係資料－運用手順書」及び「その他関係資料－労働保険適用徴収システム緊急時対応計画（システム運用)」を参照すること。

② 継続性に係る対策

労働保険適用徴収システム緊急時対応計画に従い、災害発生時の対応体制及び対応内容を予め定め、保守計画書に記載すること。災害発生時には、予め定めた体制にて対応すること。不測の事態が発生した場合には、厚生労働省と対応策を検討し、対策を講じること。

主要な機器における適度な冗長化、データの復旧を目的としたバックアップ方式を確立すること。

(10) 情報セキュリティに関する事項

① 基準等の遵守

ア 基本事項

厚生労働省が提供する資料、ハードウェア、ソフトウェア、データ及び施設等を利用する際、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順」等を遵守し、万全の情報セキュリティ対策を実施すること。また、遵守に当たっては常に最新版を対象とすること。

なお、「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順」は契約締結後、受注者が厚生労働省に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

厚生労働省では情報漏洩問題を踏まえ、再発防止等について検討を行っていることから、情報セキュリティ対策、ハードウェア、ソフトウェア設計に当該検討結果の内容を反映させること。

「厚生労働省情報セキュリティポリシー」及び「労働保険適用徴収システム情報セキュリティ対策実施手順」等に準拠した必要な対策を定めた機密保持管理計画書（個別プロジェクト実施計画書に含む）を作成すること。

また、万一、セキュリティ事故が発生した場合に備え、緊急時の対処方法についても、機密保持管理計画書に含めること。

セキュリティ対策の詳細については別紙 2 に示す応札者に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ー情報セキュリティ関係資料」を参照すること。

（ア） 「厚生労働省情報セキュリティポリシー」等の規約・基準の見直しが行われた場合は、その内容に準拠すること。

（イ） 本調達に係る業務で発生し得るセキュリティリスクについて、受注者において対策を実施すること。

（ウ） 本調達に係る業務の実施のために厚生労働省が提供する情報その他当該業務実施において知り得た情報については、その秘密を保持し、また、当該業務の目的以外に利用しないこと。

（エ） 受注者は、受注者の組織全体のセキュリティを確保するとともに、厚生労働省から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

（オ） 情報処理技術者試験のうち、情報セキュリティに関する資格を有する者若しくは同等の知識及び技能を有することを自ら証明できる者を含む第三者部門から定期的に情報セキュリティ監査を受け、結果を情報セキュリティ監査報告書に記載し、厚生労働省に報告すること。

（カ） 本調達に係る業務の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、厚生労働省が情報セキュリティ監査の実施を必要と判断した場合

は、厚生労働省がその実施内容を定めて、情報セキュリティ監査を行う（厚生労働省が選定した事業者による監査を含む)。

イ　権限要件

適用徴収システムの権限要件については、別紙2に示す応札者(参加表明事業者)に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）－基本設計書」及び「その他関係資料－情報セキュリティ関係資料」を参照すること。

納入するハードウェア、ソフトウェアに設定する権限については、厚生労働省が提供するインフラストラクチャ詳細設計書に従って設定すること。

具体的な設定内容等については、機密情報を含むため契約締結後、受注者が厚生労働省に守秘義務の誓約書を提出した際に開示する。

②　情報セキュリティ対策要件

ア　基本方針

（ア）　ファイアウォールや不正侵入保護システムを利用する場合には ISO/IEC15408 セキュリティ評価基準の認定を受けている製品を採用すること。その他の製品についても、リスク分析・評価の結果により必要と判断された場合には、ISO/IEC15408 セキュリティ評価基準の認定を受けている製品の採用を優先して検討すること。

（イ）　調達時点の技術で実現可能な対策を現実的な方法にて実施すること。なお、契約後において対策の更新が必要となった場合には、厚生労働省と協議の上、合意した対策を実施すること。

（ウ）　稼働時点での必要機能の組込みに加えて、稼働全期間にわたっての継続的な更新（最新かつ実証済みのセキュリティパッチ等を遅延なく取り込む等）のための仕組みを実現すること。なお、セキュリティパッチの配信は次期システム関連事業者により行われるため、十分協議し、適切な仕組みを実現すること。

厚生労働省が第三者機関等による情報セキュリティ監査を受ける場合には、厚生労働省を支援すること。

また、受注者が導入するハードウェア及びソフトウェアにおいて、改善の必要性が指摘された場合には、受注者の負担と責任において迅速に情報セキュリティ対策を実施すること。なお、指摘内容が他の全ての関連事業者の瑕疵と認められる場合については、受注者は対応を要しない。

イ　情報セキュリティ事故が発生した場合の対処

本調達に係る業務の遂行において情報セキュリティ事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、速やかに一次的対応を実施し、直ちに厚生労働省に報告すること。

また、一次的対応を実施した後は、厚生労働省の指示に従い、原因の分析及び再発防止策を検討し、厚生労働省の承諾を得た上で再発防止策を実施すること。

ウ　情報セキュリティ対策の履行状況の報告

本調達に係る業務の遂行における受注者内の社内教育や周知状況を含む情報セキュリティ対策の履行状況について、厚生労働省の求めに応じて情報セキュリティ対策履行報告書を提出すること。

エ　情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本調達に係る業務の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分であると認められる場合には、受注者は、厚生労働省の求めに応じ、厚生労働省と協議の上、合意した情報セキュリティ対策を実施すること。

(11)情報システム稼働環境に関する事項

①　ハードウェア構成

ア　ハードウェア構成図

適用徴収システム及びRSシステムのハードウェア構成については別紙6、別紙2に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RSシステム除く）－基本設計書－システム論理設計書」及び「RSシステム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

イ　ハードウェア要件

本調達におけるハードウェア要件については、別紙6及び別紙2に示す応札者(参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RSシステム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

（ア）　基本条件

サーバ等についてはラック収納型とすること。

（イ）　ハードウェア要件

ハードウェア構成に関する要件を別紙6及び別紙2に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RSシステム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。なお、ハードウェア要件に記載する事項は特に明記しない限り、すべてハードウェア1台ごとに満たさなければならない条件である。

（ウ）　導入条件

A)　導入時の機種は最新版とすること。ただし、最新版以外の機種を導入する場合は厚生労働省と協議の上、決定すること。

B)　導入したハードウェア上で、適用徴収システムが正常に動作しない場合には、厚生労働省、受注者及び更改 AP 事業者と協議の上、指定された期日までに正常に動作させること。

②　ソフトウェア構成

ア　ソフトウェア構成図

適用徴収システム及び RS システムのソフトウェア構成については別紙 8、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）ー基本設計書ーシステム論理設計書」及び「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

イ　ソフトウェア製品の要件

本調達におけるソフトウェア要件については、別紙 8 及び別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

（ア）　基本条件

A)　受注者は、導入するソフトウェア間の組合せ及びハードウェアとの組合せを事前検証し、障害・不具合が発生しないようにすること。

B)　受注者が動作保証できるソフトウェアであること。ただし、厚生労働省から提供するソフトウェアについては単体での動作保証は対象外とする。

（イ）　ソフトウェア要件

導入するソフトウェア及びソフトウェアに対する要件を別紙 8 及び別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

（ウ）　導入条件

A)　導入時のバージョンは最新版とすること。ただし、最新版以外のバージョンを導入する場合は厚生労働省と協議の上、決定すること。

B)　導入したソフトウェアが正常に動作しない場合には、厚生労働省、受注者及び更改 AP 事業者と協議の上、指定された期日までに正常に動作させること。

③　ネットワーク構成

ア　ネットワーク構成図

適用徴収システム及び RS システムのネットワーク構成については別紙 11 を参照すること。

イ　ネットワーク回線の要件

本調達におけるネットワーク回線の要件は、導入するネットワーク機器の一覧表を別紙 6、ネットワーク構成を別紙 11 に示す。また、システム接続における責任分界については別紙 12 を参照のこと。

なお、ネットワーク機器については、RS に係る機器の一部分を労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その 1）が､その他の機器については労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受注者が納入する想定である。

④　施設・設備要件

施設・設備要件については別紙 2 に示す応札者に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

(12)テストに関する事項

受注者が遵守すべき適用徴収システムのテスト要件は以下のとおりとする。

なお、現行システム導入時のテストの実績については別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料ーハードウェア導入関係資料」を参照すること。

①　動作確認試験

導入する機器の設定完了後、本調達の要件を満たしていることを確認するための動作確認試験を実施すること。動作確認に必要となる試験用機材、端末機器、物品、消耗品、什器等は受注者の負担において準備すること。

なお、保守業務においても同様の対応を実施すること。

ア　動作確認試験実施計画の策定

動作確認試験の開始に先立ち、試験項目、試験方法、試験条件等について記載した動作確認試験実施計画書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

イ　動作確認方法

（ア）　動作確認

納入するすべてのハードウェア及びソフトウェアにおいて、以下の動作確認を行うこと。

A)　インフラストラクチャ詳細設計書及び作成した設定定義書に従って、正しく設定され、正常に動作すること。

B)　設置先の LAN に接続し、正常に使用できること。具体的には、以下の導通確認を実施すること。ただし、厚生労働省及び全ての関連事業者と十分な打合せ等調整を行い､他システム側に悪影響を及ぼさずに実施できるように計画すること。

- RS システムサーバとクライアント端末間

・　RS システムサーバと文書管理用クライアント端末間
・　RS システムサーバと適用徴収システムサーバ間
・　RS システムサーバと保守サーバ及び保守クライアント端末間
・　RS システムサーバとパッチ配信用サーバ間
・　RS システムサーバと運用監視サーバ間

（イ）　その他

ハードウェア及びソフトウェアの環境設定や動作確認に当たって必要なデータは、受注者側で準備すること。ただし、厚生労働省にて準備する必要がある場合は、受注者は厚生労働省と協議の上、データの提供又は作成方法について決定し、厚生労働省の作業を支援すること。

ウ　問題発生時の対応について

動作確認において問題が発生した場合、納入期日までに問題を解決し、動作確認試験を完了すること。また、不具合が解消された後、再テストにより正常に動作することを確認すること。ただし、受注者の責任範囲外である場合は速やかに厚生労働省に報告すること。

また、次期システム関連事業者が実施する動作確認において問題が発生した場合、次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者の要請に基づき、問題解決に協力すること。

エ　動作確認試験成績書の納入について

動作確認試験の結果を記録した動作確認試験成績書を作成し納入すること。

オ　検証環境及び本番環境のバックアップデータの取得

動作確認試験の完了後、最新の検証環境及び本番環境のバックアップデータを取得すること。

なお、取得したバックアップデータは厚生労働省が不要と判断した場合、速やかに消去すること。また、消去に当たっては証跡を取得し、厚生労働省へ報告すること。

カ　機器連携テスト対応

受注者が納入する機器の連携について、厚生労働省、次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者からの要請に基づき、必要なテストを行うこと。具体的には、適用徴収システムにおける改修・設定変更等の要因を想定している。なお、実施範囲は本要件定義書 4(12)①イ（ア）B)のうちテストが必要な範囲とし、受注者の負担において実施すること。

キ　外部連携テスト対応

適用徴収システムに関連する外部システムの改修や更改、定期的な動作確認試験等に伴い、アプリケーションを含むシステムのテストを行う際に、導入するソフトウェア・ハードウェアのテストが必要になった場合には、受注者が対応する

こと。また、帳票の印書を行う外部委託事業者との連携テストについても必要に応じて受注者が対応すること。

次期システム関連事業者、他関連事業者及び PJMO 関係事業者で対応が必要な事項については、厚生労働省に報告の上、協力を依頼すること。

② 総合・運用テストへの環境提供等

受注者は、更改 AP 事業者等がシステムの正常な稼働のために実施する総合テスト及び運用テスト（パイロット局テストを含む）に対し、検証環境及び本番環境を提供するとともに、システム構成機器等に関する調整、環境設定の変更等の協力、導入機器におけるシステム連携間のテストについて、計画段階より共同で作業を行うこと。

なお、テストに必要となる機器の種類、数量、提供開始時期については、厚生労働省と協議の上、厚生労働省の指示に基づき対応すること。

受注者は、総合テスト及び運用テスト（パイロット局テストを含む）の期間中は更改 AP 事業者等のテスト作業の支援（立会い等）を行うこと。また、受注者に起因する障害が発生した場合は次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者への報告及び対応スケジュール、再テストスケジュールの調整を受注者が主体的に実施すること。

③ 受入テスト支援

受注者が導入及び設置したハードウェア、ソフトウェアに対し、厚生労働省が実施する受入テストの支援（テストケースの作成、テストデータの作成、テスト環境の整備、テストの立会い、テスト結果の確認、操作の質問対応等）を行うこと。

受注者は、厚生労働省からの要請に応じ、検証環境及び本番環境を提供すること。

受注者は、受入テストの期間中は更改 AP 事業者等のテスト作業の支援（立会い等）を行うこと。また、受注者に起因する障害が発生した場合は次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者への報告及び対応スケジュール、再テストスケジュールの調整を受注者が主体的に実施すること。

④ 研修用環境の協力

受注者は、更改 AP 事業者等が実施する各種教育・研修について、厚生労働省からの要請に応じ、検証環境及び本番環境を提供すること。また、新任職員への各種教育・研修（実施時期は年度初めを想定）についても、厚生労働省からの要請に応じ、検証環境、本番環境及び端末等を提供すること。

⑤ テストの実施体制と役割

テストの実施に当たっては、テスト計画書に、厚生労働省及び受注者の体制と役割を記述すること。また、次期システム関連事業者等と連携してテストを行う場合は、受注者が連携相手とのテスト作業の分担、実施に向けた支援を行うこと。

⑥ その他事項

職員の業務環境を用いて試験を実施する場合には、職員に対し負担をかけないよう事前に厚生労働省と協議し、その指示に従うこと。やむを得ず職員への作業依頼が必

要な場合は、事前に厚生労働省に申入れ、協議すること。

各テストについては、可能な限り厚生労働省に負荷を与えることなく、受注者が責任を持って作業を実施すること（受入テストを除く）。

テスト終了時については、動作確認試験成績書を作成し、厚生労働省へ報告すること。

性能要件に記載した要件が達成されることの確認を動作確認試験の中に織り込むこと。

(13)移行に関する事項

本要件定義書における移行とは平成28年度に予定しているシステム更改における次期基盤へのシステム全体の移行を指す。

この移行先のハードウェアは、システム更改用に調達するハードウェアである。移行元の現行ハードウェア及びソフトウェア等に関しては、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に提供する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く)」及び「RSシステム関係資料」を参照すること。

移行の基本要件と各項目は以下に示す。

① 移行手順

ア　現行ハードウェア、ソフトウェア及びシステム移行に伴う各種機器（サーバ、ネットワーク機器、端末等）の設定情報の調整、初期セットアップ

イ　職員への問合せ対応支援

ウ　更改AP事業者が実施する移行に係る一連の作業の支援

エ　移行リハーサルを実施する場合の対応

オ　次期システムの切替え時における障害発生時の現行システムへの切戻し対応

② 移行要件

移行対象は、現行ハードウェア、ソフトウェア及びシステム移行に伴う各種機器(サーバ、ネットワーク機器、端末等）の設定情報の調整、初期セットアップとし、加えて職員への問合せ対応支援についても実施することとする。現行システムからのすべての移行作業は受注者の負担により行うこと。

更改AP事業者が実施する移行に係る一連の作業について、支援を実施すること。また、リハーサルを実施する場合には、対応すること。

次期システムの切替え時は、次期システムの本番稼働後に障害が発生した場合、現行システムに切戻しができるよう対応すること。

③ 移行対象データ

データ移行は本調達の受注者の役務の範囲外であるが、更改AP事業者が実施する移行に係る一連の作業について、支援を実施すること。

(14)引継ぎに関する事項

本調達の役務終了後に引継ぐこととなる次々期ハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（仮称）へ引継ぎを実施すること。

No	引継ぎ発生時	引継ぎ元	引継ぎ先	引継ぎ内容	引継ぎ手順	補足
1	次々期更改時	本調達の受注者	次々期ハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（仮称）	労働保険適用徴収システムに係る運用・保守手順等、本調達の受注者及び厚生労働省が必要と判断した引継ぎを行うこと。	本調達の受注者が策定し、厚生労働省の承認を得ること。	

(15)教育に関する事項

本調達の以下の教育に関する事項について、教育訓練実施計画書を作成し、教育を実施すること。

① 教育対象者の範囲、教育の方法

ア 教育対象者の範囲

教育は厚生労働省職員、次期運用事業者及び更改AP事業者に対して実施するものとする。

イ 教育の実施内容

（ア） 導入前研修

導入前（平成28年度第3四半期を想定）に実施する予定の職員向け研修、次期運用事業者及び更改AP事業者向け研修において、必要に応じて本要件定義書4(15)①エに示す操作等の講義を行うこと。

（イ） 新任職員への研修

新任職員向け研修（毎年度第1四半期を想定）において、必要に応じて本要件定義書4(15)①エに示す操作等の講義を行うこと。

ウ 教育の実施時期

本要件定義書4(15)①イ（ア）については平成28年度第3四半期に実施、本要件定義書4(15)①イ（イ）については毎年度第1四半期に実施することを想定している。

エ 教育の方法

研修の実施の際には、操作マニュアルを基に研修用マニュアルを作成し受講人数分を用意すること。研修場所は厚生労働省が指定した場所とする。

また、操作研修時の障害発生に備え、厚生労働省から指示があった場合は、立会い等の対応をとること。

（ア） 機器の電源切断及び投入の手順

（イ） 端末及びスキャナの操作方法

（ウ） バックアップテープの交換手順

（エ） ハードウェアのステータスランプや、パネルの表示内容

（オ） その他、運用において必要なシステム操作

オ　教材

本調達の受注者が作成する研修用マニュアル。

カ　教育対象者数

教育対象者は本省職員、各労働局職員、次期運用事業者及び更改 AP 事業者の代表者であり、研修受講人数は 200 名程度を想定している。

② 教材の作成

ア　教材

本調達の受注者が作成する研修用マニュアル。

イ　教材の概要

機器の操作時に参照する操作マニュアルを基にした研修用マニュアルを作成すること。

ウ　対象者

本省職員、各労働局職員、次期運用事業者及び更改 AP 事業者を対象とする。

(16)運用に関する事項

① 情報システムの操作・監視等要件

以下に運用要件を示す。なお、運用要件の詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料－労働保険適用徴収システム運用保守要領」を参照すること。

ア　操作の自動化

運用における作業負荷を低減するため、契約後に厚生労働省が提供する設定情報等により、納入するハードウェア、ソフトウェアの起動・停止等の手順を自動化すること。

（ア） 起動処理の自動化

電源投入から、オペレーティングシステム（OS）、ミドルウェア及び業務アプリケーションの起動処理を正しい順序で実行し、自動的に業務開始可能な状態にすること。

（イ） 停止処理の自動化

終了指示に従って、業務アプリケーション、ミドルウェア、OS の終了処理及び機器の電源切断を正しい順序で実行し、自動的に電源切断状態にすること。

（ウ）　バックアップ処理の自動化

労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受注者が実施するバックアップ処理に必要となる調整を実施し、業務アプリケーションやソフトウェアの停止、再開処理を行うために必要なシェル等を提供すること。また、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受注者が作成する日常運用を含めたバックアップ計画を確認の上、操作マニュアルを作成すること。

イ　稼働監視環境の構築

稼働監視については本調達の役務範囲外であるが、地方拠点（47 都道府県）及びセンター拠点に設置する機器に対して、以下の稼働監視を実施する予定であり、ハードウェア設計及び構築に当たっての前提とすること。なお、作業の実施に当たっては､労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受注者と調整し、稼働監視を可能にすること。

（ア）　RS システムの稼働状況チェック

（イ）　ウイルス検出状況のチェック

（ウ）　ウイルス定義ファイルの更新チェック

（エ）　各種ログ（イベントログ、定期バッチ処理ログ等）のチェック

（オ）　バックアップ取得状況のチェック

②　データ管理要件

データ管理については本調達の役務範囲外であるが、適用徴収システムの更改において、現行システムの運用要件を踏襲することとしており、ハードウェア構築に当たっての前提とすること。

現行システムのデータ管理要件の詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明業者）に開示する資料のうち、主に「適用徴収システム関係資料（RS システム除く）ーハードウェア関連資料」及び「RS システム関係資料ーハードウェア関連資料」を参照すること。

ア　システム環境

システム環境変更時に手動起動により、外部バックアップメディア（LTO）（以下「LTO」という）へフルバックアップを取得する。

イ　データベース内データ

業務サービス稼働時間外における日次取得として、LTO へフルバックアップを取得する。

ウ　文書スキャンデータ、各種ログ等

業務サービス稼働時間外における日次取得として、LTO へ取得する。ただし、バックアップ方法（フルバックアップ、増分バックアップ)、取得タイミングについて

はデータの種別を考慮して設定される。

③　運用施設・設備要件

ア　設置場所

本調達機器を厚生労働省の以下の拠点に設置すること。

（ア）　センター拠点（本省サーバ機器設置場所）

（イ）　地方拠点（47 都道府県）（拠点機器設置場所）

なお、機器ごとの設置場所は別紙 2 に示す応札者（参加表明業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」 を参照のこと。また、作業等により設置場所に立ち入る場合には、庁舎管理者が定める規定の必要な手続きを実施し、承諾を得ること。

イ　センター拠点の設置条件

（ア）　基本事項

A)　機器は、厚生労働省が提供する範囲内に設置すること。なお、機器設置スペースの詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照することとするが、最終的な機器設置については、厚生労働省の指示に従うこと。

B)　使用可能な電気設備（分電盤等）については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「その他関係資料－ハードウェア導入関係資料」を参照すること。電気設備（分電盤等）の変更が必要な場合には、必要な電気工事を実施すること。変更を行った箇所については、契約期間終了後、厚生労働省の指示に従い、必要な場合には速やかに原状復帰を行うこと。なお、変更内容については、厚生労働省と協議の上、承認を得ること。

C)　機器の搬入経路及び荷物エレベータ等は確保されている。

D)　フリーアクセス板の剛性は、600kgf/㎡である。ただし、架台を利用してスラブ（構造床）に直接設置することにより、最大 1,000kgf/㎡まで可能である。なお、架台を利用する場合、架台は、受注者の負担において準備すること。

（イ）　電源条件

A)　導入するハードウェアについては、100V 又は 200V 電源で稼働すること。なお、ハードウェアの電源は、厚生労働省で準備する無停電電源装置から供給する。

B)　厚生労働省が準備する分電盤から機器の接続に必要なOAタップ等機器・ケーブルは、受注者の負担において準備すること。

（ウ）　空調条件

機器の設置温度条件として、以下の環境で動作を保証すること。

A)　周囲温度

16-30℃

B)　相対湿度

30-80%

ウ　地方拠点（47都道府県）の設置条件

（ア）　基本事項

A)　機器は、設置拠点と調整の上、設置拠点が提供する範囲内に設置すること。なお、機器設置スペースの詳細については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照することとするが、最終的な機器設置については、厚生労働省の指示に従うこと。

B)　電気設備（分電盤等）の変更が必要な場合には、必要な電気工事を実施すること。変更を行った箇所については、契約期間終了後、厚生労働省の指示に従い、必要な場合には速やかに原状復帰を行うこと。なお、変更内容については、厚生労働省と協議の上、承認を得ること。

（イ）　電源条件

導入するハードウェアについては、100V電源で稼働すること。

設置拠点が準備する分電盤から機器の接続に必要なOAタップ等機器・ケーブルは、受注者の負担において準備すること。

（ウ）　空調条件

機器の設置温度条件としては、一般的な事務執務室と同等の環境で動作を保証すること。

(17)保守に関する事項

①　保守体制

受注者は、平成28年12月28日までに、システム切替え後の保守業務実施に必要な体制を整備すること。ただし、機器の設置後においてはシステム切替え前であっても厚生労働省の求めに応じ必要な保守作業を実施すること。

なお、体制図及びそれぞれの役割の詳細について保守計画書に記載し、提出すること。保守計画書については、本要件定義書4(17)③を参照すること。

② 保守要件

ア 保守対象

受注者の保守対象は、納入したハードウェア及びソフトウェア一式である。他社の製品を納入する場合においても、受注者が責任を負うこと。なお、必要に応じて適宜、厚生労働省が他社製品に関する保守契約の確認を実施することがあるのでこれに応じること。

なお、消耗品（LTO）以外の交換部品の供給及び交換作業は、受注者が費用を負担するものとする。

イ 保守時間

納入したハードウェア及びソフトウェアについては、地方拠点（47 都道府県）においては平常時の保守要員の対応が開庁日の 8 時 30 分から 18 時（ただし、業務繁忙期の 6 月から 9 月は、8 時 30 分から 20 時)、センター拠点においては平常時の保守要員の対応が開庁日の 8 時 30 分から 20 時（ただし、業務繁忙期の 6 月から 9 月は、8 時 30 分から 22 時）まで可能であること。また、重大障害等が発生し、厚生労働省が緊急と判断するときには、深夜・休日の対応も可能であること。保守対象場所については、別紙 2 に示す応札者（参加表明事業者）に開示する資料のうち、主に「RS システム関係資料－ハードウェア関連資料」を参照すること。

ただし､予防保守等一部の業務の実施時間帯については､厚生労働省と協議の上、決定すること。

ウ 保守継続期間

納入したハードウェア及びソフトウェアについての保守継続可能期間は契約期間以上であること。また契約が延長された場合は延長の期間も対象とすること。

エ オンサイト対応

納入したハードウェア、ソフトウェアに係るインシデントに対して、オンサイト対応（技術者の派遣による現地での障害機器・部品の交換、正常復帰確認作業、報告）を行うこと。特にハードディスク交換の場合は、交換前と同様に使用可能な状態に設定すること。

なお、オンサイト対応に必要な機器や部品の確保等は受注者が行い、天災その他の不可抗力又は厚生労働省の故意若しくは過失による場合を除き、受注者の負担において準備すること。ただし、リモートでのインシデント対応が可能な場合は、オンサイト対応でなくともよい。

オ　駆けつけ

ハードウェア及びソフトウェアのオンサイト対応は、次期運用事業者又は更改 AP 事業者が実施する一次切分けの後、厚生労働省が別紙 4 において指定した時間内に駆けつけることが可能であること。また、受注者は、指定時間内で保守員が到着可能であることを、保守拠点の所在地等により証明すること。

カ　障害等の復旧対応時間

受注者は、次期運用事業者又は更改 AP 事業者が実施する一次切分けの後、厚生労働省が別紙 4 において指定した時間内に障害の復旧を完了すること。

キ　SLA の締結

納入したハードウェア及びソフトウェアの保守については、受注者と厚生労働省との間で SLA を締結する。サービスレベル評価項目と要求水準については、別紙 4 を参照すること。

ク　インシデント対応

インシデントの原因究明を円滑に進めるために、厚生労働省からの協力要請、調査指示に速やかに従うこと。また、インシデント対応の連絡、問合せについて、対応可能な体制を整備すること。

インシデント状況の調査、ハードウェア及びソフトウェアに関する情報調査を速やかに実施すること。また、対策会議へ出席すること。

インシデント対応完了後、別紙 4 において指定した時間内にインシデント報告、障害である場合は障害の復旧について報告するとともに、発生内容、発生原因、対策内容等を記述したインシデント報告書を作成し、別紙 4 において指定した時間内に、厚生労働省に提出すること。なお、インシデント発生時の情報としてログ等がある場合は、インシデント報告書と併せて提出すること。

インシデントについてはインシデント管理簿にて管理し、発生したインシデントが障害と判別された場合は障害管理簿に移管し管理すること。

③　保守計画書

保守作業の開始に先立ち、作業内容、障害対応方法、作業体制及びスケジュール（定期点検のスケジュールを含む）等を記載した保守計画書を作成し、厚生労働省の承認を得ること。

なお、保守計画書の作成において、次期システム関連事業者及び PJMO 関係事業者との調整が必要な事項については、厚生労働省の承認を得て、受注者が主体となって行

うこと。また、関連する事業者が増えた場合には厚生労働省と協議の上、厚生労働省の指示に基づき対応すること。

④　保守作業

保守作業は、以下の作業を行うこと。

なお、受注者は、厚生労働省が契約締結後に提示する手順書等にしたがって、保守作業を実施すること。

ア　ハードウェア、ソフトウェアの更新（パッチ及びアップデートプログラム等の適用）

（ア）　パッチ、最新アップデートプログラム、バージョンアッププログラム及びサポート切れ情報の取得

納入したハードウェア及びソフトウェアの開発元・販売元からサポートを確実に受けられる状態を確保し、パッチ、最新アップデートプログラム、バージョンアッププログラム及びサポート切れ情報をオンタイムで取得し、更新情報を厚生労働省に提供すること。また、セキュリティに関する問題が確認された場合も同様とする。

パッチ、最新アップデートプログラム、バージョンアッププログラム及びサポート切れ情報等の更新、導入及び対応の対象は受注者が導入するすべてのハードウェア、ソフトウェアにおいて、OS、ミドルウェア、ハードウェア機器のファームウェアを対象とする。

なお、パッチ、最新アップデートプログラム、バージョンアッププログラム及びサポート切れ情報は、受注者が納入したハードウェア及びソフトウェアへの影響を評価すること。

（イ）　パッチ、最新アップデートプログラム及びバージョンアッププログラムの適用

パッチ、最新アップデートプログラム及びバージョンアッププログラムは、適用徴収システムへの影響について更改AP事業者と調整し、厚生労働省と協議の上、厚生労働省の指示に基づき受注者が検証環境でのテスト及び適用作業を行うこと。なお、パッチ、最新アップデートプログラム及びバージョンアッププログラムの配信は次期システム関連事業者によって実施されるが、適用状況については受注者が管理すること。また、サーバ機器等におけるパッチ、最新アップデートプログラム及びバージョンアッププログラムの適用の作業実施前には、検証環境及び本番環境のバックアップを必ず取得すること。

イ　ハードウェア、ソフトウェアの追加、削除への対応

（ア）　追加ハードウェア部品、ソフトウェアの導入

システム稼働以降、受注者が納入したハードウェア及びソフトウェアに対して、新たにハードウェア及びソフトウェア（パッケージ製品及び適用徴収システムのアプリケーションモジュール等を含む）を追加、導入する必要が生じた場合、厚生労働省と協議の上、厚生労働省から提供された当該品を対象のハードウェアにインストール及び設定すること。

インストール及び設定に当たっては、機器設定手順書・設定確認報告書及び設定定義書を作成し、検証環境にて影響調査を行った上で実施すること。なお、厚生労働省から提供する設定情報（インフラストラクチャ詳細設計書等）が存在する場合はそれに準ずること。

（イ） その他

適用徴収業務において必要な文書ビューア、サーバ証明書の更新、JRE（Java Runtime Environment）更新等について、手順書の作成並びに導入した場合の影響調査を実施すること。

ウ　ハードウェア及びソフトウェアの更新、追加、削除に伴う設計との整合確保

受注者は、ハードウェア又はソフトウェアの更新、追加、削除が発生し、設計情報が更新された場合には関連業者と連携の上、受注者の責において速やかに設計情報、設定定義書、マニュアル及び手引書との整合性を確保すること。

エ　機器パラメータの変更

厚生労働省の依頼に基づき、検証環境及び本番環境の変化（外的要因による変化を含む）へのアプリケーション変更に伴う対応や性能改善を目的として、ハードウェア及びソフトウェアのパラメータ（機器パラメータ）の見直し、設定変更及び動作確認を行うこと。

機器パラメータの変更に当たっては、次期システム関連事業者のアプリケーションの改修やプログラムのパラメータの変更に伴い提供される設定情報（インフラストラクチャ詳細設計書等）に従い設定定義書及び機器設定手順書・設定確認報告書の作成を行うこと。また、動作確認試験により事前に正常に動作するか確認すること。

オ　ウイルス感染時の対応

導入したハードウェア、ソフトウェア内でウイルス感染が検知された場合は、速やかにその除去及び被害の復旧を主体的に行うこと。なお、ウイルス感染時にはインシデント対応と同様に対応すること。

カ　定期点検

受注者は、納入した機器について、予防保全を前提とした保守・交換部品の準備、定期メンテナンスを含む定期点検（機器環境の点検、稼働状況の点検等）を年 2 回以上行うこと。定期点検の頻度については厚生労働省と協議の上、保守計画書に記載すること。定期点検のスケジュールは厚生労働省及び地方拠点（47 都道府県）と調整した上で実施すること。

キ　保守報告書の作成と報告

受注者は、保守に関わる作業を行った際には、保守作業完了後、保守報告書を作成し、別紙 4 において指定した時間内に厚生労働省に提出すること。

保守報告書に記載する内容は、保守計画書の作成時に厚生労働省に提示し、承認を得ること。

ク　技術支援

受注者は、納入したハードウェア及びソフトウェアに関して、厚生労働省から技術的な質問、支援を求められた場合、速やかに対応すること。

（ア）　納入するハードウェア、ソフトウェアの技術、製品動向等に関する質問に対する回答及び助言を行うこと。また、納入するハードウェア、ソフトウェアのカスタマイズ・設定情報に関する情報、資料等を提供すること。

（イ）　ソフトウェアの最新技術情報・新バージョンに関する情報、資料等を提供すること。

（ウ）　その他、機器及びネットワーク設備を適正かつ効率的に使用するために、厚生労働省が依頼する技術的支援に対する回答及び助言を行うこと。

（エ）　厚生労働省等からハードウェア等の運用管理に関する問合せがあった場合、受注者は速やかにサポートを実施し、適切に運用・管理されるよう支援を行うこと。

ケ　納入成果物の更新

受注者は、別紙 5 に示す納入成果物について契約期間中に変更が発生した場合は、変更を行ったものを再度納入し、厚生労働省の承認を得ること。

なお、機器導入対象拠点に保管してある納入成果物については、受注者が差替えを行うこと。

コ　設置機器に係る作業

受注者は、設置した機器について、以下の作業を実施すること。

（ア）　メンテナンス時等のシステム起動・停止

メンテナンス時、電気設備の法定点検時及び厚生労働省からの要請に応じて、サーバの起動・停止を実施すること。

（イ）　機器移設

厚生労働省の求めに応じ、設置場所内の機器移動又はレイアウト変更及び庁舎移転等に伴う移設作業を、受注者の負担において実施すること。移設作業回数は契約期間中に全 20 回を想定すること。

なお、移設における日程・作業内容調整については、適用徴収システムに係る関連事業者及び PJMO 関係事業者と事前に調整の上、実施すること。また、機器移設に際して電気工事が必要な場合は厚生労働省が実施する。

以上

【別紙１】　用語の定義

項番	用語	解説
1	適用徴収システム（現行システム）	適用徴収業務を支援する目的から1972年（昭和47年）より運用しており、2003年（平成15年）10月からは電子申請・届出に対応し、2004年（平成16年）1月から労働保険料の電子納付に対応した、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」（2006年（平成18年）3月29日厚生労働省情報政策会議決定、2008年（平成20年）3月19日同会議改定、2010年（平成22年）9月17日同会議再改定、http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-5.html参照。）に基づく最適化を行ったシステム。
2	次期適用徴収システム（次期システム）	平成28年度に予定するアプリケーション、ソフトウェア及びハードウェアの更改後の次期の適用徴収システム。
3	RSシステム	労働局適用徴収業務支援システムのこと。適用徴収システムのサブシステム。 主な機能として以下の機能を備えている。 「RS-C」：　徴収LAN 労働保険適用徴収システムの適用徴収関連データを基に、適用事業場、還付請求、過誤納額整理、事蹟情報を管理する。 「RS-B」：　文書管理 年度更新申請書類をOCRより取込み、原本管理を行う。取込みデータの確認・訂正操作、年度更新申告書提出状況を管理する。受け付けた申請データを職員が審査・承認する。 「RS-J」：　事務組合 年度更新申告書内訳の登録、労働保険料の収納・滞納・事蹟管理、報奨金算出、次年度労働保険料算出を行う。算定調査結果を受け、還付、追徴管理を行う。
4	厚生労働省統合ネットワーク	「厚生労働省ネットワーク(共通システム)最適化計画」に基づき、本省、地方支分部局、検疫所等の各組織において、個別の業務ごとに構築されてきた専用通信回線の集約・統合及び運用管理の一元化を図るため、平成20年4月から運用を開始したネットワーク基盤。
5	厚生労働省ネットワークシステム （共通サービス）	「厚生労働行政情報化推進計画」に基づき、各種事務処理の効率的、効果的な遂行を目的に省内パソコン一人1台体制の整備、電子メール・電子掲示板等のグループウェアの構築、厚生労働省ホームページの運用等による省内外との迅速な情報連携等の基盤となるシステム。
6	都道府県労働局におけるLAN（局LAN）	労働局内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
7	利用拠点（労働基準監督署）におけるLAN （署LAN）	労働基準監督署内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
8	利用拠点（公共職業安定所及び労働基準監督署合同庁舎）におけるLAN（地方LAN）	公共職業安定所と労働基準監督署が合同庁舎である場合の内部と統合ネットワークへの接続部分に係る構内通信機器及び回線を指す。
9	厚生労働省CIO補佐官	業務分析手法、情報システム技術及び情報セキュリティに関する専門的な知識・経験を有し、独立性・中立性を有する外部専門家。府省内の業務・システムの分析・評価、最適化計画の策定・実施に当たり、厚生労働省CIO及び各所管部門の長（業務改革関係部門、情報システム統括部門）に対する支援・助言等を行う。
10	PMO	プログラム・マネジメント・オフィスの略であり、省全体管理組織を指す。人事、会計、広報等の関係部局との連携の上、府省内の業務・システムを統括し、最適化を推進する。
11	PJMO	プロジェクト・マネジメント・オフィスの略であり、個別管理組織を指す。各個別システムの最適化を統括・推進する。
12	政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	平成26年12月3日に各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議にて決定した業務・システム整備及び管理の取組みについてまとめた指針。 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000033.html 参照
13	厚生労働省情報セキュリティポリシー	情報セキュリティに対する厚生労働省の基本方針及び対策基準等を定めた文書を指す。
14	センター拠点	東京23区内に設置した適用徴収システムを管理する拠点を指す。
15	地方拠点（47都道府県）	47都道府県に各1箇所設置された適用徴収システムを利用する拠点を指す。
16	現行システム関連事業者	適用徴収システムに関連する現行の事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（本省サーバ） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その1） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その2） ・労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その3） ・労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者 ・労働保険適用徴収システムシステム運用事業者
17	次期システム関連事業者	次期適用徴収システムに関連する事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（本省サーバ） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その1） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その2） ・次期労働保険適用徴収システムハードウェア・ソフトウェア導入保守事業者（拠点機器その3） ・次期労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守事業者 ・次期労働保険適用徴収システムシステム運用事業者（仮称）
18	適用徴収システムに係る関連事業者	現行システム関連事業者、次期システム関連事業者及び追加調達事業者の総称
19	PJMO関係事業者	個別管理組織（PJMO）に関連する事業者を指す。 現在の関連する主な事業者を以下に示す。 ・労働保険適用徴収システム更改等に係る総合工程管理等支援事業者 ・労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等事業者 ・労働保険徴収業務室付システムエンジニア
20	他関連事業者	現行システム関連事業者及び次期システム関連事業者を除く適用徴収システムに関連する事業者を指す。 関連する主な事業者を以下に示す。 ・統合ネットワーク構築事業者 ・都道府県労働局におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（労働基準監督署）におけるLAN導入事業者 ・利用拠点（公共職業安定所と同居型の労働基準監督署）における地方LANの導入事業者 　（ハローワークシステム拠点設備更改等事業者）
21	外部システム	適用徴収システムに関連する外部のシステムを指す。 関連する主なシステムを以下に示す。 ・労働基準行政情報システム ・労災行政情報管理システム ・ハローワークシステム ・官庁会計システム（ADAMSⅡ） ・電子政府の総合窓口システム（e-Gov） ・マルチペイメントネットワーク（MPN）
22	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（本省サーバ）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（業務サーバ群、運用監視サーバ群、運用監視端末、PC等及びプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
23	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その1）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（RSシステム運用監視サーバ群、文書管理スキャナ、保守サーバ及び保守クライアント端末）、都道府県労働局に設置される各機器（RSシステムサーバ、ストレージ及び文書管理用クライアント端末／スキャナ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
24	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その2）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局及び労働基準監督署に設置される各機器（クライアント端末、レーザプリンタ、高速レーザプリンタ、ドットインパクトプリンタ及びラインプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。

項番	用語	解説
25	労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その3）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局に設置される各機器（OCR／OCR端末）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
26	労働保険適用徴収システムシステム運用事業者（システム運用事業者）	現行システムにおける運用オペレータとヘルプデスクを担当する事業者を指す。 ①運用オペレータ 　システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク 　ヘルプデスク業務を遂行する。
27	労働保険適用徴収システムアプリケーション保守事業者（アプリケーション保守事業者）	現行システムにおけるシステム運用・保守統括者及びアプリケーション保守を担当する事業者を指す。 ①システム運用・保守統括者 　システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ②アプリケーション保守 　アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
28	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（本省サーバ）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、厚生労働省に設置される各機器（業務サーバ群、運用監視サーバ群、運用監視端末、PC等及びプリンタ）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
29	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その1）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、以下の機器の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。 ・厚生労働省に設置される各機器（文書管理スキャナ、保守サーバ及び保守クライアント端末） ・都道府県労働局に設置される各機器（RSシステムサーバ、ストレージ及び文書管理用クライアント端末/スキャナ）
30	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その2）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、以下の機器の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。 ・都道府県労働局及び労働基準監督署に設置される各機器（クライアント端末、レーザプリンタ、高速レーザプリンタ、ドットインパクトプリンタ及びラインプリンタ）
31	次期労働保険適用徴収システム ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者（拠点機器その3）	適用徴収システムを構成するハードウェア・ソフトウェアのうち、都道府県労働局に設置される各機器（OCR／OCR端末）の導入及び保守一式を担当する事業者を指す。
32	次期労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守事業者 （更改AP事業者）	システム更改に係るアプリケーション改修及び次期システムにおけるシステム運用・保守統括者及びアプリケーション保守を担当する事業者を指す。 ①システム更改に向けたアプリケーション対応 　基盤の更改に伴うアプリケーション改修作業を遂行する。 ②システム運用・保守統括者 　システム運用・保守統括業務、運用支援業務を遂行する。 ③アプリケーション保守 　アプリケーション改修作業、アプリケーション等障害時対応及び保守一般を遂行する。
33	次期労働保険適用徴収システム システム運用事業者（次期運用事業者） （仮称）	次期システムにおける運用オペレータとヘルプデスクを担当する事業者を指す。 ①運用オペレータ 　システム運用業務を遂行する。 ②ヘルプデスク 　ヘルプデスク業務を遂行する。
34	労働保険適用徴収システムに係る追加調達事業者(追加調達事業者)	労働保険適用徴収システムに係る追加開発業務を担当する事業者を指す（年間10事業者程度を想定するが、これは上限を示すものではない）。
35	労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援事業者 （総合工程管理等支援事業者）	適用徴収システム更改に係る方針検討、調達支援及び工程管理等支援を実施する事業者。 （契約期間：平成25年9月24日～平成28年10月31日）
36	労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等事業者（技術的支援等事業者）	適用徴収システムに係る関連事業者から納品される成果物等が最適化計画等の内容に準拠し、システム基盤技術、システム実現方式及びシステム効率化等の観点から最適化の目的を満たすものとなっているかを審査し、分析・助言等を行う事業者。 （契約期間：平成26年7月18日～平成28年10月31日）
37	システム管理部門	適用徴収システムの運用に関する責任と権限を持ち、システム運用・保守部門と一体となり、システム全般の運用の円滑化を図る組織を指す。労働保険徴収課が担当する。
38	サイト管理者	都道府県労働局においては労働保険徴収主務課（室）長、労働基準監督署においては労働基準監督署長のこと。
39	Service Level Agreement (SLA)	受注者が厚生労働省との間で契約を行う際に、提供するサービスの内容と範囲、品質に対する要求（達成）水準を明確にして、それが達成できなかった場合のルールを含めて、あらかじめ合意した内容を指す。
40	開庁日	厚生労働省が業務を行っている日。 基本的には土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く全ての日であるが、拠点によっては、土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）にも業務を行っている場合がある。
41	SLCP-JCF2013	ソフトウェアを中心としたシステムの開発及び取引きのための共通フレーム体系（2013年版）を指す。
42	障害	業務及びシステム運用の妨げとなるような動作が発生する事象・状況を指す。
43	不具合	障害以外にて想定されていない動作が発生する事象・状況を指す。
44	瑕疵	本番環境へリリース後（発注者側へ引渡し後）に、障害を引き起こした又は引き起こす恐れのある設計、開発又は製品の不良を指す。
45	インシデント	障害、瑕疵及び機器の故障等を含む、業務及びシステムの妨げとなるような事象・状況全般を指す。
46	パラメータ	アプリケーションの設定ファイルにある設定値やデータベース上にあるマスタ情報等の設定値を指す。
47	機器パラメータ	ハードウェア及びソフトウェアにおける設定値を指す。
48	次期システムの更改に係るアプリケーション対応期間（次期アプリケーション対応期間）	次期システム更改に係る基盤設計・開発作業、追加機能設計・開発作業、教育・研修作業及びシステム移行作業までの期間を指す。期間中には、次期ハードウェア・ソフトウェア導入・保守事業者によるハードウェア・ソフトウェアの機器導入作業等が行われる。
49	次期システムのアプリケーション保守期間 （次期アプリケーション保守期間）	次期システム更改に係るシステム移行作業の完了後、次期システムが稼働してからの期間を指す。※平成29年1月からを想定しているが、今後変更の可能性がある。
50	パイロット局テスト	全拠点に資材を配布する前に実地検証を行うため、厚生労働省が選定した一部の拠点にて実施する、総合テスト及び運用テストのこと。
51	KPI (Key Performance Indicator)	重要業績評価指標のこと。 達成度合いを図るための定量的な指標のこと。
52	仮設置	稼働の際に設置する場所に対し、搬入・設置・事前動作検証の確認のため一時的に設置することを指す。 一時的な設置であるため、稼働までは同一建屋内若しくは受注者の確保場所（機器の運搬は受注者）にて機器を保管又は 設置し、稼働の直前に稼働設置用の場所に再度設置する必要がある。
53	ODB	政府情報システム管理データベース（Official information system total management Database）の略称。政府における情報システムに関する情報を一元的に管理するため、総務省において整備及び管理し、各府省の用に供するデータベース。

【別紙2】 応札者に開示する資料

本調達において応札者（参加表明事業者）に開示する資料は以下のとおりである。

資料名		
適用徴収システム関係資料（RSシステム除く）		
	要件定義書	
	基本設計書	
		ソフトウェア論理設計書
		情報セキュリティ設計書
		オンライン処理規約
		開発標準ドキュメント
		外部インタフェース仕様書
		システム論理設計書
	詳細設計書	
		ソフトウェア物理設計書
		運用設計書
		画面設計書
		帳票設計書
		データベース設計書
		ファイル設計書
		設計書補足資料
	ソースコード	
	マニュアル	
		運用手順書
		システム処理手引
		オペレーション指示書
		処理手引
		マニュアル
	ハードウェア関連資料	
		設定定義書
		システム環境定義書（インフラストラクチャ詳細設計書）
		OCR装置マニュアル（カスタマイズ版）
		OCR帳票設計書
		MPN仕様書
RSシステム関係資料		
	要件定義書	
	基本設計書	
		パッケージ構造設計書
		共通機能基本設計書
		パッケージカスタマイズ基本設計書
		事務組合データ連携基本設計書
		適用徴収システム連携基本設計書
		システム基盤設計書
		移行ツール基本設計書
		文書管理サブシステム基本設計書
	詳細設計書	
		パッケージ詳細設計書
		共通機能詳細設計書
		パッケージカスタマイズ詳細設計書
		事務組合データ連携詳細設計書
		適用徴収システム連携詳細設計書
		システム環境設計書
		移行ツール詳細設計書
		文書管理サブシステム詳細設計書
	ソースコード	
	運用手順書	
	ハードウェア関連資料	
その他関係資料		
	ハードウェア導入関係資料	
	その他詳細資料（HW/SW一覧等）	
	労働保険適用徴収システム運用保守要領	
	労働保険適用徴収システム緊急時対応計画（システム運用）	
	労働保険適用徴収システム（RSシステム）規模資料	
	システム移行関係資料	
	EAドキュメント	
	情報セキュリティ関係資料	

【別紙3】 プロジェクト体制図

※調達の分離・統合・追加により、事業者の追加・減少があり得る。

【別紙4】　サービスレベル評価項目

項番	評価項目	評価基準		評価期間
		指標	達成条件	
1	パッチ対応	①ソフトウェア製造業者がリビジョンアップ、サービスパック、パッチの情報を公開・通知するホームページ等の入手先について、厚生労働省と協議し、事前に承認を得ていること。 ②①の情報入手先に情報が公開された場合には、24時間以内に厚生労働省へ報告すること。 ③パッチファイルの適用は厚生労働省から指示された時間内に行うこと。	左記指標を満たしていること。	システム稼働日から契約終了まで
2	サーバ機器 ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
3	ストレージ ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
4	バックアップ機 ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
5	文書管理用クライアント端末、保守クライアント端末 ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
6	文書管理用スキャナ ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
7	スイッチ、保守スイッチ ハードウェア予防保守	①機器の定期点検は、稼働後年1回以上実施すること。 ②点検内容は事前に厚生労働省と協議し、承認を受けていること。	左記指標を満たしていること。	
8	サーバ機器 四半期間障害件数	サーバ機器のうち、四半期間の故障総件数は6件以内とする。	左記指標を満たしていること。 ※冗長構成における障害発生時について、サービス停止していない場合には、障害件数としてカウントしない。	
9	ストレージ 四半期間障害件数	ストレージのうち、四半期間の故障総件数は3件以内とする。	左記指標を満たしていること。 ※冗長構成における障害発生時について、サービス停止していない場合には、障害件数としてカウントしない。	
10	バックアップ機 四半期間障害件数	バックアップ機のうち、四半期間の故障総件数は6件以内とする。	左記指標を満たしていること。	
11	文書管理用クライアント端末、保守クライアント端末 四半期間障害件数	各端末のうち、四半期間の故障総件数は6件以内とする。	左記指標を満たしていること。	
12	文書管理用スキャナ 四半期間障害件数	文書管理用スキャナのうち、四半期間の故障総件数は6件以内とする。	左記指標を満たしていること。	

項番	評価項目	評価基準		評価期間
		指標	達成条件	
13	スイッチ、保守スイッチ 四半期間障害件数	各スイッチのうち、四半期間の故障総件数は6件以内とする。	左記指標を満たしていること。	システム稼働日から契約終了まで
14	RSシステムサーバ、保守サーバ、 障害サービス復旧時間	機器毎の故障時サービス復旧時間が、各障害毎に1次切り分け後6時間以内であること。 ただし、保守時間外の時間は対象外とする。	左記指標を満たしていること。	
15	ストレージ 障害サービス復旧時間	機器毎の故障時サービス復旧時間が、各障害毎に1次切り分け後6時間以内であること。 ただし、保守時間外の時間は対象外とする。	左記指標を満たしていること。	
16	バックアップ機 障害サービス復旧時間	機器毎の故障時サービス復旧時間が、各障害毎に1次切り分け後12時間以内であること。 （ただし、故障日の翌開庁日までの復旧とする。）	左記指標を満たしていること。	
17	文書管理用クライアント端末、保守クライアント端末 障害サービス復旧時間	機器毎の故障時サービス復旧時間が、各障害毎に1次切り分け後6時間以内であること。 ただし、保守時間外の時間は対象外とする。	左記指標を満たしていること。	
18	文書管理用スキャナ 故障サービス復旧時間	スキャナ装置の故障時サービス復旧時間は各障害毎に1次切り分け後、6時間以内とする。 ただし、保守時間外の時間は対象外とする。	左記指標を満たしていること。	
19	スイッチ 故障サービス復旧時間	スイッチの故障時サービス復旧時間は各障害毎に1次切り分け後、6時間以内とする。 ただし、保守時間外の時間は対象外とする。	左記指標を満たしていること。	
20	インシデント発生時の保守要員到着時間	インシデント発生時には、1次切分け後、地方拠点（47都道府県）又はリモートでの対応が可能な場合はセンター拠点への到着が2時間以内であること。 ただし、山間部、離島等や突発的な交通事情（渋滞、事故等）で駆けつけが事実上困難な場合は、厚生労働省と協議し、その指示に従うこと。 また、駆けつけが翌開庁日となった場合は、翌開庁日保守時間の開始時間までに駆けつけること。	左記指標を満たしていること。	
21	インシデント対応の報告	①インシデント対応作業を行った際には、障害内容、発生原因、対策内容を記載した障害報告書を作成すること。 ②インシデント対応作業完了後、1時間以内に厚生労働省に対して報告を行うこと。 ③インシデント対応作業完了後、5時間以内に厚生労働省に障害報告書を提出すること。	左記指標を満たしていること。	
22	保守作業の報告	①保守作業を行った際には、保守報告書を作成すること。 ②保守作業完了後、1週間以内に厚生労働省に保守報告書を提出すること。	左記指標を満たしていること。	

項番	評価項目	評価基準		評価期間
		指標	達成条件	
23	スケジュールの遵守	①仕様書に示された期日に対し、遅延を発生させることなく成果物をすべて厚生労働省に納品すること。 ②各計画書に示された期日に対し、2週間を超える遅延を発生させることなく、作業を実施すること。	左記指標を満たしていること。	契約日から契約終了まで
24	指摘事項への対応	①PJMOからの指摘事項に対して、検討を行うこと。 ②検討結果を提出し、指摘から1週間以内に厚生労働省の承認を得ること。	左記指標を満たしていること。	
25	会議への出席及び議事録の作成	①厚生労働省からの求めに応じて、会議へ出席すること。 ②参加した会議について1週間以内に議事録を作成し、厚生労働省に提出すること。	左記指標を満たしていること。	
26	関連業者への協力	適用徴収システムに障害が発生した場合、障害が収束するまで厚生労働省及び関連業者に対して支援を行うこと。	左記指標を満たしていること。	

SLA遵守に関する規定

（１）　基本的な考え方

四半期ごとのSLA達成状況を記載したサービスレベル報告書をベースに、SLA達成状況の評価を行い、SLA達成度合いに応じて、落札金額の90%～100%の範囲内で最終的な支払額の計算を行う。

なお、サービスレベル報告書は当該四半期末日の翌開庁日から5開庁日以内に提出すること。

（２）　SLAの評価時期

SLAの遵守については、契約日からの適用とする。ただし、平成27年度の実績は、支払額の変動へは影響しないものとする。

（３）　SLA達成度合いの指標

四半期ごとに実施する「サービスレベル報告会」において受注者から報告されるSLA達成状況に、改善提案等の内容を加味した上で、受注者と厚生労働省の協議に基づいて当該期間分のSLA達成状況を確定する。また、SLA達成度合いを下表に基づいて決定する。

表　SLA達成度合いの指標

達成度合い	支払の割合	条件
A	100% （満額）	対象となるSLA項目のうち、全項目で指定条件を達成
B	97%	指定条件を達成できないSLA項目がSLA全項目に対して5%未満
C	93%	指定条件を達成できないSLA項目がSLA全項目に対して5%以上10%未満
D	90%	指定条件を達成できないSLA項目がSLA全項目に対して10%以上

支払額は、各年度に関する支払予定額及びSLA達成度合いを元に、四半期ごとに確定する。具体的な支払方法等については、別途契約書において定める。

（４）　無償による対応

SLAが遵守できなかった場合、その改善策（手続見直し、仕組み・ツールの導入、試験・検証等）の検討・実施を必須とし、必要とする作業は受注者の負担により無償で行うこと。

（５）　体制の見直し

「達成度合いC」以下の状況においては、受注者は責任者及び保守統括担当者を本契約に専任させること。

また、担当者の追加、変更といった体制の見直しを含む改善策を提示し、厚生労働省の承認を得ること。その場合、受注者は2週間以内に改善策を講じ、厚生労働省の了承を得ること。

（６）　サービスレベルの達成が困難な状況が続く場合の措置

四半期を対象としたSLA達成度合いが3回連続して「達成度合いD」、または改善の見込みがないと認められた場合には、次回の調達等を始めとする、当システムに関連する各種入札に参加する資格を停止することがある。

別紙５　納入物件、作業内容と SLCP-JCF2013 との対応関係

受注者は以下の表5-1に示す納入成果物を納品すること。

表5-1　納入物件、作業内容とSLCP-JCF2013との対応関係

<table>
<tr><th>項番</th><th>作業内容</th><th>納入成果物名</th><th>納入場所</th><th>納入期日</th><th>SLCP-JCF2013での規定アクティビティ</th></tr>
<tr><td>1</td><td rowspan="6">ハードウェア等の納入及び設置等に係るプロジェクト管理</td><td>個別プロジェクト実施計画書</td><td rowspan="9">センター拠点</td><td>契約締結後 2 週間以内</td><td rowspan="6">1.2.3 契約の合意
1.2.4.11 他の関係者との協調

2.1.1 システム化構想の立案プロセス
2.1.2 システム化計画の立案プロセス

5.1 プロジェクト計画プロセス
5.2 プロジェクトアセスメント及び制御プロセス
5.3 意思決定管理プロセス
5.4 リスク管理プロセス
5.5 構成管理プロセス
5.6 ソフトウェア構成管理プロセス
5.7 情報管理プロセス
5.8 測定プロセス

6.5 品質管理プロセス</td></tr>
<tr><td>2</td><td>会議議事録</td><td>会議実施後 1 週間以内</td></tr>
<tr><td>3</td><td>WBS 及びこれに基づく EVM 管理表</td><td>契約締結後 1 ヵ月以内
その後、各月末ごと</td></tr>
<tr><td>4</td><td>課題・リスク管理表</td><td rowspan="2">随時</td></tr>
<tr><td>5</td><td>進捗報告書</td></tr>
<tr><td>6</td><td>進捗改善策</td><td>遅延発生から 3 開庁日以内</td></tr>
<tr><td>7</td><td rowspan="3">ハードウェア等の環境設計</td><td>システム環境構築計画書</td><td>契約締結後 2 週間以内</td><td rowspan="3">2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス
2.3.2 システム要件定義プロセス
2.3.3 システム方式設計プロセス
2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス
2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス
2.4.4 ソフトウェア詳細設計プロセス

6.2.1 プロセス開始の準備
6.2.2 インフラストラクチャの確立</td></tr>
<tr><td>8</td><td>設定定義書</td><td rowspan="2">平成 28 年度第 3 四半期を想定</td></tr>
<tr><td>9</td><td>機器設定手順書</td></tr>
</table>

別紙５　納入物件、作業内容と SLCP-JCF2013 との対応関係

項番	作業内容	納入成果物名	納入場所	納入期日	SLCP-JCF2013での規定アクティビティ
10	各種テストの実施	動作確認試験実施計画書		動作確認試験実施前	2.3.6 システム適格性確認テストプロセス 2.4.5 ソフトウェア構築プロセス 2.4.6 ソフトウェア結合プロセス 2.4.7 ソフトウェア適格性確認テストプロセス 2.5 ハードウェア実装プロセス 4.3.1 プロセス開始の準備 4.3.2 検証 4.4 妥当性確認プロセス
11		動作確認試験成績書		動作確認試験実施後 1 週間以内	4.4 妥当性確認プロセス 4.4.2 妥当性確認 4.5 共同レビュープロセス
12	ハードウェア等の設定情報の文書化	機器諸元一覧	センター拠点、地方拠点、	機器搬入と同時	2.3.1 システム開発プロセス開始の準備プロセス 2.3.2 システム要件定義プロセス 2.3.3 システム方式設計プロセス 2.4.2 ソフトウェア要件定義プロセス 2.4.3 ソフトウェア方式設計プロセス 2.4.4 ソフトウェア詳細設計プロセス 2.4.9 ソフトウェア受入れ支援プロセス 3.1.1 運用の準備 3.1.3 業務及びシステムの移行 3.1.5 利用者教育 3.1.6 業務運用と利用者支援 6.2.2 インフラストラクチャの確立 6.4.1 スキルの識別 6.4.2 スキルの開発
13		取扱説明書			
14		操作マニュアル			
15	教育の実施	教育訓練実施計画書	センター拠点	平成 28 年度第 3 四半期を想定	1.6.13 ソフトウェア受入れ支援 1.7.1 プロセス開始の準備 1.7.2 運用テスト 1.7.5 利用者教育
16		教育実施報告書			
17		研修用マニュアル			

別紙５　納入物件、作業内容と SLCP-JCF2013 との対応関係

項番	作業内容	納入成果物名	納入場所	納入期日	SLCP-JCF2013での規定アクティビティ
18		引継実施報告書		平成31年度第4四半期を想定	1.7.6 業務運用と利用者支援 1.8.1 プロセス開始の準備 3.4.1 プロセス開始の準備 3.4.2 教育訓練の要求事項の定義 3.4.4 要員の実績評価
19	ハードウェア等の保守	保守計画書	センター拠点	契約締結後保守作業開始前まで	2.6 保守プロセス 2.6.1 プロセス開始の準備 2.6.2 問題把握及び修正の分析 2.6.4 保守レビュー及び／又は受入れ 3.1 運用プロセス 3.1.7 システム運用の評価 3.1.8 業務運用の評価 3.3 サービスマネジメントプロセス 5 プロジェクトプロセス 5.2.1 プロジェクトの監視 5.2.2 プロジェクトの制御
20		インシデント報告書		作業完了後5時間以内	
21		保守報告書		作業完了後1週間以内	
22		作業実績及び改善提案		各年度末まで	
23		インシデント管理簿		随時	
24		障害管理簿			
25		情報セキュリティ対策履行報告書			
26		情報セキュリティ教育実施報告書			
27		サービスレベル報告書		当該四半期末日の翌開庁日から5開庁日以内	
28		設定定義書		作業完了後1週間以内	
29		機器設定手順書・設定確認報告書			
30		調査報告書		調査完了後1週間以内	
31	ハードウェア等の納入、設置及び設定及び撤去	ハードウェア・ソフトウェア一式	センター拠点、地方拠点、	平成28年12月28日まで（最終開庁日）	1.2.5 製品・サービスの納入及び支援 2.3.4 実装プロセス 2.3.6 システム適格性確認テストプロセス 2.3.7 システム導入プロセス 2.3.8 システム受入れ支援プロセス 2.5 ハードウェア実装プロセス 3.2 廃棄プロセス 3.3 サービスマネジメントプ
32		機器搬入・工事・設置計画書	センター拠点	平成27年度第4四半期を想定	
33		撤去計画書		平成31年度第4四半期を想定	
34		作業完了報告書		作業完了後1週間以内	
35		機器設置レイアウト図	センター拠点、該当地方拠点、	平成28年12月28日まで（最終開庁日）	
36		ラック搭載図			
37		接続図			

別紙５　納入物件、作業内容とSLCP-JCF2013との対応関係

項番	作業内容	納入成果物名	納入場所	納入期日	SLCP-JCF2013での規定アクティビティ
38		配線図（電源・NW）			ロセス 4.1 文書化管理プロセス 6.2 インフラストラクチャ管理プロセス
39		撤去対象機器一覧	センター拠点	平成31年度第4四半期を想定	

【別紙6】ハードウェア要件

1　ハードウェアの共通仕様

ID	共通仕様	
1	調達するハードウェアについては、市場で調達可能であり、調達時点において最新かつ豊富な稼働実績を有し、さらに受注者が動作保証できるものを提供すること。 各サーバを搭載できる19インチラックも用意すること。	
2	調達するハードウェアの内、ネットワークに接続する機器については、IPv4、IPv6に対応可能な製品であること。 やむを得ない理由により、対応が不可能である場合は、理由を提示すること。	
3	調達するハードウェアのうち、グリーン購入法の特定調達品目及び国際エネルギースタープログラムの対象製品に該当する機器については、基準に適合する製品であること。	
4	各サーバ共通事項	
	① 外部記録装置	・CD-ROM/DVD-ROM対応のドライブを内蔵すること。 CD-R、DVD-R等書込み可能なドライブを提案する場合、書込禁止設定が可能であること。
	② インタフェース	・Fibre Channelに対応するインタフェースを必要に応じて有することが可能なこと。その場合、Fibre Channelの伝送速度は8Gbps以上であること。
	③ LANインタフェース	・1000Base-T/100Base-TX/10Base-Tに対応したLANインタフェースを4ポート以上有すること。
	④ 電源	・冗長化電源構成とすること。　消費電力は一式あたりの数値を指す。
	⑤ 筐体	・19インチラック型に搭載可能であること（なお、ラックごとには必要に応じてディスプレイキーボード等を含むラックコンソールを有すること）。
	⑥ バックアップ装置	・バックアップ装置としてLTO-3以上若しくはRDXユニットを搭載すること。
	⑦ 主記憶装置	・ECC（エラー訂正）機能を有すること。

2　ハードウェアの個別要求仕様

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-1	徴収WebAPサーバ	3 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で220以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。				
A-2	徴収DBサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で239以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は12コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・128GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を2,200W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANは6ポート以上であること。）。 ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-3	ファイルサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で209以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANは6ポート以上であること。）。 ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
A-4	帳票サーバ	6 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で258以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は6コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
A-5	OCR・Webアプリケーションサーバ	2 式						○	
A-6a/7a	OCR・テキスト画像データ管理サーバ	2 式						○	
A-6b/7b	外部ストレージ（OCR・テキスト画像データ管理サーバ）	1 式						○	
A-8	OCR用管理端末	1 式						○	
A-9	省内・金融機関連携サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で221以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりのサーバの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANポートは6ポート以上であること。）。 ・CD及びDVDに書込み可能なドライブを有すること。 ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-10	官庁会計連携サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で221以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりのサーバの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANポートは6ポート以上であること。）。 ・CD及びDVDに書込み可能なドライブを有すること。 ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
A-11	外部共有ディスク装置	1 式	①	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として125TB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・障害時に備え、十分に予備ディスクを確保すること。				○
			②	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を11,000W以下とすること。				
			③	その他	ソフトウェア要求仕様書の外部共有ディスクソフトウェアと併せて下記の機能を提供できること。 ・RAID構成であること。 ・ホットスペア対応可能であること。 ・障害時に備え、十分な予備ディスクを確保すること。 ・高アクセス性、高信頼性を保つこと。 ・レプリカ作成機能を有すること。 ・アクセスを許可するユーザを限定する機能を有すること。 ・データベースのリストア、リカバリを可能とすること。 ・障害のためフェイルオーバしたパスを監視し、障害復旧を検出すると、自動的にフェイルバックすること。 ・定期的にパス状態を監視すること。 ・障害時にログ出力すること。 ・論理ボリューム複製機能を有すること。 ・Fibre Channel接続可能なポートを32ポート以上及びLANポートを2ポート以上有すること。 ・Fibre Channelの伝送速度は8Gbps以上であること。				
A-12	業務系バックアップサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で209以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は6コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続でテープ装置（A-13）と接続すること。				
A-13	テープ装置（A-12接続）	2 式	①	ドライブ	・メディアタイプLTO-6（読込み・書込み）、LTO-5（読込み・書込み）に対応すること。 ・6ドライブ以上搭載すること。				○
			②	スロット数	・220本以上のスロット数を有すること。				
			③	インタフェース	・Fibre Channel接続で業務系バックアップサーバ（A-12）と接続すること。 ・各ドライブにFibre Channel接続可能なポートを有すること。 ・各ドライブに対して4Gbps以上の伝送速度を有すること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,700W以下とすること。				
			⑤	その他	・LTO-6メディアを440本納入すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-15	FCスイッチ	2 式	①	インタフェース	・Fibre Channel接続可能なポートを72ポート以上及びLANポートを有すること。				○
			②	伝送速度	・Fibre Channelの伝送速度は8Gbps以上（全二重）であること。				
			③	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を280W以下とすること。				
			④	その他	・サーバから当スイッチを介して、外部共有ディスク（A-11）、テープ装置(A-13) 及びSAN接続を行うこと。				
B-1	原本保管サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で209以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・64GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,600W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、バックアップ装置は不要、LANポートは6ポート以上）。 ・信頼性を高めるために、コールドスタンバイ構成とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
B-2	電子納付サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で209以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
B-3	MPN連携サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で79以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を2,200W以下とすること。				
			⑤	テープ装置	・メディアタイプLTO-6（読込み・書込み）、LTO-5（読込み・書込み）に対応すること。				
			⑥	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・ホットスタンバイ時での待機系への切替えは高速に行えること。 ・本サーバがMPN（マルチペイメントネットワーク）に接続する際に必要となるネットワーク機器については受注者にて準備すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類 番号	分類 名称	要求仕様	調達区分 その1 ※1	調達区分 その2 ※2	調達区分 その3 ※3	調達区分 本省 ※4
B-4	e-Gov連携サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で94以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
B-5	電子申請APサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で209以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。				
C-1	統合認証サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で94以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。				
C-2	ポータルサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で94以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。				
D-1	運用操作ログ管理サーバ				・D-11　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○
D-2a/ D-7a/ D-7b	アップデートサービス/ファイル配布/資産管理サーバ				・D-11　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-2b	セキュリティ監査サーバ				・D-11　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○
D-3	システムログ管理装置	2 式	①	収集処理能力	・最大1秒間に3,400以上のログイベントを収集する能力を有すること。				○
			②	収集可能デバイス数	・サーバ及びネットワーク機器が記録する400以上のログを分析する能力を有すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は3Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID構成（冗長構成）とすること。				
			④	外部ディスク装置	・サーバ間でデータ共有するための外部共有ディスクを実装すること。 ・共有ディスクはRAID構成（冗長構成）とし、RAID構成後の利用可能領域として6.6TB以上およびホットスワップ対応とすること。 ・LANケーブルでの接続であること（NASドライブ）。 ・gigabit接続であること。 ・外部ディスク装置は全体で1式とする。				
			⑤	消費電力	・システムログ管理装置本体一式及び外部ディスク装置一式の最大消費電力の合計を1,500以下とすること。				
			⑥	その他	サーバ上のファイルやアプリケーションに対するアクセスの証跡を取得できること。 集積したログデータについて、以下の要件を満たすこと。 ・様々な形式の表やグラフ・レポートを作成できること。 ・CSVの出力形式が可能なこと。 ・定型・非定型レポートが出力可能なこと。 ・ログを圧縮して格納する機能を有すること。 専用のビューアが、次の要件を満たすこと。 ・格納されているアクセス証跡を閲覧、分析ができること。 ・HTTP,HTTPS通信が可能であること。 ・1000Base-T/100Base-TX/10Base-Tに対応したLANインタフェースを1ポート以上有すること。 ・冗長化電源構成とすること。 ・19インチラック型に搭載可能であること。 ・サーバ+アプリケーションの構成も可とする。				
D-5	ウイルス管理／検疫管理サーバ				・D-11　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○
D-6	運用監視サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で94以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				
D-8	メールサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で94以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・クラスタ系間LAN用のLANポートを2ポート有すること。 ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-9	レーザプリンタ	1 式	①	印刷方式	・レーザー方式又はLED方式にてカラー印刷及び両面印刷が可能であること。				○
			②	インタフェース	・ネットワーク対応（100BASE-TX/10BASE-T）であること。				
			③	主記憶容量	・256MB以上搭載していること。				
			④	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			⑤	用紙	・A3、B4、A4、B5、A5及びはがき版のサイズの用紙、長3封筒(レーザプリンタ用)、角2封筒(レーザプリンタ用)に印刷可能であること。通常の用紙、再生紙の印字に対応していること。				
			⑥	給紙容量	・手差しトレイを含めた3つ以上のトレイを有し、総給紙容量は900枚以上とすること。				
			⑦	寸法	・手差しトレイを含めた3つ以上のトレイ及び両面印刷ユニットを含めた状態で、外寸は700（W）×650（D）×550（H）mm以内とすること。				
			⑧	重量	・手差しトレイを含めた3つ以上のトレイ及び両面印刷ユニットを含めた状態で、総重量が80kg以下であること。				
			⑨	印刷速度	・フルカラー片面25枚/分（A4横）、フルカラー両面20枚/分（A4横）以上であること。 ・モノクロ片面30枚/分（A4横）、モノクロ両面20頁/分（A4横）以上であること。				
			⑩	耐久性	・60万頁又は5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑪	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。省エネモード時に17W以下であること。				
			⑫	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・消耗品は予備を含めて2セット納入すること。 ・本プリンタを上に設置できる適切な大きさの什器及び椅子を用意すること。				
D-10	運用管理端末	6 式	①	CPU	・クロック周波数 3.1GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、4つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・500GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-ROM/CD-R（書込み）/CD-RW（書換え・書込み）/DVD-ROM/DVD-R/-RW（書換え・書込み）/DVD+R/+RW（書換え・書込み）を内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶22型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑦	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。ハードウェアにその他のポインティングデバイスがある場合はマウスが差し込まれているときはマウスのみ利用できる機能を有すること。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。				
			⑩	寸法	・外寸は350（W）×380（D）×400（H）mm以内であること（ディスプレイは含まない）。				
			⑪	重量	・最大9.0kg以下とすること。				
			⑫	消費電力	・最大時360W以下とすること。				
			⑬	その他	・運用管理端末は、デスクトップパソコンとする。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・キーボードカバーを装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・ネットワーク対応型パトランプを有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-11	仮想化基盤サーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPUの2コア単位のSPECint_rate_base2006の値が93以上であること。 ・全体として14コア以上有すること。				○
			②	主記憶容量	・64GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（LANポートは6ポート以上） ・冗長化されたFibre Channel接続で外部共有ディスク装置（A-11）と接続すること。 ・仮想化基盤ソフトウェアをUSBフラッシュドライブなどから起動できること。				
D-12	仮想化基盤管理サーバ				・D-11　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○
D-13	事業場公開保守端末	1 式	①	CPU	・クロック周波数 1.73GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。				○
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は3Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・80GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-R/CD-RW/CD-ROM/DVD-ROM対応のドライブを内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。 ・無線LANはなくてもよい。なお、有している場合は使用不可とする。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶15型以上（解像度1,366×768ピクセル以上）とすること。				
			⑦	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑧	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。 ・テンキーボードはキー配列が17キー又は19キーであること（106, 109キー配列も可）。				
			⑨	モデム	・有している場合は使用不可とする。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
G-1	ヘルプデスク端末	6 式	①	CPU	・クロック周波数 1.73GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。		○		
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は3Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・80GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-R/CD-RW/CD-ROM/DVD-ROM対応のドライブを内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。 ・無線LANはなくてもよい。なお、有している場合は使用不可とする。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶17型以上（解像度1280×1024ピクセル以上）とすること。				
			⑦	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。 ・テンキーボードはキー配列が17キー又は19キーであること（106, 109キー配列も可）。				
			⑩	モデム	・有している場合は使用不可とする。				
			⑪	オーディオ機能	・AC97準拠、スピーカ内蔵、又はこれと同等以上の機能を有する。				
			⑫	寸法	・スタビライザー、スタンド等を装着した状態で、外寸は600（W）×400（D）×440（H)mm以内であること。				
			⑬	重量	・12.5kg以下とすること。				
			⑭	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を200 W以下とすること。				
X-1	徴収WebAPサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で181以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANは2ポート以上であること。）。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。				
X-2	徴収DBサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で233以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・128GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を2,200W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・信頼性を高めるために、冗長化構成（クラスタリング）とすること。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-3a	ファイルサーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANは2ポート以上であること。）。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				
X-3b	帳票サーバ	3 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で181以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（LANは2ポート以上であること。）。 ・信頼性を高めるために、負荷分散構成とすること。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				
X-4	外部連携サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で221以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・CD及びDVDに書込み可能なドライブを有すること。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置と接続（X-28）すること。				
X-5	OCR・Webアプリケーションサーバ	1 式						○	
X-6a	OCR・テキスト画像データ管理サーバ	2 式						○	
X-6b	外部ストレージ（OCR・テキスト画像データ管理サーバ）	1 式						○	

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-9a	テスト・検証用バックアップサーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で61以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりのサーバの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。 ・FibreChannel接続でテープ装置(X-9b) と接続すること。				
X-9b	テープ装置	1 式	①	ドライブ	・メディアタイプLTO-6（読込み・書込み）、LTO-5（読込み・書込み）に対応すること。 ・1ドライブ以上搭載すること。				○
			②	スロット数	・20本以上のスロット数を有すること。				
			③	インタフェース	・Fibre Channel接続でテスト・検証用バックアップサーバ（X-9a）と接続すること。 ・各ドライブにFibre Channel接続可能なポートを有すること。 ・各ドライブに対して4Gbps以上の伝送速度を有すること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を700W以下とすること。				
			⑤	その他	・LTO-6メディアを20本納入すること。				
X-11	システムログ管理装置	1 式	①	収集処理能力	・最大1秒間に3,400以上のログイベントを収集する能力を有すること。				○
			②	収集可能デバイス数	・サーバ及びネットワーク機器が記録する100以上のログを分析する能力を有すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	外部ディスク装置	・サーバ間でデータ共有するための外部共有ディスクを実装すること。 ・共有ディスクはRAID構成（冗長構成）とし、RAID構成後の利用可能領域として6.6TB以上およびホットスワップ対応とすること。 ・LANケーブルでの接続であること（NASドライブ）。 ・gigabit接続であること。 ・外部ディスク装置は全体で1式とする。				
			⑤	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑥	その他	サーバ上のファイルやアプリケーションに対するアクセスの証跡を取得できること。 集積したログデータについて、以下の要件を満たすこと。 ・様々な形式の表やグラフ・レポートを作成できること。 ・CSVの出力形式が可能なこと。 ・定型・非定型レポートが出力可能なこと。 ・ログを圧縮して格納する機能を有すること。 専用のビューアが、次の要件を満たすこと。 ・格納されているアクセス証跡を閲覧、分析ができること。 ・HTTP,HTTPS通信が可能であること。				
X-12	ウイルス管理／検疫管理サーバ				・X-44　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-13	運用監視サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				
X-14	電子申請APサーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上。）。				
X-15	原本保管サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上。）。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				
X-16	電子納付サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上。）。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-17	MPN連携サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で79以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりのサーバの最大消費電力を2,200W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。(ただし、LANインタフェースは2ポート以上。)。				
X-18	MPNシミュレータサーバ	2 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりのサーバの最大消費電力を680W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。(ただし、LANインタフェースは2ポート以上。)。				
X-19	e-Gov連携サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を780W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。(ただし、LANインタフェースは2ポート以上。)。				
X-20	統合認証サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。(ただし、LANインタフェースは2ポート以上。)。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-21	ポータルサーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は4コア以下であること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。（ただし、LANインタフェースは2ポート以上。）。				
X-24	運用管理端末	2 式	①	CPU	・クロック周波数 3.1GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、4つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。				○
			②	主記憶容量	・8GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・500GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-ROM/CD-R（書込み）/CD-RW（書換え・書込み）/DVD-ROM/DVD-R/-RW（書換え・書込み）/DVD+R/+RW（書換え・書込み）を内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶22型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑦	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。ハードウェアにその他のポインティングデバイスがある場合はマウスが差し込まれているときはマウスのみ利用できる機能を有すること。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。				
			⑩	寸法	・外寸は350（W）×380（D）×400（H）mm以内であること（ディスプレイは含まない）。				
			⑪	重量	・最大9.0kg以下とすること。				
			⑫	消費電力	・最大時360W以下とすること。				
			⑬	その他	・運用管理端末は、デスクトップパソコンとする。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・キーボードカバーを装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・ネットワーク対応型パトランプを有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-25	クライアント端末	10 式	①	CPU	・クロック周波数 2.5GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。		○		
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・250GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-R/CD-RW/CD-ROM/DVD-ROM対応のドライブを内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。 ・無線LANはなくてもよい。なお、有している場合は使用不可とする。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶21型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑦	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。 ・テンキーボードはキー配列が17キー又は19キーであること（106, 109キー配列も可）。				
			⑩	モデム	・有している場合は使用不可とする。				
			⑪	オーディオ機能	・AC97準拠、スピーカ内蔵、又はこれと同等以上の機能を有する。				
			⑫	寸法	・スタビライザー、スタンド等を装着した状態で、外寸は600（W）×400（D）×440（H)mm以内であること。				
			⑬	重量	・12.5kg以下とすること。				
			⑭	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を200 W以下とすること。				
			⑮	その他	・クライアント端末は、デスクトップ型とする。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末の盗難防止のため、同端末と同端末の設置される机等を施錠して結びつけるワイヤーロックを併せて納めること。なお、ワイヤーロックの鍵は3つ以上用意し、本調達の機器の設置場所の状況は様々であるので、当初納品された後、設置場所の環境にあわせてワイヤーロックの形状や種類を追加費用無く変更すること。 ・画面にプライバシーフィルター（シール）を装着すること。 ・キーボードカバーを装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				
X-26	汎用OCR用操作端末	2 式						○	
X-27	汎用OCR装置	2 式						○	
X-28	外部共有ディスク装置	1 式	①	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として41TB以上有すること。				○
			②	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を11,000W以下とすること。				
			③	その他	ソフトウェア要求仕様書の外部共有ディスクソフトウェアと併せて下記の機能を提供できること。 ・RAID構成であること。 ・ホットスペア対応可能であること。 ・障害時に備え、十分に予備ディスクを確保すること。 ・高アクセス性、高信頼性を保つこと。 ・レプリカ作成機能を有すること。 ・アクセスを許可するユーザを限定する機能を有すること。 ・データベースのリストア、リカバリを可能とすること。 ・障害のためフェイルオーバしたパスを監視し、障害復旧を検出すると、自動的にフェイルバックすること。 ・定期的にパス状態を監視すること。 ・障害時にログ出力すること。 ・論理ボリューム複製機能を有すること。 ・Fibre Channel接続可能なポートを16ポート以上及びLANポートを2ポート以上有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-29	OCR用管理端末	1 式						○	
X-30	レーザプリンタ	1 式	①	印刷方式	・レーザー方式又はLED方式にてカラー印刷及び両面印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・ネットワーク対応（100BASE-TX/10BASE-T）であること。				
			③	主記憶容量	・256MB以上搭載していること。				
			④	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			⑤	用紙	・A3、B4、A4、B5、A5及びはがき版のサイズの用紙、長3封筒(レーザープリンタ用)、角2封筒(レーザープリンタ用)に印刷可能であること。通常の用紙、再生紙の印字に対応していること。				
			⑥	給紙容量	・手差しトレイを含めた3つ以上のトレイを有し、総給紙容量は900枚以上とすること。				
			⑦	寸法	・使用時の外寸は700（W）×650（D）×550（H）mm以内であること。				
			⑧	重量	・使用時の総重量が80kg以下であること。				
			⑨	印刷速度	・フルカラー片面25枚/分（A4横）、フルカラー両面20枚/分（A4横）以上であること。 ・モノクロ片面30枚/分（A4横）、モノクロ両面20枚/分（A4横）以上であること。				
			⑩	耐久性	・60万頁又は5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑪	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。省エネモード時に17W以下であること。				
			⑫	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・本プリンタ他、ドットインパクトプリンタ、クライアント端末を各1式設置できる適切な大きさの什器（OAラック及び椅子等）を必要数用意すること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				
X-31	ドットインパクトプリンタ	1 式	①	印刷方式	・ドットインパクト方式にて印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・100BASE-TX/10BASE-T対応であること。				
			③	解像度	・180dpi以上であること。				
			④	用紙幅	・［単票］用紙幅55～420mm、用紙長70～420mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。 ・［連続用紙］用紙幅101～406mm、用紙長101～356mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。				
			⑤	最大複写枚数	・オリジナルを含み6枚以上であること。				
			⑥	寸法	・使用時の外寸は600（W）×700（D）×380（H）mm以下であること。				
			⑦	重量	・使用時の総重量50kg以下であること。				
			⑧	印刷速度	・130字/秒以上				
			⑨	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を510W以下であること。				
			⑩	その他	・自動斜行補正機構を装着していること。また、自動斜行補正機構によるB4横サイズの印字が可能なこと。 ・単票用紙印刷時は用紙排出方向が前後可能であること。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・ラベル紙（宛名シール）への印刷が可能なこと。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・本プリンタを上に設置できる適切な大きさの什器を用意すること。 ・出力帳票名等を表示する機能（インジケータ）を備えていること。 ・印刷する帳票名をプリンタのLCD部に表示し、帳票名を確認後に印刷を開始させることが可能であること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-32	ラインプリンタ	1 式	①	印刷方式	・ドットインパクト方式にてライン印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・パラレルインタフェース及び100BASE-TX/10BASE-T対応であること。				
			③	解像度	・通常モードで120×180dpi以上、高品位ﾓｰﾄﾞで180×180dpi以上であること。				
			④	用紙幅	・用紙幅89～406mm、用紙長102～304mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。				
			⑤	最大複写枚数	・通常モードの最大複写枚数がオリジナルを含み6枚以上であること。高品位モードの最大複写枚数がオリジナルを含み8枚以上であること。				
			⑥	寸法	・外寸は700（W）×700（D）×1,000（H）mm以内であること。				
			⑦	重量	・総重量120kg以下であること。				
			⑧	印刷速度	・360行/分以上（120×180dpi時）、270行/分以上（180×180dpi時）であること。				
			⑨	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を800W以下とすること。				
			⑩	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・ラベル紙（宛名シール）への印刷が可能なこと。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・出力帳票名等を表示する機能（インジケータ）を備えていること。 ・印刷する帳票名をプリンタのLCD部に表示し、帳票名を確認後に印刷を開始させることが可能であること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。 ・グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムの適用対象外とする。				
X-33	高速レーザプリンタ	1 式	①	印刷方式	・レーザー方式又はLED方式にてモノクロ印刷及び両面印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・ネットワーク対応（100BASE-TX/10BASE-T）であること。				
			③	主記憶容量	・192MB以上搭載していること。				
			④	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			⑤	用紙	・A3、B4、A4、B5、A5のサイズの用紙に印刷可能であること。通常の用紙、再生紙の印字に対応していること。				
			⑥	給紙容量	・手差しを含めた5つ以上のトレイを有し、総給紙容量が2,000枚以上であること。				
			⑦	寸法	・使用時の寸法は700（W）×800（D）×1,100（H）mm以内であること。				
			⑧	重量	・使用時の総重量が150kg以下であること。				
			⑨	印刷速度	・印刷速度が片面45枚/分(A4横)、両面45頁/分(A4横)以上であること。				
			⑩	耐久性	・200万頁又は5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑪	消費電力	・１式あたりの最大消費電力を1,400W以下とすること。省エネモード時に10W以下であること。				
			⑫	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・フロア（床)に直接設置し利用できること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				
X-34	構成管理サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で70以上の能力を有すること。				○
			②	主記憶容量	・16GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として146GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1500W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-35	モバイル端末	3 式	①	CPU	・クロック周波数 1.9GHz以上であること、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。		○		
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・SATA若しくはフラッシュドライブであること。 ・250GB以上であること。				
			④	LAN	・LAN接続インタフェースを有すること。				
			⑤	ディスプレイ	・ディスプレイはカラー液晶13.3型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑥	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑦	マウス	・光学式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑧	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。				
			⑨	モデム	・有している場合は使用不可とする。				
			⑩	バッテリ	・本体内蔵のもので約4時間以上稼働すること。				
			⑪	寸法	・外寸は320mm（W）×220（D）×20（H）mm以内であること。				
			⑫	重量	・本体重量は最大1.5kg以下とすること。				
			⑬	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を100W以下とすること。				
			⑭	その他	・画面にプライバシーフィルタ（シール）を装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・USBデータ転送ケーブルを添付すること。 ・モバイル端末、モバイルプリンタを持ち運べるバッグを添付すること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				
X-36	モバイルプリンタ	5 式	①	印刷方式	・レーザー又はLED 又はインクジェット又は昇華型熱転写であり、モノクロ印刷が可能であること。		○		
			②	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			③	用紙	・A4、B5、A5、リーガルサイズの用紙に印刷可能であること。普通紙、再生紙の印字に対応していること。				
			④	寸法	・外寸は350（W）×250（D）×250（H）mm以内であること。				
			⑤	重量	・重量が3.0Kg以下であること。				
			⑥	耐久性	・5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑦	消費電力	・外部電源を必要とせず、バッテリーやUSBポートからのバスパワー給電のみで使用できること。				
			⑧	その他	・モバイル端末から標準パラレル(EPP/ECP)又はUSB接続により、直接印刷データを受けることが可能であること。 ・モバイル端末とモバイルプリンタを接続するケーブルを用意すること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。				
X-37	FCスイッチ	1 式	①	インタフェース	・Fibre Channel接続可能なポートを48ポート以上及びLANポートを有すること。				○
			②	伝送速度	・Fibre Channelの伝送速度は8Gbps以上（全二重）であること。				
			③	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を280W以下とすること。				
			④	その他	・サーバから当スイッチを介して、外部共有ディスク（X-28）、テープ装置(X-9b) 及びSAN接続を行うこと。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-38	RSシステムサーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で285以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。	○			
			②	主記憶容量	・96GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として600GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1,000W以下であること。				
			⑤	重量	・31kg以下であること				
			⑥	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・SASインタフェースを3ポート以上有すること。 ・本サーバを制御するコンソールを有すること。				
X-39	RSストレージ	1 式	①	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として、RAID5で2.7TB以上を有すること ・データ転送速度は3Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・障害時に備え、十分に予備ディスクを確保すること。 ・同一インチの異なる種類のディスクを同一エンクロージャ内に混在可能であること。	○			
			②	キャッシュ容量	・2GB以上のキャッシュ容量を有すること。				
			③	消費電力	・1,000W以下であること。 ・AC100V（50/60Hz）対応であること。				
			④	重量	・70kg以下であること。				
			⑤	その他	・高アクセス性、高信頼性を保つこと。 ・コントローラ、ディスクドライブ、ファン、電源、インタフェースが無停止にて交換可能であること。 ・SASインタフェースを2ポート以上若しくはFibre Channelインタフェースを2ポート以上有すること。 ・管理用のLANポートを1ポート以上有すること ・ディスクドライブ書込み時に暗号化するハードウェア機能を有すること。 ・AESと同等のセキュリティレベルを持つ暗号化機能を有すること。 ・論理ボリューム単位又はハードディスク単位で暗号化の可否を設定可能なこと。 ・ラック収納型であること。				
X-40	RSバックアップ機	1 式	①	対応メディア	・メディアタイプLTO-5（読込み・書込み）に対応すること。	○			
			②	収納メディア数	・バックアップ用に7カートリッジ以上収納可能であること。 ・クリーニング用に1カートリッジ以上収納可能であること。				
			③	転送速度	・非圧縮時に140MB/s以上であること。				
			④	バックアップ容量	・12TB以上のバックアップに対応可能であること。				
			⑤	消費電力	・110W以下であること。				
			⑥	重量	・12kg以下であること。				
			⑦	その他	・SAS インタフェースを有すること。 ・管理用のLANポートを1ポート以上有すること。 ・カートリッジに貼付したバーコードラベルの識別機能を有していること。 ・ラック収納型であること。 ・LTO-5メディアを7本納入すること。 ・LTOクリーニングテープを1本納入すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-41	文書管理用クライアント端末	1式	①	CPU	・SPECint_rate_base2006が34以上の能力を有すること。	○			
			②	主記憶容量	・4GB以上であること。				
			③	磁気ディスク装置	・160GB以上であること。 ・SerialATA/300以上に対応していること。				
			④	外部記録装置	・CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-ROM、DVD-R、DVD-RWが読み込める製品であること。				
			⑤	LAN	・1000Base-Tを1ポート以上有すること。				
			⑥	ディスプレイ	・17インチ以上のカラー液晶であること。 ・画素数は1,280×1,024以上であること。				
			⑦	インタフェース	・JIS標準配列又はOADG 準拠相当キーボードを有すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザー式の2ボタンホイールマウスを添付すること。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・JIS標準配列又はOADG 準拠相当キーボードを有すること。 ・キーボードカバーを装着すること。				
			⑩	寸法	・スタビライザー、スタンド等を装着した状態で、外寸は600（W）×400（D）×400（H）mm以内であること。				
			⑪	重量	・9kg以下であること。				
			⑫	消費電力	・ディスプレイを含み、580W以下であること。				
			⑬	その他	・盗難防止用のワイヤーロックを用意すること（鍵は2個以上用意すること）。 ・ノート型の場合、ピークシフトの機能を有すること。 ・本端末及び文書管理用スキャナを設置できる適切な大きさの什器及び椅子を用意すること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				
X-42	文書管理用スキャナ	1 式	①	読取り速度	・白黒二値片面にて、A4横が200dpi：100枚/分、300dpi：100枚/分以上であること。 ・カラー片面にて、A4横が200dpi：100枚/分、300dpi：100枚/分以上であること。	○			
			②	帳票サイズ	・最大でA3縦（長尺読取：3,000mm）の読取りができること。				
			③	解像度	・光学解像度は600dpiであること。 ・100dpi～600dpiに対応すること。				
			④	機能	・インプリンタ機能として、アルファベット・数字の文字列の印字が可能であること ・TWAINドライバ、ISISドライバに対応すること。 ・傾き補正機能を有すること。 ・用紙サイズ自動検知機能を有すること。 ・白紙スキップ機能を有すること。 ・カラー/モノクロの自動判別機能を有すること。 ・カラーCCDもしくはCISによる読取であること。 ・バインダ穴消し機能を有すること。 ・黒枠消し（縁消し）機能を有すること。 ・片面・両面読取りが可能なこと。 ・自動給紙方式及び手挿入が可能であること。				
			⑤	重量	32Kg以下であること				
			⑥	寸法	480（W）×590（D）×330（H）mm以内であること				
			⑦	消費電力	・200W以下(スリープ時6W以下)であること。				
			⑧	その他	・卓上型であること ・USB2.0以上に対応すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-43	RSスイッチ	1 式	①	イーサネット	・100BASE-TX/1000BASE-T×16ポート以上有していること。 ・オートネゴシエーション機能を有すること。	○			
			②	性能	・スイッチ容量は32Gbps以上であること。 ・パケット転送能力は23,800,000pps以上であること。				
			③	消費電力	・25W以下であること。				
			④	重量	・3kg以内であること。				
			⑤	その他	・スパニングツリー　STP（IEEE802.1D）/RSTP（IEEE802.1w）/MSTP（IEEE802.1s）機能を有すること。 ・ラック収納型（1U）であること。				
X-44	仮想化基盤サーバ	1 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で414以上の能力を有すること。 ・コア数は8コア以上を有すること。				○
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,000W以下とすること。				
			⑤	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと。 ・Fibre Channel接続で外部共有ディスク装置（X-28）と接続すること。 ・仮想化基盤ソフトウェアをUSBフラッシュドライブなどから起動できること。				
X-45	仮想化基盤管理サーバ				・X-44　仮想化基盤サーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし				○
X-46a	RSシステム検証サーバa				・X-38　RSシステムサーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし	○			
X-46b	RSシステム検証サーバb				・X-38　RSシステムサーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし	○			
X-46c	RSシステム検証サーバc				・X-38　RSシステムサーバ上で稼働のため、ハードウェア要求仕様の記載はなし	○			
H-1 J-1	汎用OCR用操作端末	173 式						○	
H-2 J-2	汎用OCR装置	173 式						○	

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
H-3 I-1 K-1 J-3	クライアント端末	2271 式	①	CPU	・クロック周波数 2.5GHz以上、チップ上のキャッシュメモリを2MB 以上有し、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。		○		
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SAS若しくはSATAドライブであること。 ・250GB以上とすること。				
			④	外部記録装置	・CD-R/CD-RW/CD-ROM/DVD-ROM対応のドライブを内蔵すること。				
			⑤	LAN	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T（自動認識）アダプタを内蔵すること。 ・無線LANはなくてもよい。なお、有している場合は使用不可とする。				
			⑥	ディスプレイ	・ディスプレイはTFTカラー液晶21型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑦	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザ式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑨	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。 ・テンキーボードはキー配列が17キー又は19キーであること（106, 109キー配列も可）。				
			⑩	モデム	・有している場合は使用不可とする。				
			⑪	オーディオ機能	・AC97準拠、スピーカ内蔵、又はこれと同等以上の機能を有する。				
			⑫	寸法	・スタビライザー、スタンド等を装着した状態で、外寸は600（W）×400（D）×440（H)mm以内であること。				
			⑬	重量	・12.5kg以下とすること。				
			⑭	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を200 W以下とすること。				
			⑮	その他	・クライアント端末は、デスクトップ型とする。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末の盗難防止のため、同端末と同端末の設置される机等を施錠して結びつけるワイヤーロックを併せて納めること。なお、ワイヤーロックの鍵は3つ以上用意し、本調達の機器の設置場所の状況は様々であるので、当初納品された後、設置場所の環境にあわせてワイヤーロックの形状や種類を追加費用無く変更すること。 ・画面にプライバシーフィルター（シール）を装着すること。 ・キーボードカバーを装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-4 K-4 H-4	ドットインパクトプリンタ	393 式	①	印刷方式	・ドットインパクト方式にて印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・100BASE-TX/10BASE-T対応であること。				
			③	解像度	・180dpi以上であること。				
			④	用紙幅	・［単票］用紙幅55～420mm、用紙長70～420mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。 ・［連続用紙］用紙幅101～406mm、用紙長101～356mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。				
			⑤	最大複写枚数	・オリジナルを含み6枚以上であること。				
			⑥	寸法	・使用時の外寸は600（W）×700（D）×380（H）mm以下であること。				
			⑦	重量	・使用時の総重量50kg以下であること。				
			⑧	印刷速度	・130字/秒以上				
			⑨	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を510W以下であること。				
			⑩	その他	･自動斜行補正機構を装着していること。また、自動斜行補正機構によるB4横サイズの印字が可能なこと。 ･単票用紙印刷時は用紙排出方向が前後可能であること。 ・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・ラベル紙（宛名シール）への印刷が可能なこと。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・本プリンタを上に設置できる適切な大きさの什器を用意すること。 ・出力帳票名等を表示する機能（インジケータ）を備えていること。 ・印刷する帳票名をプリンタのLCD部に表示し、帳票名を確認後に印刷を開始させることが可能であること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				
H-5 J-5	ラインプリンタ	54 式	①	印刷方式	・ドットインパクト方式にてライン印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・100BASE-TX/10BASE-T対応であること。				
			③	解像度	・通常モードで120×180dpi以上、高品位ﾓｰﾄﾞで180×180dpi以上であること。				
			④	用紙幅	・用紙幅89～406mm、用紙長102～304mmの範囲内の用紙に印刷可能であること。				
			⑤	最大複写枚数	・通常モードの最大複写枚数がオリジナルを含み6枚以上であること。高品位モードの最大複写枚数がオリジナルを含み8枚以上であること。				
			⑥	寸法	・使用時の外寸は700（W）×700（D）×1,000（H）mm以内であること。				
			⑦	重量	・使用時の総重量120kg以下であること。				
			⑧	印刷速度	・360行/分以上（120×180dpi時）、270行/分以上（180×180dpi時）であること。				
			⑨	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を800W以下とすること。				
			⑩	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・ラベル紙（宛名シール）への印刷が可能なこと。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・出力帳票名等を表示する機能（インジケータ）を備えていること。 ・印刷する帳票名をプリンタのLCD部に表示し、帳票名を確認後に印刷を開始させることが可能であること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。 ・グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムの適用対象外とする。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類 番号	分類 名称	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
H-6 J-6 K-2	高速レーザプリンタ	96 式	①	印刷方式	・レーザー方式又はLED方式にてモノクロ印刷及び両面印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・ネットワーク対応（100BASE-TX/10BASE-T）であること。				
			③	主記憶容量	・192MB以上搭載していること。				
			④	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			⑤	用紙	・A3、B4、A4、B5、A5のサイズの用紙に印刷可能であること。通常の用紙、再生紙の印字に対応していること。				
			⑥	給紙容量	・手差しを含めた5つ以上のトレイを有し、総給紙容量が2,000枚以上であること。				
			⑦	寸法	・使用時の寸法は700（W）×800（D）×1,100（H）mm以内であること。				
			⑧	重量	・使用時の総重量が150kg以下であること。				
			⑨	印刷速度	・印刷速度が片面45枚/分(A4横)、両面45頁/分(A4横)以上であること。				
			⑩	耐久性	・200万頁又は5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑪	消費電力	・１式あたりの最大消費電力を1,400W以下とすること。省エネモード時に10W以下であること。				
			⑫	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・フロア（床）に直接設置し利用できること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				
H-7 J-7 K-3 I-2	レーザプリンタ	453 式	①	印刷方式	・レーザー方式又はLED方式にてカラー印刷及び両面印刷が可能であること。		○		
			②	インタフェース	・ネットワーク対応（100BASE-TX/10BASE-T）であること。				
			③	主記憶容量	・256MB以上搭載していること。				
			④	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			⑤	用紙	・A3、B4、A4、B5、A5及びはがき版のサイズの用紙、長3封筒(レーザープリンタ用)、角2封筒(レーザープリンタ用)に印刷可能であること。通常の用紙、再生紙の印字に対応していること。				
			⑥	給紙容量	・手差しトレイを含めた3つ以上のトレイを有し、総給紙容量は900枚以上とすること。				
			⑦	寸法	・使用時の外寸は700（W）×650（D）×550（H）mm以内であること。				
			⑧	重量	・使用時の総重量が80kg以下であること。				
			⑨	印刷速度	・フルカラー片面25枚/分（A4横）、フルカラー両面20枚/分（A4横）以上であること。 ・モノクロ片面30枚/分（A4横）、モノクロ両面20枚/分（A4横）以上であること。				
			⑩	耐久性	・60万頁又は5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑪	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を1,500W以下とすること。省エネモード時に17W以下であること。				
			⑫	その他	・ネットワーク上で使用できること。通信プロトコルはTCP/IPプロトコルとする。 ・クライアント端末から直接印刷データを受けることが可能であること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。 ・地方拠点設置分については、本プリンタ他、ドットインパクトプリンタを各1式設置できる適切な大きさの什器（OAラック及び椅子等）を必要数用意すること。 ・監督署設置分については、本プリンタ他、ドットインパクトプリンタ、クライアント端末を各1式設置できる適切な大きさの什器（OAラック及び椅子等）を必要数用意すること。 各地方拠点及び監督署に設置する機器の台数については、別紙2にて開示する資料を参照すること。 ・現行業務の印刷レイアウトどおりに各種帳票が出力できること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
H-8 J-8	モバイル端末	47 式	①	CPU	・クロック周波数 1.9GHz以上であること、2つ以上のスレッドを同時実行できること。又はこれと同等以上の機能を有するものとすること。		○		
			②	主記憶容量	・4GB以上とすること。				
			③	磁気ディスク装置	・SATA若しくはフラッシュドライブであること。 ・250GB以上であること。				
			④	LAN	・LAN接続インタフェースを有すること。				
			⑤	ディスプレイ	・ディスプレイはカラー液晶13.3型以上（解像度1,920×1,080ピクセル以上）とすること。				
			⑥	インタフェース	・有効なUSBデバイスポートを2口以上用意すること。				
			⑦	マウス	・光学式2ボタンのホイール付きUSB対応のマウスとする。 ・マウスパッドを用意すること。				
			⑧	キーボード	・OADG準拠若しくはJIS準拠であること。				
			⑨	モデム	・有している場合は使用不可とする。				
			⑩	バッテリ	・本体内蔵のもので約4時間以上稼働すること。				
			⑪	寸法	・外寸は320mm（W）×220（D）×20（H）mm以内であること。				
			⑫	重量	・本体重量は最大1.5kg以下とすること。				
			⑬	消費電力	・1式あたりの最大消費電力を100W以下とすること。				
			⑭	その他	・画面にプライバシーフィルタ（シール）を装着すること。 ・必要なデバイスドライバは全て最新のものであり、指定されているOSにおいて正常に稼働するよう設定されていること。 ・PCグリーンラベル適合製品であること。 ・USBデータ転送ケーブルを添付すること。 ・モバイル端末、モバイルプリンタを持ち運べるバッグを添付すること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				
H-9 J-9	モバイルプリンタ	245 式	①	印刷方式	・レーザー又はLED 又はインクジェット又は昇華型熱転写であり、モノクロ印刷が可能であること。		○		
			②	解像度	・印刷解像度が600dpi以上であること。				
			③	用紙	・A4、B5、A5、リーガルサイズの用紙に印刷可能であること。普通紙、再生紙の印字に対応していること。				
			④	寸法	・外寸は350（W）×250（D）×250（H）mm以内であること。				
			⑤	重量	・重量が3.0Kg以下であること。				
			⑥	耐久性	・5年以上の使用が可能であること。 ・メンテナンス等により、上記以上の利用にも対応できる製品であること。				
			⑦	消費電力	・外部電源を必要とせず、バッテリーやUSBポートからのバスパワー給電のみで使用できること。				
			⑧	その他	・モバイル端末から標準パラレル(EPP/ECP)又はUSB接続により、直接印刷データを受けることが可能であること。 ・モバイル端末とモバイルプリンタを接続するケーブルを用意すること。 ・消耗品を予備を含めて2セット納入すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-10a	RSシステムサーバA	4 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で285以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。	○			
			②	主記憶容量	・64GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・無停電装置を含め1,200W以下であること。ストレージAの無停電装置を含めて1台とする場合は1,350W以下であること。				
			⑤	重量	・31kg以下であること。無停電装置との合計重量が60kg以下であること。				
			⑥	無停電装置	・常時商用方式であること。 ・定格容量は1500VA/1200W以上であること。 ・無停電装置本体の消費電力は200W以下であること。RSストレージAと併せて1台で提案する場合は350W以下であること。 ・電圧はAC100Vに対応すること。 ・出力コンセントは NEMA 5-15R を6口以上備えていること。 ・19インチラックに搭載可能（2U以下）であること。 ・重量は29kg以下であること。 ・電源制御機能として、スケジュール運転、サーバ及びストレージとの連携機能を有していること。 ・サーバ接続ケーブルが付属されていること。若しくは別途用意すること。 ・省電力の面から、RSストレージAの無停電装置を含めて1台での提案でも可とする。				
			⑦	ラック	・J-10a RSシステムサーバA、J-11a RSストレージA、J-12 RSバックアップ機、J-15 RSスイッチ及び無停電装置を搭載できること。 ・幅700mm、奥行1060mm、高さ1300mm以下であること。 ・13U以上25U以下（EIA規格）であること。 ・115kg以下であること。 ・機器が搭載されない部分にはブランク板を装着すること。 ・必要に応じて冷却用のファンが取り付け可能であること。 ・耐震対策が施されていること。 ・全ての扉に鍵をかけられ外部からの操作を制限できること。 ・ディスプレイキーボード等を含むラックコンソールを有すること。				
			⑧	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・SASインタフェースを3ポート以上有すること。若しくはSASインタフェースを1ポート以上及びFibre Channelインタフェースを2ポート以上有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-10b	RSシステムサーバB	12 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で285以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。	○			
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として300GB以上有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・RAID1構成とすること。				
			④	消費電力	・無停電装置を含め1,200W以下であること。RSストレージBの無停電装置を含めて1台とする場合は1,350W以下であること。				
			⑤	重量	・31kg以下であること。無停電装置との合計重量が60kg以下であること。				
			⑥	無停電装置	・常時商用方式であること。 ・定格容量は1500VA/1200W以上であること。 ・無停電装置本体の消費電力は200W以下であること。RSストレージBと併せて1台で提案する場合は350W以下であること。 ・電圧はAC100Vに対応すること。 ・出力コンセントは NEMA 5-15R を6口以上備えていること。 ・19インチラックに搭載可能（2U以下）であること。 ・重量は29kg以下であること。 ・電源制御機能として、スケジュール運転、サーバ及びストレージとの連携機能を有していること。 ・サーバ接続ケーブルが付属されていること。若しくは別途用意すること。 ・省電力の面から、RSストレージBの無停電装置を含めて1台での提案でも可とする。				
			⑦	ラック	・J-10b RSシステムサーバB、J-11b RSストレージB、J-12 RSバックアップ機、J-15 RSスイッチ及び無停電装置を搭載できること。 ・幅700mm、奥行1060mm、高さ1300mm以下であること。 ・13U以上25U以下（EIA規格）であること。 ・115kg以下であること。 ・機器が搭載されない部分にはブランク板を装着すること。 ・必要に応じて冷却用のファンが取り付け可能であること。 ・耐震対策が施されていること。 ・全ての扉に鍵をかけられ外部からの操作を制限できること。 ・ディスプレイキーボード等を含むラックコンソールを有すること。				
			⑧	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・SASインタフェースを3ポート以上有すること。若しくはSASインタフェースを1ポート以上及びFibre Channelインタフェースを2ポート以上有すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類 番号	分類 名称	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-10c	RSシステムサーバC	31 式	①	CPU	・実装するCPU全体のSPECint_rate_base2006で285以上の能力を有すること。 ・CPUコアの総数は8コア以下であること。	○			
			②	主記憶容量	・32GB以上内蔵すること。				
			③	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として600GB以上のシステム領域を有すること。また、データ領域として、RAID1で500GB、RAID5で1.8TB以上の計2.3TB以上を有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・ホットスワップ対応とすること。 ・ホットスペアとして1台以上のディスクを用意すること。 ・RAID1及びRAID5構成とすること。				
			④	消費電力	・無停電装置を含め1,200W以下であること。				
			⑤	重量	・31kg以下であること。無停電装置との合計重量が60kg以下であること。				
			⑥	無停電装置	・常時商用方式であること。 ・定格容量は1500VA/1200W以上であること。 ・無停電装置本体の消費電力は200W以下であること。 ・電圧はAC100Vに対応すること。 ・出力コンセントは NEMA 5-15R を6口以上備えていること。 ・19インチラックに搭載可能（2U以下）であること。 ・重量は29kg以下であること。 ・電源制御機能として、スケジュール運転、サーバ及びストレージとの連携機能を有していること。 ・サーバ接続ケーブルが付属されていること。若しくは別途用意すること。				
			⑦	ラック	・J-10c RSシステムサーバC、J-12 RSバックアップ機、J-15 RSスイッチ及び無停電装置を搭載できること。 ・幅700mm、奥行1060mm、高さ1300mm以下であること。 ・13U以上25U以下（EIA規格）であること。 ・115kg以下であること。 ・機器が搭載されない部分にはブランク板を装着すること。 ・必要に応じて冷却用のファンが取り付け可能であること。 ・耐震対策が施されていること。 ・全ての扉に鍵をかけられ外部からの操作を制限できること。 ・ディスプレイキーボード等を含むラックコンソールを有すること。				
			⑧	その他	・各サーバ共通事項を満たすこと（ただし、LANインタフェースは2ポート以上）。 ・SASインタフェースを1ポート以上有すること。				
J-11a	RSストレージA	4 式	①	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として、RAID1又はRAID1+0で1.0TB、RAID5で6.60TB以上の計7.6TB以上を有すること ・データ転送速度は3Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・障害時に備え、十分に予備ディスクを確保すること。 ・同一インチの異なる種類のディスクを同一エンクロージャ内に混在可能であること。	○			
			②	キャッシュ容量	・2GB以上のキャッシュ容量を有すること。				
			③	消費電力	・無停電装置を含め1,000W以下であること。 ・AC100V（50/60Hz）対応であること。				
			④	重量	・70kg以下であること。				
			④	無停電装置	・常時商用方式であること。 ・定格容量は1500VA/1200W以上であること。 ・無停電装置本体の消費電力は200W以下であること。RSシステムサーバAと併せて1台で提案する場合は350W以下であること。 ・電圧はAC100Vに対応すること。 ・出力コンセントは NEMA 5-15R を6口以上備えていること。 ・19インチラックに搭載可能（2U以下）であること。 ・重量は29kg以下であること。 ・電源制御機能として、スケジュール運転、サーバ及びストレージとの連携機能を有していること。 ・サーバ接続ケーブルが付属されていること。若しくは別途用意すること。 ・省電力の面から、RSシステムサーバAの無停電装置を含めて1台での提案でも可とする。				
			⑤	その他	・高アクセス性、高信頼性を保つこと。 ・コントローラ、ディスクドライブ、ファン、電源、インタフェースが無停止にて交換可能であること。 ・SASインタフェースを2ポート以上若しくはFibre Channelインタフェースを2ポート以上有すること。 ・管理用のLANポートを1ポート以上有すること ・ディスクドライブ書込み時に暗号化するハードウェア機能を有すること。 ・AESと同等のセキュリティレベルを持つ暗号化機能を有すること。 ・論理ボリューム単位又はハードディスク単位で暗号化の可否を設定可能なこと。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-11b	RSストレージB	12 式	①	磁気ディスク装置	・高速アクセス、大容量で信頼性の高い磁気ディスク構成とし、RAID構成後の利用可能領域として、RAID1又はRAID1+0で1.0TB、RAID5で3.6TB以上の計4.6TB以上を有すること。 ・データ転送速度は6Gbps以上であること。 ・SASドライブであること。 ・障害時に備え、十分に予備ディスクを確保すること。 ・同一インチの異なる種類のディスクを同一エンクロージャ内に混在可能であること。	○			
			②	キャッシュ容量	・2GB以上のキャッシュ容量を有すること。				
			③	消費電力	・無停電装置を含め1,000W以下であること。 ・AC100V（50/60Hz）対応であること。				
			④	重量	・70kg以下であること。				
			④	無停電装置	・常時商用方式であること。 ・定格容量は1500VA/1200W以上であること。 ・無停電装置本体の消費電力は200W以下であること。RSシステムサーバBと併せて1台で提案する場合は350W以下であること。 ・電圧はAC100Vに対応すること。 ・出力コンセントは NEMA 5-15R を6口以上備えていること。 ・19インチラックに搭載可能（2U以下）であること。 ・重量は29kg以下であること。 ・電源制御機能として、スケジュール運転、サーバ及びストレージとの連携機能を有していること。 ・サーバ接続ケーブルが付属されていること。若しくは別途用意すること。 ・省電力の面から、RSシステムサーバBの無停電装置を含めて1台での提案でも可とする。				
			⑤	その他	・高アクセス性、高信頼性を保つこと。 ・コントローラ、ディスクドライブ、ファン、電源、インタフェースが無停止にて交換可能であること。 ・SASインタフェースを2ポート以上若しくはFibre Channelインタフェースを2ポート以上有すること。 ・管理用のLANポートを1ポート以上有すること ・ディスクドライブ書込み時に暗号化するハードウェア機能を有すること。 ・AESと同等のセキュリティレベルを持つ暗号化機能を有すること。 ・論理ボリューム単位又はハードディスク単位で暗号化の可否を設定可能なこと。				
J-12	RSバックアップ機	47 式	①	対応メディア	・メディアタイプLTO-5（読込み・書込み）に対応すること。	○			
			②	収納メディア数	・バックアップ用に7カートリッジ以上収納可能であること。 ・クリーニング用に1カートリッジ以上収納可能であること。				
			③	転送速度	・非圧縮時に140MB/s以上であること。				
			④	バックアップ容量	・12TB以上のバックアップに対応可能であること。				
			⑤	消費電力	・110W以下であること。				
			⑥	重量	・12kg以下であること。				
			⑦	その他	・SAS インタフェースを有すること。 ・管理用のLANポートを1ポート以上有すること。 ・カートリッジに貼付したバーコードラベルの識別機能を有していること。 ・ラック収納型であること。 ・LTO-5メディアを7本納入すること。 ・LTOクリーニングテープを1本納入すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-13	文書管理用クライアント端末	67 式	①	CPU	・SPECint_rate_base2006が34以上の能力を有すること。	○			
			②	主記憶容量	・4GB以上であること。				
			③	磁気ディスク装置	・160GB以上であること。 ・SerialATA/300以上に対応していること。				
			④	外部記録装置	・CD-ROM、CD-R、CD-RW、DVD-ROM、DVD-R、DVD-RWが読み込める製品であること。				
			⑤	LAN	・1000Base-Tを1ポート以上有すること。				
			⑥	ディスプレイ	・17インチ以上のカラー液晶であること。 ・画素数は1,280×1,024以上であること。				
			⑦	インタフェース	・JIS標準配列又はOADG 準拠相当キーボードを有すること。				
			⑧	マウス	・光学式若しくはレーザー式の2ボタンホイールマウスを添付すること。				
			⑨	キーボード	・JIS標準配列又はOADG 準拠相当キーボードを有すること。 ・キーボードカバーを装着すること。				
			⑩	寸法	・スタビライザー、スタンド等を装着した状態で、外寸は600（W）×400（D）×400（H）mm以内であること。				
			⑪	重量	・9kg以下であること。				
			⑫	消費電力	・ディスプレイを含み、580W以下であること。				
			⑬	その他	・盗難防止用のワイヤーロックを用意すること（鍵は2個以上用意すること）。 ・マウスパッドを用意すること。 ・ノート型の場合、ピークシフトの機能を有すること。 ・本端末及び文書管理用スキャナを設置できる適切な大きさの什器及び椅子を用意すること。 ・ハードウェアレベルでHDDを暗号化できる機能を有すること。				
J-14	文書管理用スキャナ	67 式	①	読取り速度	・白黒二値片面にて、A4横が200dpi：100枚/分、300dpi：100枚/分以上であること。 ・カラー片面にて、A4横が200dpi：100枚/分、300dpi：100枚/分以上であること。	○			
			②	帳票サイズ	・最大でA3縦（長尺読取：3,000mm）の読取りができること。				
			③	解像度	・光学解像度は600dpiであること。 ・100dpi～600dpiに対応すること。				
			④	機能	・インプリンタ機能として、アルファベット・数字の文字列の印字が可能であること ・TWAINドライバ、ISISドライバに対応すること。 ・傾き補正機能を有すること。 ・用紙サイズ自動検知機能を有すること。 ・白紙スキップ機能を有すること。 ・カラー/モノクロの自動判別機能を有すること。 ・カラーCCDもしくはCISによる読取であること。 ・バインダ穴消し機能を有すること。 ・黒枠消し（縁消し）機能を有すること。 ・片面・両面読取りが可能なこと。 ・自動給紙方式及び手挿入が可能であること。				
			⑤	重量	32Kg以下であること				
			⑥	寸法	480（W）×590（D)×330（H)mm以内であること				
			⑦	消費電力	・200W以下(スリープ時6W以下)であること。				
			⑧	その他	・卓上型であること ・USB2.0以上に対応すること。				

【別紙6】ハードウェア要件

ID	サーバ名/端末名	数量	分類		要求仕様	調達区分			
			番号	名称		その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-15	RSスイッチ	47 式	①	イーサネット	・100BASE-TX/1000BASE-T×16ポート以上有していること。 ・オートネゴシエーション機能を有すること。	○			
			②	性能	・スイッチ容量は32Gbps以上であること。 ・パケット転送能力は23,800,000pps以上であること。				
			③	消費電力	・15W以下であること。				
			④	重量	・2kg以内であること。				
			⑤	その他	・スパニングツリー対応であること。				

※1　その1については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）の受託者に納入を求める機器である。
※2　その2については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その2）の受託者に納入を求める機器である。
※3　その3については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その3）の受託者に納入を求める機器である。
※4　本省については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受託者に納入を求める機器である。

別紙7 作業スケジュール(拠点機器その1)

(注1)現時点での予定であり、今後、変更する可能性がある。
(注2)網掛けは関連事業者の作業を表している。

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

1 ソフトウェアの共通仕様

<table>
<tr><th>ID</th><th colspan="2">共通仕様</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">○調達するソフトウェアについては、市場で調達可能であり、調達時点において最新かつ豊富な稼働実績を有し、さらに受注者が動作保証できるものを提供すること。
○オープンな標準規格による相互接続性が確保でき、製品間の相互依存関係を極力生じさせないようにすること。
○現行システムにて開発し、本調達機器へ移行予定のアプリケーションプログラムが確実に動作すること。
○機器に導入するソフトウェアのうち、エージェントとして機能するソフトウェアについては「調達区分：本省サーバ」の受注者が一括して調達を行うこととする。「調達区分：拠点機器その1、拠点機器その2、拠点機器その3」の受注者は厚生労働省から提供を受けた後、調達した機器への導入及び設定を行うこと。
○帳票管理クライアントソフトウェアについては、エージェントとして動作を想定するものではないが、「調達区分：本省サーバ」側の帳票管理ソフトウェアとの連携を鑑み、「調達区分：本省サーバ」が調達を行うこと。「調達区分：拠点機器その1、拠点機器その2、拠点機器その3」の受注者は厚生労働省から提供を受けた後、調達した機器への設定を行うこと。
○クライアント端末等からサーバにアクセスするのに必要となるアクセスライセンスについては、「調達区分：本省サーバ」の受注者が調達を行うこと。ただし、「調達区分:拠点機器その1」、「調達区分：拠点機器その2」及び「調達区分：拠点機器その3」において「調達区分：本省サーバ」が導入しないソフトウェアにアクセスライセンスが必要となる場合については、「調達区分：拠点機器その1」、「調達区分：拠点機器その2」及び「調達区分：拠点機器その3」の受注者が必要数を用意すること。また、提案するライセンスの数量について内訳を含め提示すること。
○各ソフトウェアの要件に対して、カスタマイズでの対応及び複数のソフトウェアによる対応も可とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">2</td><td colspan="2">各サーバ共通導入ソフトウェア</td></tr>
<tr><td>①
運用管理(エージェント)
［管理基盤、稼動監視、リソース監視］</td><td>運用監視サーバの統合運用管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たす機能を提供すること。
・サービスの起動順序を制御したり、イベントの送受信やユーザの管理をするなど、ジョブ管理、統合管理の基盤となる機能やコンソールのエージェント機能を有すること。
・ネットワーク上のサーバのリソースの稼働・統計情報を収集・管理、プロセスの稼働状態を監視、サーバのリソースの稼働・統計情報を定期的に収集・保存する機能を有すること。
・設定した閾値を超えたり、プロセスが停止したりした場合には、SNMPトラップを発行して管理者に通知する機能を有すること。
・TCP/IPネットワークを管理するためのSNMPのエージェント機能を有すること。</td></tr>
<tr><td>②
サーバ系ウイルス管理（エージェント）</td><td>ウイルスチェック機能として、以下の機能及び条件を満たす機能を提供すること。
・サーバへのファイル入出力通信時に、ファイルに含まれるウイルスを検索し、ウイルスの感染を検知できる機能。
・ウイルス検出時に、駆除・削除、安全な場所に隔離といった機能を複数選んで処理できる機能。
・管理コンソールによるリモート/ 集中管理（システム監視、ソフトウェアのアップデート、サーバ上のウイルス対策の管理/ 設定、ログの集中管理等）する機能。
・パターンファイルの更新については、ソフトウェアベンダ等において、パターンファイルが公開されてから24時間以内に適用できる機能。
・クライアント系アンチウイルスソフトと異なる製品を導入すること。</td></tr>
<tr><td>③
バックアップ管理（エージェント）</td><td>バックアップ管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たすこと。
・サーバの内蔵ディスクの障害対応時にバックアップデータからの復元ができること。
・ファイルのバックアップは、手動による随時実施及びスケジュールによる自動運転による実施ができること。
・内蔵ディスクに導入しているOS、各種アプリケーションプログラムをバックアップする機能を備えること。</td></tr>
<tr><td>④
セキュリティ監査（エージェント）</td><td>セキュリティ監査機能（マネージャ）等と連携して以下の要件を満たすこと、若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により要件を満たすこと。
・ミッションクリティカルなアプリケーションとオペレーティングシステムに対して包括的なセキュリティ分析を実施し、多数のセキュリティチェック項目を使って脆弱性を監査する機能。
・OS パッチの未適用、不適切なユーザパスワード設定、不正な権限、不正なファイルアクセス、セキュリティ設定の変更、不正な設定などの違反について、複数のシステムを同時にチェックする機能。</td></tr>
<tr><td>⑤
証跡管理（エージェント）
［証跡管理、証跡LOG分析］</td><td>操作管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たすこと、若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により要件を満たすこと。
・サーバ上のアクセスの証跡を取得できること。</td></tr>
<tr><td>⑥
資産管理（エージェント）</td><td>資産管理（マネージャ）等と連携して以下の機能を提供すること。
・各サーバ等のOSのバージョン、パッチレベルなどの検査。
・ハードウェアやソフトウェア情報などの構成情報の取得。</td></tr>
<tr><td>⑦
起動・終了管理ソフトウェア</td><td>・予め予定したスケジュールに従って、サーバ本体の電源投入・切断、システム停止・立上げを自動制御できる機能を有すること。
・自動制御する対象サーバは、厚生労働省と協議の上、決定すること。</td></tr>
<tr><td>⑧
USBポート制御</td><td>・USBポートを、接続するUSB機器製品ごとに使用許可設定ができること。</td></tr>
</table>

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

2 ソフトウェアの個別要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-1	徴収WebAPサーバ	①	OS	現行システムで使用している後継OSの同一エディションでの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・標準で、GUI(Graphical User Interface)による管理ツールと、CUI (Character User Interface) による管理ツールが用意されており、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・標準で、スクリプト実行機能を有すること。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・必要に応じてフェールオーバークラスタリングによる冗長化機能を有すること。 ・標準でソフトウェアファイアウォール機能を持っていること。 ・ユーザ単位の容量制限に加え、フォルダ単位の容量制限が可能なこと。 ・ファイル拡張子を元にした保存制限や警告の設定が可能なこと。 ・x64プロセッサでの動作を保障すること。 ・4TB以上のメモリをサポート可能なこと。 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webアプリケーションサービス	JAVA EE7で規定されたインタフェースを持つJavaコードの実行環境を提供するアプリケーションサーバで以下の機能を有すること。 ・ウェブサービスの標準に準拠していること。 ・JAVA　EE7以上,JAVA SE8以上が共に動作保証障されていること。 ・Servlet3.0/JSP2.2が稼働保証されていること。 ・EJB3.1が稼働保証されていること。 ・JMS1.1が稼働保証されていること。 ・プロダクション再デプロイメントがサーバ再起動なしに可能であること。（WAR、EAR(HTTP経由で利用するもの)、Web Serviceなど) ・アプリケーションサーバのパフォーマンスの自動チューニングが可能であること。 ・データベースアクセスインタフェースを有すること。 ・冗長構成がとれること。 ・Webアプリケーション環境の作成、管理、及びモニタに使用できるコマンドライン スクリプト・ツールを標準で有すること。				
		③	Java動作環境	・Java EE7以上で規定されたインタフェースを持つJavaコードの実行環境を提供すること。また、導入する製品のサポートが、本調達の契約期間において提供されていること。 ・現行システムで作成したアプリケーションが実行できる環境を提供すること。				
		④	帳票管理	現行システムの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により、要件を満たすこと。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、帳票サーバに印刷指示をかけられること。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、PDF/CSV/直接印刷など業務の用途に最適な帳票出力を実行する機能を持つこと。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、帳票サーバ上で管理されている印刷データにデータの抽出、検索などの指示をかけられること。 ・帳票生成及びスプール機能の状況をアプリケーション画面に組み込む機能を有していること。 ・印刷時にJavaで作成した画面アプリケーションと連携して動的にタイムスタンプや職員コードなどの情報を帳票に付与する機能を有すること。 ・フォームファイルを使用して、帳票データ（PDF/CSVファイル）を作成し、A-4③と連携して帳票印刷を行えること。				
		⑤	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	運用監視サーバの統合運用管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たす機能を提供すること。 ・スケジュールジョブの実行制御、バッチスケジュールの管理ができること。				
		⑥	暗号化ソフトウェア	・電子政府推奨暗号リストに準拠した暗号化方式で自己解凍型暗号化形式で暗号化できること。 ・暗号化処理をコマンドラインにて実行できること。 ・暗号化処理をJava言語にて呼び出し可能であること。 ・契約期間中において、必要な製品の問い合わせ及びサポートに対応すること。 ・契約期間中において、必要な不具合やセキュリティ対応の修正ファイルの提供に対応すること。				
		⑦	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	 その2 ※2	 その3 ※3	 本省 ※4
A-2	徴収DBサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		③	リレーショナルデータベース	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・Javaコードの実行環境で動作するWebアプリケーションとの親和性が高いこと。 ・10TB以上の大規模事例で採用されているデータベース製品であること。 ・オンライン中でも、自動/手動でバックアップが行えること。 ・オンライン中でも、自動的にデータベースファイルの拡張が可能なこと。 ・ロック・エスカレーションが発生しない行レベルロッキング機能を有すること。 ・検索処理と更新処理の同時実行時の一貫性を確保できること。 ・外部ファイルのデータをデータベースのテーブルにロードする機能がサポートされていること。 ・SQLのパラレル処理をサポートする機能を有すること。 ・HAクラスタ対応を標準機能としてサポートしていること。 ・現行システムで開発したストアドプロシージャやトリガー処理のプログラムが移行できること。				
		④	COBOL動作環境	・第4次国際規格｢ISO/IEC 1989:2002｣に対応した言語仕様。 ・構築されたモジュールが実行できること。				
		⑤	運用管理（エージェント）［FTP管理］	運用監視サーバの統合運用管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たす機能を提供すること。若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・送信側と受信側で伝送されたファイルサイズを自動確認し、伝送中にファイル破損があれば警告できること。 ・伝送履歴を取得できること 。				
		⑥	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		⑦	運用管理（エージェント）［データベース監視］	運用管理サーバの統合運用管理機能（マネージャ機能）等と連携して以下の要件を満たす機能を提供すること。 ・データベースの稼働性能を監視し、パフォーマンスデータを収集できること。 ・SQL全般のチューニングに必要な統計情報を収集できること。 ・ボトルネックの追跡や、トラブルの原因追跡、問題点の分析に必要な統計情報を収集できること。 ・収集したパフォーマンスデータを保存できること。				
		⑧	データソート	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・テキストファイル等の入力データに対して、データレコードの整列・選択・集約する機能を提供すること。				
		⑨	索引順ライブラリ	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・索引順編成ファイル（ISAM）へのアクセスを実現するライブラリ、及び管理のためのユーティリティ機能を有する。 ・サーバ上にある索引順編成ファイルにアクセスする「分散ISAMサービス」を提供する機能を有する。				
		⑩	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
A-3	ファイルサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	ファイル共有	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・ファイル共有可能とする機能を有すること。 ・アクセス権利の制御、容量制御する機能を有すること。				
		③	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		④	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-4	帳票サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webアプリケーションサービス	JAVA EE7で規定されたインタフェースを持つJavaコードの実行環境を提供するアプリケーションサーバで以下の機能を有すること。 ・ウェブサービスの標準に準拠していること。 ・JAVA　EE7以上,JAVA SE8以上が共に動作保証されていること。 ・Servlet3.0/JSP2.2が稼働保証されていること。 ・EJB3.1が稼働保証されていること。 ・JMS1.1が稼働保証されていること。 ・プロダクション再デプロイメントがサーバ再起動なしに可能であること。（WAR、EAR(HTTP経由で利用するもの)、Web Serviceなど） ・アプリケーションサーバのパフォーマンスの自動チューニングが可能であること。 ・データベースアクセスインタフェースを有すること。 ・冗長構成がとれること。 ・Webアプリケーション環境の作成、管理、及びモニタに使用できるコマンドライン スクリプト・ツールを標準で有すること。				
		③	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		④	帳票作成管理	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・Web環境から、PDF帳票出力する機能を有すること。 ・JAVAで作成した帳票を生成する機能を有すること。 ・EMF形式の汎用的なデータを生成する機能を有すること。 ・LPR接続のプリンタへの出力機能ををサポートしていること。 ・生成した印刷データを圧縮して送付する機能を有する。 ・ESC/P,PC-PR201、IBM5577、JPP等のプリンタの制御コードでの印刷データ生成機能(ドライバ)をサポートしていること。 ・サーバ側で印刷状況(エラーなど)を目視できる機能を有する。 ・スプールデータを参照、検索する機能を有する。 ・10万ページ以上の帳票スプールデータを一元管理できる機能を有する。 ・次のオプション機能を有すること。 　－　OCRBフォント出力機能追加（プリンタが対応している必要あり）ができる。 　－　帳票作成管理にスプールされた帳票文書のデータを二次加工用にCSVファイルを出力できる。 　－　Webシステムなどの個別帳票システムを統合、集中化できること。				
		⑤	帳票管理	現行システムの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により、要件を満たすこと。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、④帳票作成管理機能に印刷指示をかけられること。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、PDF/CSV/直接印刷など業務の用途に最適な帳票出力を実行する機能を持つこと。 ・Javaで作成したアプリケーションと連携して、④帳票作成管理機能で管理されている印刷データにデータの抽出、検索などの指示をかけられること。 ・帳票生成及びスプール機能の状況をアプリケーション画面に組み込む機能を有していること。 ・印刷時にJavaで作成した画面アプリケーションと連携して動的にタイムスタンプや職員コードなどの情報を帳票に付与する機能を有すること。 ・フォームファイルを使用して、帳票データ（PDF/CSVファイル）を作成し、④帳票作成管理機能と連携して帳票印刷を行えること。				
		⑥	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）［ジョブ管理］と同				
		⑦	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
A-5	OCR・Webアプリケーションサーバ						○	
A-6a/7a	OCR・テキスト画像データ管理サーバ						○	
A-8	OCR管理端末						○	

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-9	省内・金融機関連携サーバ	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。 ・32bit/64bit CPU 1TBのRAMに対応し、かつ、共通の機能を有するOSであること。 ・現行システムのアプリケーションの確実な動作を保障するため、Linuxカーネルを導入すること。 ・NFSプロトコルを利用してファイルの授受の機能を有すること。 ・プログラムを実行するためにシェル、スクリプト環境が整備されていること。 ・以下（（②以降））のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		③	データ変換	以下のデータを変換する機能を有すること。 ・JIS・SJISとIBM漢字の変換。 ・ASCIIとEBCDICの変換。 ・KEIS90の変換。				
		④	運用管理（エージェント）［FTP管理]	A-2⑤運用管理（エージェント）[FTP管理]と同				
		⑤	運用管理（エージェント）［ジョブ管理]	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		⑥	ファイル圧縮環境	・ファイルを圧縮し、強度なセキュリティを保つ機能を提供すること。				
		⑦	文字列検索	・バイナリコードを含むファイルから指定のキーワード検索できる機能を有すること。				
		⑧	クラスタリング	・①で定めたLinuxカーネルが正常に動作するクラスタリングソフトウェアであること。 ・アクティブ-パッシブ型のクラスタで障害発生時にリソース（ディスク、IPアドレス、サービス等）の引継ぎを行い、高可用性を実現する機能を有すること。				
		⑨	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
A-10	官庁会計連携サーバ	①	OS	A-9①OSと同				○
		②	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		③	データ変換	A-9③データ変換と同				
		④	運用管理（エージェント）［FTP管理]	A-2⑤運用管理（エージェント）[FTP管理]と同				
		⑤	運用管理（エージェント）［ジョブ管理]	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		⑥	ファイル圧縮環境	A-9⑥ファイル圧縮環境と同				
		⑦	ファイル検索機能	・4GB以上のファイルでも開くことができ、キーワードで内部を検索できる機能を有すること。				
		⑧	クラスタリング	A-9⑧クラスタリングと同				
		⑨	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
A-11	外部ディスク装置	①	ストレージ管理	・物理ディスクの状態を確認できディスクアレイの設定を行う機能を有すること。 ・バックアップ、リストア、レプリケーションを行う機能を有すること。 ・ディスクアレイとサーバ間を複数パス（マルチパス）で接続し１つのパスで障害が発生した場合でも監視への通知を行い正常なパスに切替えてアクセスを継続させる信頼性を高める機能を有する。 ・フルバックアップ時に更新部分のみコピーを行う機能を有する。 ・ストレージ装置、FCスイッチ及びサーバ装置などの装置間の接続状態をGUIで表示する機能を有すること。また、障害発生時には発生箇所を表示する機能を有すること。				○

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
A-12	業務系バックアップサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	バックアップ管理（マネージャ）	バックアップ管理エージェントと連携して以下を満たす機能を提供すること。 ・接続しているテープ装置（A-13）にバックアップデータの書き込みが可能であること。 ・ファイルのバックアップは、人手による操作での起動、及びスケジュールによる自動運転による実施ができること。				
		③	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		④	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
B-1	原本保管サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	リレーショナルデータベース	A-2③リレーショナルデータベースと同				
		③	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		④	運用管理（エージェント）［データベース監視］	A-2⑦運用管理（エージェント）［データベース監視］と同				
		⑤	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
B-2	電子納付サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	運用管理（エージェント）［FTP管理］	A-2⑤運用管理（エージェント）[FTP管理]と同				
		③	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		④	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）[ジョブ管理]と同				
		⑤	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	 その2 ※2	 その3 ※3	 本省 ※4
B-3	MPN連携サーバ	①	OS	現行システムでの後継OSの同一エディションでの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。 ・フェールオーバークラスタリングによる冗長化機能を有すること。（OS機能とは別でも可） ・MPN連携ソフトウェアパッケージがサポートするOSであること。 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	MPN連携ソフトウェア	MPN接続機能として、以下機能を提供すること。 ・マルチペイメントネットワーク運営機構が定める「マルチペイメントネットワークサービス仕様書　別冊 国庫金業務編」に記載されている機能に対応していること。 ・マルチペイメントネットワークで提供される収納サービスに対応できること。 ・収納サービスにおける各種収納方式（オンライン方式、情報リンク方式）に対応できること。 ・通信サーバにて利用者からの納付情報の照会と、当該納付情報に対して消込すること。消込は以下を要件とする。 　ⅰ接続条件：1電文あたり通信サーバ内滞留時間2秒以内 　ⅱ文字コード：JISコード 　ⅲデータ管理：収納後、3か月保存可能とする ・納付情報（金額等）の変更について対応できること。 ・MPN以外で支払いされたものについて、納付情報の取消等の対応ができること。 ・通信サーバにおいて、MPN還元データ（収納機関取扱データ）を取得し、通信サーバ内の収納情報と突合を行い、不整合を検知できること。 ・不正アクセス対策として、取引封鎖ができること。また、日単位で解除措置ができること。				
				適用徴収システムとの連携機能として、以下機能を提供すること。 ・適用徴収システムで作成した納付情報を受信し、通信サーバにバッチ処理で登録できること。 　また、適用徴収システムからの要求による取消が可能であること。 　納付情報の登録・消込要件は以下とする。 　ⅰ接続回数：1回／日（1回あたり1ファイル）を限度 　ⅱデータ量：1回あたり60万件を限度 　ⅲ通信サーバへの反映間隔：10分間隔 　ⅳ文字コード：SJISコード 　ⅴデータ管理：収納後、3か月保存可能とする ・収納情報の取得の要件は以下とする。 　（速報） 　ⅰ接続回数：30分間隔 　ⅱデータ量：１回あたり100件程度 　ⅲ文字コード：SJISコード 　ⅳデータ管理：送信後、使用済みデータは削除可能とする 　（確定） 　ⅰ接続回数：1回/日（１回あたり１ファイル）を限度 　ⅱデータ量：1ファイルのデータ量に制限はなし 　ⅲ文字コード：SJISコード 　ⅳデータ管理：収納後、3か月保存可能とする				
				・納付情報受信等による個々の機能は以下とする。 　ⅰ事前に電子納付番号等電子納付情報を適用徴収システムの電子納付サービス群から受け取る機能 　ⅱマルチペイメントネットワークからの電子納付情報の照会依頼に応答し、電子納付番号を含む電子納付情報をマルチペイメントネットワークへ渡す機能 　ⅱマルチペイメントネットワークからの消込依頼に基づき電子納付の消込情報を登録する機能 　ⅲ消込情報を適用徴収システムの電子納付サービス群へ渡す機能 　ⅳマルチペイメントネットワークからの還元データを受取り、適用徴収システムの電子納付サービス群・適用徴収電子納付機能で管理する消込結果の集計値を突合チェックする機能 　ⅴ還元データ突合結果を適用徴収システムの電子納付サービス群へ渡す機能 　ⅵマルチペイメントネットワークからの還元データ明細を受取り、適用徴収システムの電子納付サービス群・適用徴収電子納付機能で管理する取引明細データを突合チェックする機能 　ⅶ還元データ明細データを適用徴収システムの電子納付サービス群へ渡す機能 ・マルチペイメントネットワーク利用状況を把握するための統計情報を作成できること。 ・マルチペイメントネットワーク経由で受信した消込情報を受取り，収納機関へ報告情報を作成できること。 ・未収納でサーバ上に残る納付情報データを消込期限年月日を基準とした削除がバッチ処理でできること。 ・納付情報の登録結果が、エラーデータとエラー事由を含む登録結果ファイルとして作成されること。 ・納付情報登録ファイルＩＦにおいて、登録優先順を指定できること。 ・還元データに含まれる歳入代理店金融機関ごとのクリアリング突合処理が行えること。 ・入金予定日を算出できること。 ・アドオンによる機能追加が行えること。				
		③	Webアプリケーションサービスサーバ	・MPNパッケージが動作するアプリケーションサービスサーバであること。 ・標準で高可用性機能をサポートすること。 ・HTTPサーバが標準で付属されていること。				
		④	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		⑤	運用管理（エージェント）［FTP管理]	A-2⑤運用管理（エージェント）[FTP管理]と同				
		⑥	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	調達区分 その2 ※2	調達区分 その3 ※3	調達区分 本省 ※4
B-4	e-Gov連携サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	JAVAランタイム	・Java2 Platform が稼働できる環境を提供すること。				
		③	JAVAライブラリ	・e-Govと連携するために、 Apache Jakarta Projectの「POI」を提供すること。				
		④	Webサーバ	・HTTPS通信が可能であること。 ・e-Govが指定する仕様を満たすWebサーバであること。				
		⑤	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
B-5	電子申請APサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webアプリケーションサービス	A-1②Webアプリケーションサービスと同				
		③	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		④	運用管理（エージェント）［ジョブ管理］	A-1⑤運用管理（エージェント）［ジョブ管理］と同				
		⑤	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
C-1	統合認証サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	ディレクトリサービス	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 サーバ単位でのユーザ/グループ情報の管理、ネットワーク上に存在するサーバ、クライアント、プリンタなどのハードウェア資源や、それらを使用するユーザの属性、アクセス権などの情報を一元管理するサービスを提供すること。また、以下の機能を有すること。 ・職員端末を一括制御できる機能。 ・分散するディレクトリの連携と膨大なID情報の統合管理機能。 ・アプリケーションに最適化されたディレクトリサービス機能。				
		③	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
C-2	ポータルサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		③	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
D-1	運用操作ログ管理サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	端末操作管理（マネージャ）	エージェントと連携して運用管理端末に対するユーザの操作を記録する機能を持つこと。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により要件を満たすこと。 ・事前に定められたセキュリティポリシーに応じたアラートの発呼や操作のブロックを行えるセキュリティ機能を有すること。 ・ユーザ操作の記録及び監視が可能であり、記録内容は画面イメージやキー操作を含めた詳細な内容であること。 ・運用管理端末で記録した内容は、暗号化し、一元管理できること。				
		③	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
D-2a/ D-7a/ D-7b	アップデートサービス/ファイル配布/資産管理サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		③	アップデートサービス	・オペレーティングシステムのアップデートのパッチ配布機能をもつこと。				
		④	ファイル配布（マネージャ）	ファイル配布機能（マネージャ）として、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・ユーザプログラム及びデータの配布/実行 ・ソフトウェアの自動インストール（PUSH型/PULL型） ・ハードウェアやソフトウェア情報などのインベントリ情報の取得 ・配布の対象ノードグループの作成と、配布する資源（ファイル/プログラム等）を管理できること。 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		⑤	資産管理（マネージャ）	エージェント機能と連携して、以下の要件を満たすマネージャ機能を提供すること。 ・各サーバ等の導入ソフトウェアの検査 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		⑥	運用管理（エージェント）［データベース監視］	A-2⑦運用管理（エージェント）［データベース監視］と同				
		⑦	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-2b	セキュリティ監査サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		③	セキュリティ監査（マネージャ）	セキュリティ監査（マネージャ）として、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・ミッションクリティカルなアプリケーションとオペレーティングシステムに対して包括的なセキュリティ分析を実施し、多数のセキュリティチェック項目を使って脆弱性を監査する機能。 ・OS パッチの未適用、不適切なユーザパスワード設定、不正な権限、不正なファイルアクセス、セキュリティ設定の変更、不正な設定などの違反について、複数のシステムを同時にチェックする機能。 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		④	運用管理（エージェント）［データベース監視］	A-2⑦運用管理（エージェント）［データベース監視］と同				
		⑤	サーバ系ウイルス管理（マネージャ）	以下の機能を有すること。 ・ウイルス検知・駆除ソフトウェアを導入したクライアント端末を、地域や組織といったグループ単位で管理し、パターンファイルの更新方法や、定期スキャン設定などを一括設定できること。 ・サーバのウイルス検索エンジン、及びパターンファイルの更新状況の管理ができること。 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		⑥	ウイルス監視装置管理	ウイルス監視装置（N-5 適用徴収本番ウイルス監視装置）を管理する以下の機能を持つこと。 ・管理コンソールにより｢N-5 適用徴収本番ウイルス監視装置｣を集中管理（インシデント監視、監視ポリシーの管理/設定、ログの集中管理等）する機能。 ・ウイルス監視装置ベンダ等において、パターンファイルが公開されてから24時間以内に適用できる機能。				
		⑦	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
D-5	ウイルス管理／検疫管理サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		③	クライアント系ウイルス管理、検疫管理（マネージャ）	クライアント系ウイルス管理として以下の機能を有すること。 ・ウイルス検知・駆除ソフトウェアを導入したクライアント端末を、地域や組織といったグループ単位で管理し、パターンファイルの更新方法や、定期スキャン設定などを一括設定できること。 ・クライアント端末のウイルス検索エンジン、及びパターンファイルの更新状況の管理ができること。 また、検疫管理として以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・各PCのOSのバージョン、パッチレベル、パターンファイルなどの検査・管理すること。 ・許可されているPC以外（検査で不適となったPC）の接続を防止すること。 ・検疫管理（エージェント）を導入したクライアント端末を、地域や組織といったグループ単位で管理し、検疫ポリシーなどを一括設定できること。 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		④	運用管理（エージェント）［データベース監視］	A-2⑦運用管理（エージェント）［データベース監視］と同				
		⑤	共通	・サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。（ただし、サーバ系ウイルス系管理（エージェント）は除く）				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	調達区分 その2 ※2	調達区分 その3 ※3	調達区分 本省 ※4
D-6	運用監視サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		③	運用管理（マネージャ）［ジョブ管理、ジョブ定義、ＦＴＰ、稼働監視、リモート管理］	エージェント機能と連携して、以下の要件を満たす統合運用管理機能（マネージャ機能）を提供すること。 ・監視対象で発生した障害などのイベントを一元管理し、監視者に通報する機能を有すること。 ・ジョブやスケジュールの定義登録や起動、実行状況確認が行えること。操作画面の機能を有すること。 ・ネットワーク上のサーバのリソースの稼働・統計情報を収集・管理、プロセスの稼働状態を監視、サーバのリソースの稼働・統計情報を定期的に収集・保存する機能を有すること。 ・設定したしきい値を超えたり、プロセスが停止したりした場合には、SNMPトラップを発行して管理者に通知する機能を有すること。 ・TCP/IPネットワークを管理するためのSNMPのマネージャ機能を有し、管理対象の生死監視を行えること。 ・ボトルネックの追跡やトラブルの原因追跡、問題点の分析に必要な統計情報を収集できること。 ・過去のパフォーマンスデータをレポート表示できること。 ・パフォーマンスデータがCSV出力できること。 ・スケジュールジョブの実行制御、バッチスケジュールの管理ができること。				
		④	端末リモート操作管理	・運用管理端末からのリモートデスクトップ接続で、他サーバに対する操作記録を取得する機能を有すること。				
		⑤	運用管理（ビューア）	・運用監視サーバの運用管理及び操作をGUIベースで行えるビューア。				
		⑥	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
D-8	メールサーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	メールサービス	・POP/IMAP機能を持つこと。 ・APOPなどの複数の認証機能をサポート。				
		③	Webサーバ	・HTTP通信サービスが提供可能であること。 ・HTTPS通信が可能であること。				
		④	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-10	運用管理端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。				○
		②	オフィス系	現行システムの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・MS　Word, Excel,PowerPoint, Access で作成された現行資産を転用可能にするため、ファイルの読込み、編集及び書出しの機能を持つオフィスソフトウェア。				
		③	ブラウザ	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・HTTP1.1に対応していること。 ・SSL3.0に対応していること。 ・TLS1.2に対応していること。 ・ダウンロードしたプログラムの署名を確認できること。 ・以下ユーザ補助機能を有すること。 　－　フォーカスや選択範囲が変更されるたびにシステムキャレット（カーソル又は挿入ポイント）を移動する。 　－　画像ダウンロード中や非表示時にイメージタグ内にある説明文を表示する。 ・XML文書をブラウザ上に表示できる。				
		④	ドキュメント閲覧	・PDFファイルを閲覧可能とするソフトウェア。				
		⑤	運用管理（ビューア）	D-6⑤運用管理（ビューア）と同				
		⑥	運用管理（エージェント）	ファイル配布（マネージャ）と連携して以下の要件を満たす機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・ハードウェアやソフトウェア情報などのインベントリ情報の取得 ・ソフトウェア起動/停止情報の取得 ・指定ソフトウェアの起動抑止 ・ファイル操作情報の取得 ・ソフトウェアの自動インストール ・ユーザプログラム及びデータの配布 ・ファイルの収集 ・クライアントのリモートコントロール ・統合コンソール用監視、操作画面				
		⑦	端末操作管理（エージェント）	検疫管理のマネージャ機能と連携して、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・端末操作を記録して、検疫管理サーバに送信する機能。				
		⑧	ファイル配布/検疫管理（エージェント）	情報収集・配布/検疫管理（エージェント）として、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・各PCのOSのバージョン、パッチレベル、パターンファイルなどを検査すること。 ・許可されているPC以外（検査で不適となったPC）の接続を防止すること。				
		⑨	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	ウイルスチェック機能として、以下の機能及び条件を満たす機能を提供すること。 ・ファイルに含まれるウイルスを検索し、ウイルスの感染を検知できる機能。 ・ウイルス検出時に、駆除・削除又はファイルの拡張子変更、安全な場所に隔離といった機能を複数選んで処理できる機能。				
		⑩	ファイル暗号化	・厚生労働省の指定する暗号化ソフトウェアに完全互換であること。				
		⑪	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。 ・「電子政府推奨暗号リスト」に対応した暗号化が可能であること。 ・暗号化操作をコマンドラインにより行えること。				
		⑫	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑬	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				
D-11	仮想化基盤サーバ	①	OS	・7台以上の仮想サーバが同時に起動できること。 ・仮想化基盤サーバ上で動作する仮想サーバの障害発生時に自動で仮想サーバの再起動を実施する機能を有すること。 ・仮想化基盤サーバの障害発生時に、待機系のサーバ上に仮想ホストを移動し起動する機能を有すること。				○

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
D-12	仮想化基盤管理サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	仮想化基盤管理	D-11上で動作する仮想化基盤機能について管理する機能を有すること。				
D-13	事業場公開保守端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。				○
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	PDFドキュメント閲覧	・PDFファイルの閲覧を可能とするソフトウェア。				
		⑤	アンチウイルスソフトウェア	ウイルスチェック機能として、以下の機能及び条件を満たす機能を提供すること。 ・ファイルに含まれるウイルスを検索し、ウイルスの感染を検知できる機能。 ・ウイルス検出時に、駆除・削除又はファイルの拡張子変更、安全な場所に隔離といった機能を複数選んで処理できる機能。				
		⑥	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。 ・「電子政府推奨暗号リスト」に対応した暗号化が可能であること。 ・暗号化操作をコマンドラインにより行えること。				
		⑦	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑧	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
G-1	ヘルプデスク端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。		○		
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	PDFドキュメント閲覧	・PDFファイルの閲覧を可能とするソフトウェア。				
		⑤	クライアント操作管理ソフトウェア（エージェント）	検疫管理のマネージャと連携して以下の要件を満たすこと。 ・クライアントのユーザ操作/デバイス使用可否/ソフトウェア導入可否の管理を行う機能を持つ。 ・全クライアント端末のファイル操作、外部媒体書込みやアプリケーション操作に対するアクセス証跡を取得できる。 ※厚生労働省より提供				
		⑥	ファイル配布/検疫管理（エージェント）	情報収集・配布/検疫管理（エージェント）として、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・各PCのOSのバージョン、パッチレベル、パターンファイルなどを検査すること。 ・許可されているPC以外（検査で不適となったPC）の接続を防止すること。 ※厚生労働省より提供				
		⑦	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	D-10⑨クライアント系ウイルス管理（エージェント）と同 ※厚生労働省より提供				
		⑧	帳票管理クライアント	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を前提とし、以下の機能を有すること。 ・高速印刷を実現するためにA-4：帳票サーバ側で生成された帳票データを圧縮してクライアントPCに送信し、クライアントPC側で自動解凍し、指定のプリンタに出力できること。 ※厚生労働省より提供				
		⑨	Java動作環境	・現行システムにて作成したアプリケーションが実行できる環境を提供すること。				
		⑩	外字環境	・厚生労働省外字（200文字程度）が登録できること。				
		⑪	ADAMS接続	・導入時点でADAMSへの接続に必要なJava動作環境を導入すること。 ※厚生労働省より提供				
		⑫	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。 ・「電子政府推奨暗号リスト」に対応した暗号化が可能であること。 ・暗号化操作をコマンドラインにより行えること。				
		⑬	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑭	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
H-1 J-1	汎用OCR用操作端末						○	
H-1 J-1	汎用OCR用操作端末						○	
H-3 I-1 J-3 K-1	クライアント端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。		○		
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	PDFドキュメント閲覧	・PDFファイルの閲覧を可能とするソフトウェア。				
		⑤	クライアント操作管理ソフトウェア（エージェント）	検疫管理のマネージャと連携して以下の要件を満たすこと。 ・クライアントのユーザ操作/デバイス使用可否/ソフトウェア導入可否の管理を行う機能を持つ。 ・全クライアント端末のファイル操作、外部媒体書込みやアプリケーション操作に対するアクセス証跡を取得できる。 ※厚生労働省より提供				
		⑥	ファイル配布/検疫管理（エージェント）	情報収集・配布/検疫管理（エージェント）として、以下の機能を提供すること。 若しくは、他のソフトウェア・ソリューション等との連携や本件受注者による開発により提供すること。 ・各PCのOSのバージョン、パッチレベル、パターンファイルなどを検査すること。 ・許可されているPC以外（検査で不適となったPC）の接続を防止すること。 ※厚生労働省より提供				
		⑦	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	D-10⑨クライアント系ウイルス管理（エージェント）と同 ※厚生労働省より提供				
		⑧	帳票管理クライアント	現行システムでの後継ソフトウェアの最新版を前提とし、以下の機能を有すること。 ・高速印刷を実現するためにA-4：帳票サーバ側で生成された帳票データを圧縮してクライアントPCに送信し、クライアントPC側で自動解凍し、指定のプリンタに出力できること。 ※厚生労働省より提供				
		⑨	Java動作環境	・現行システムにてJavaで作成したアプリケーションが実行できる環境を提供する。				
		⑩	アプリケーション動作環境	厚生労働省が提供する現行システムのアプリケーション（RSシステム）が動作するための実行環境を有すること。				
		⑪	外字環境	・厚生労働省外字（200文字程度）が登録できること。				
		⑫	ADAMS接続	・導入時点でADAMSへの接続に必要なJava動作環境を導入すること。 ※厚生労働省より提供				
		⑬	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。 ・「電子政府推奨暗号リスト」に対応した暗号化が可能であること。 ・暗号化操作をコマンドラインにより行えること。				
		⑭	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑮	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	調達区分 その2 ※2	調達区分 その3 ※3	調達区分 本省 ※4
H-8 J-8	モバイル端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。		○		
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	D-10⑨クライアント系ウイルス管理（エージェント）と同 ※厚生労働省より提供				
		⑤	ドキュメント閲覧	D-10④ドキュメント閲覧と同				
		⑥	Java動作環境	・現行システムにてJavaで作成したアプリケーションが実行できる環境を提供する。				
		⑦	アプリケーション動作環境	厚生労働省が提供する現行システムのアプリケーション（モバイルシステム）が動作するための実行環境を有すること。				
		⑧	外字環境	・厚生労働省外字（200文字程度）が登録できること。				
		⑨	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。				
		⑩	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑪	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-10a	RSシステムサーバA	①	OS	現行システムで使用している後継OSの同一エディションでの最新版を基本とし、以下の機能を有すること。 ・標準でGUI (Graphical User Interface)による管理ツールとCUI (Character User Interface)による管理ツールを有すること。 ・マルチユーザ、マルチタスク機能を有すること。 ・Webアプリケーションの開発、実行基盤を有すること。 ・標準又は付属メディアより、ネットワーク負荷分散の機能を有すること。 ・ネットワーク接続機器はTCP/IPをサポートすること。 ・論理ボリューム複製機能を有すること。 ・標準でソフトウェアファイアウォール機能を有すること。 ・フォルダ単位での容量制限が可能なこと。	○			
		②	リレーショナルデータベース	・オープンソースソフトウェアであること。 ・標準機能でパーティション単位でインデックスの構築やバックアップ/復元、データの入替えが可能であること。 ・契約期間中において、必要な製品の問い合わせ及びサポートに対応すること。 ・契約期間中において、必要な不具合やセキュリティ対応の修正ファイルの提供に対応すること。				
		③	Webサーバ	・オープンソースソフトウェアであること。 ・Javaアプリケーションの実行が可能であること。 ・業務単位に複数のアプリケーションを業務単位での運用管理制御として管理し、操作可能とする機構により、資源の有効利用や異常の自動復旧が可能であること。 ・アプリケーション異常（異常終了、ループ、デッドロック）が発生した場合、管理コンソールから、エラーメッセージ、診断ログを参照することが可能であること。 ・必要となる分のライセンス（プロセッサライセンスも可）を用意すること。				
		④	Java動作環境	・Java EE7で規定されたインタフェースを持つJavaコードの実行環境を有すること。 ・導入する製品のサポートが、契約期間中において提供されていること。 ・Javaアプリケーションが実行できる環境を提供すること。				
		⑤	アプリケーション動作環境	厚生労働省が提供する現行システムのアプリケーション（RSシステム）が動作するための実行環境を有すること。				
		⑥	バックアップソフトウェア	・バックアップを取得するサーバのファイルシステムに対応していること。 ・バックアップの集中管理、スケジュール管理、バックアップデータ世代管理が可能なこと。 ・フルバックアップ、差分バックアップ、増分バックアップが取得が可能なこと。 ・データベース稼働中にオンラインバックアップで取得可能なこと。 ・使用中のファイルもオンラインバックアップで取得可能なこと。 ・障害発生時に、バックアップしたテープからの容易に復旧可能なこと。				
		⑦	ストレージ制御ソフトウェア	・片系統のコントローラー障害の場合でも、データI/Oに支障のない機能を有していること。 ・負荷分散を行うロードバランス機能を有していること。				
		⑧	サーバ管理ソフトウェア	・ハードウェア情報が視覚的に表示できる機能を有すること。 ・ディスクや部品に障害が発生した場合にも検知し、障害箇所を視覚的に表示できること。				
		⑨	運用管理（エージェント）［データベース監視］	A-2⑦運用管理（エージェント）［データベース監視］と同				
		⑩	無停電装置ソフトウェア	・停電時に自動シャットダウンを実行することが可能であること。				
		⑪	その他	・厚生労働省が用意する、RSシステムの導入を行うこと。				
		⑫	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
J-10b	RSシステムサーバB		※J-10aと同一構成		○			

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
J-10c	RSシステムサーバC		※J-10aと同一構成	J-10aの要求事項で⑦を除いたもの。	○			
J-13	文書管理用クライアント端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。	○			
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	アプリケーション動作環境	厚生労働省が提供する現行システムのアプリケーション（RSシステム）が動作するための実行環境を有すること。				
		⑤	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	D-10⑨クライアント系ウイルス管理（エージェント）と同 ※厚生労働省より提供				
		⑥	OCRソフトウェア	・OCR開発キットに対応したランタイム製品であること。				
		⑦	スキャナ制御用ソフトウェア	・今回導入するJ-14文書管理用スキャナの制御が可能となるソフトを導入する（スキャナに同梱されているソフトウェアでも可）。 ・テキストから全文検索が可能になるPDFを用意すること。				
		⑧	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。				
		⑨	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑩	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				
X-1	徴収WebAPサーバ		※A-1と同一構成					○
X-2	徴収DBサーバ		※A-2と同一構成					○
X-3a	ファイルサーバ		※A-3、D-2bの複合構成	A-3、D-2bの要求事項で重複項目については複数不要とする。				○
X-3b	帳票サーバ		※A-4と同一構成					○
X-4	外部連携サーバ		※A-9～A-10の複合構成	A-9、A-10の要求事項で重複項目については複数不要とする。 ・⑩クラスタリングについては不要。				○
X-5	OCR・Webアプリケーションサーバ		※A-5と同一構成				○	
X-6a	OCR・テキスト画像データ管理サーバ		※A-6a/7aと同一構成				○	
X-9a	テスト・検証用バックアップサーバ		※A-12、D-1の複合構成	A-12、D-1の要求事項で重複項目については複数不要とする。				○
X-12	ウイルス管理／検疫管理サーバ		※D-5と同一構成					○
X-13	運用監視サーバ		※D-6～D-8の複合構成	D-6、D-7a、D-7b、D-8の要求事項で重複項目については複数不要とする。				○
X-14	電子申請APサーバ		※B-5と同一構成					○
X-15	原本保管サーバ		※B-1と同一構成					○
X-16	電子納付サーバ		※B-2と同一構成					○
X-17	MPN連携サーバ		※B-3と同一構成	・OSのフェールオーバークラスタリングは不要。				○

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分 その1 ※1	調達区分 その2 ※2	調達区分 その3 ※3	調達区分 本省 ※4
X-18	MPNシミュレータサーバ	①	OS	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会から指定されたOS。				○
		②	シミュレータ	日本マルチペイメントネットワーク推進協議会から指定される接続テストのためのシミュレータ。				
		③	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
X-19	e-Gov連携サーバ		※B-4と同一構成					○
X-20	統合認証サーバ		※C-1、D-2aの複合構成	C-1、D-2a/D-7a/D-7b②③の要求事項で重複項目については複数不要とする。				○
X-21	ポータルサーバ		※C-2と同一構成					○
X-24	運用管理端末		※D-10と同一構成					○
X-25	クライアント端末		※H-3と同一構成			○		
X-26	汎用OCR用操作端末		※H-1と同一構成				○	
X-29	OCR管理端末		※A-8と同一構成				○	
X-34	構成管理サーバ	①	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				○
		②	構成管理機能	・徴収業務アプリケーションのバージョン管理、それに付随するドキュメントのバージョン管理機能を実現する。 ・バージョン管理の対象が、ファイルだけでなく、要件、タスク、変更要求、トピックと多様な情報が管理できる機能を有すること。 ・上記の各種情報をリンク付けて管理できること。 別途データベース製品が必要な場合は、併せて提案すること。				
		③	Javaビルドツール	・Javaコンパイル環境と配備環境を有すること。				
		④	Java動作環境	A-1③Java動作環境と同				
		⑤	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
X-35	モバイル端末		※H-8、J-8と同一構成			○		
X-38	RSシステムサーバ	①	仮想化基盤ソフトウェア	3台以上の仮想サーバが同時に起動可能であること。	○			
		②	OS	A-1①OSと同 ・以下（②以降）のソフトウェアの動作を保証するOSであること。				
		③	バックアップソフトウェア	J-10a⑥バックアップソフトウェアと同				
		④	ストレージ制御ソフトウェア	J-10a⑦ストレージ制御ソフトウェアと同				
		⑤	サーバ管理ソフトウェア	J-10a⑧サーバ管理ソフトウェアと同				
		⑥	その他	・厚生労働省が用意する、RSシステムの導入を行うこと。				
		⑦	共通	・各サーバ共通導入ソフトウェアを導入すること。				
		⑧	検証環境（3面）	仮想化基盤ソフトウェア上でX-46a、X-46b及びX-46cを稼働させること。				

【別紙8】ソフトウェア要求仕様

ID	サーバ名/端末名	番号	ソフトウェア種別	要求仕様	調達区分			
					その1 ※1	その2 ※2	その3 ※3	本省 ※4
X-41	文書管理用クライアント端末	①	OS	・グラフィカルユーザインタフェース（GUI)を持ち、マルチユーザ、マルチタスク機能を持つこと。 ・ネットワーク接続機能は、TCP/IPをサポートすること。 ・システム管理機能、ユーザ管理機能の操作はGUIで操作できること。	○			
		②	ブラウザ	D-10③ブラウザと同				
		③	オフィス系	D-10②オフィス系と同				
		④	アプリケーション動作環境	厚生労働省が提供する現行システムのアプリケーション（RSシステム）が動作するための実行環境を有すること。				
		⑤	クライアント系ウイルス管理（エージェント）	D-10⑨クライアント系ウイルス管理（エージェント）と同 ※厚生労働省より提供				
		⑥	OCRソフトウェア開発キット	・入力画像の解像度は50dpi～2400dpiに対応すること。 ・原稿サイズは600dpi時にA4版まで、400dpi時にA3版まで対応すること。 ・画像形式は、TIFF形式、BMP形式、JPEG形式、PCX形式、DCX形式に対応すること。 ・手書き、活字にて英字、数字、ひらがな、カタカナ、JIS第一水準漢字、JIS第二水準漢字の一部の認識に対応すること。 ・チェックマークのレ点、塗りつぶし、オーバーライトマークの認識に対応すること。				
		⑦	OCRソフトウェア	・OCR開発キットに対応したランタイム製品であること。				
		⑧	スキャナ制御開発用ソフトウェア	・今回導入するX-42文書管理用スキャナの制御が可能となるソフトを導入する。 ・アプリケーションから直接スキャナ制御が可能となる機能を有すること。 ・ファイル編集・生成機能、OCR機能（ゾーン、全文）、自動ファイル名付与の機能を有すること。				
		⑨	圧縮ソフトウェア	・zip形式にファイルの圧縮ができること。 ・パスワード付圧縮ファイルの作成ができること。				
		⑩	ファイルビューア	・jtd形式のファイルの閲覧ができること。				
		⑪	USBポート制御	・USBポートを、接続するUSB機器製品レベルで使用許可設定ができること。				
X-44	仮想化基盤サーバ		※D-11と同一構成					○
X-45	仮想化基盤管理サーバ		※D-12と同一構成					○
X-46a	RSシステム検証サーバa		※J-10aと同一構成	J-10aの要求事項で⑦、⑧及び⑨を除いたもの。	○			
X-46b	RSシステム検証サーバb		※J-10aと同一構成	J-10aの要求事項で⑦、⑧及び⑨を除いたもの。	○			
X-46c	RSシステム検証サーバc		※J-10aと同一構成	J-10aの要求事項で⑦、⑧及び⑨を除いたもの。	○			

※1　その1については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）の受託者に納入を求めるソフトウェアである。
※2　その2については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その2）の受託者に納入を求めるソフトウェアである。
※3　その3については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その3）の受託者に納入を求めるソフトウェアである。
※4　本省については、労働保険適用徴収システムに係るハードウェア･ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）の受託者に納入を求めるソフトウェアである。

【別紙9】ネットワーク機器要件

1 ネットワーク機器の共通仕様

ID	共通仕様			
1	全装置共通項目			
	・IPv4及びIPv6に対応可能であること。やむを得ない理由により、対応が不可能である場合は、理由を提示すること。 ・調達するネットワーク機器については、市場で調達可能であり、調達時点において最新かつ豊富な稼働実績を有し、さらに受注者が動作保証できるものを提供すること。			
2	L2スイッチ共通項目①			
	【L2スイッチ共通項目　①】 対象：N-9、N-10、N-11、N-12、N-16、N-36、N-38	①	BUS性能	・32Gbps以上のBUS性能を有すること。
		②	スイッチング処理能力	・35.7Mpps以上のスイッチング処理能力を有すること。
		③	機能	・STP(Spanning Tree Protocol) /RSTP(Rapid Spanning Tree Protocol) 機能を有すること。 ・冗長化構成機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
3	L2スイッチ共通項目②			
	【L2スイッチ共通項目　②】 対象：N-14、N-15、N-18、N-22、N-26、N-31、N-32、N-35	①	BUS性能	・16Gbps以上のBUS性能を有すること。
		②	処理能力	・6.5Mpps以上の処理能力を有すること。
		③	機能	・STP(Spanning Tree Protocol) /RSTP(Rapid Spanning Tree Protocol) 機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPプロトコルによるネットワーク管理機能を有すること。
4	ウイルス監視装置共通項目			
	【ウイルス監視装置共通項目】 対象：N-5、N-8	①	処理能力	・500Mbps以上の処理能力を有すること。
		②	スイッチング処理能力	・最大同時接続数4,000以上の能力を有すること。
		③	ポート	・1000Base-Tインタフェース5ポート以上有すること。
		④	消費電力	・最大720W以下で対応すること。
		⑤	機能	・冗長化構成機能を有すること。 ・ウイルス駆除機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

<table>
<tr><th>ID</th><th colspan="4">共通仕様</th></tr>
<tr><td rowspan="5">5</td><td colspan="4">ルータ装置共通項目</td></tr>
<tr><td rowspan="4">【ルータ装置共通項目】
対象：N-17、N-20</td><td>①</td><td>ルーティング処理能力</td><td>・45Mbps以上のルーティング能力を有すること。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>ポート</td><td>・100Base-TXインタフェースのルータポートを2ポート以上有すること。
・100Base-TXインタフェースのスイッチポートを4ポート以上有すること。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>消費電力</td><td>・最大70W以下で対応すること。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>機能</td><td>・冗長化構成機能を有すること。
・VLAN機能を有すること。
・ルーティング(スタティックルーティング、RIP v2、OSPF) 機能を有すること。
・パケットフィルタリング機能を有すること。
・NAT機能を有すること。
・暗号化機能（IPsec 、鍵長256ビット以上）を有すること。
・QoSを有すること。
・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。
・SNMPネットワーク管理機能を有すること。
・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="7">6</td><td colspan="4">ファイアウォール装置共通項目</td></tr>
<tr><td rowspan="6">【ファイアウォール装置共通項目】
対象：N-19、N-21、N-27</td><td>①</td><td>処理能力</td><td>・375Mbps以上の処理能力を有すること。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>セッション数</td><td>・128,000セッション以上有すること。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>ポリシー数</td><td>・4,000ポリシー以上に対応すること。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>ポート</td><td>・固定10/100Base-TXインタフェースを4ポート以上有すること。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>消費電力</td><td>・最大350W以下で対応すること。</td></tr>
<tr><td>⑥</td><td>機能</td><td>・冗長化構成機能を有すること。
・VLAN機能を有すること。
・ルーティング（スタティックルーティング）機能を有すること。
・NAT機能を有すること。
・パケットフィルタリング機能を有すること。
・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。
・SNMPネットワーク管理機能を有すること。
・パケット許可・拒否のログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="6">7</td><td colspan="4">負荷分散装置共通項目</td></tr>
<tr><td rowspan="5">【負荷分散装置共通項目】
対象：N-4、N-7、N-37</td><td>①</td><td>処理能力</td><td>・1.5Gbps以上の処理能力を有すること。</td></tr>
<tr><td>②</td><td>スイッチング処理能力</td><td>・最大同時接続数200,000以上の能力を有すること。</td></tr>
<tr><td>③</td><td>ポート</td><td>・1000Base-Tインタフェースを2ポート以上有すること。</td></tr>
<tr><td>④</td><td>消費電力</td><td>・最大310W以下で対応すること。</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>機能</td><td>・冗長化構成機能を有すること。
・サーバの負荷分散機能を有すること。
・HTTP1.0、1.1をサポートすること。
・SSLの機能（SSL 3.0又はTLS 1.0）を有すること。
・802.1Qタギング機能を有すること。
・ルーティング機能を有すること。
・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。
・SNMPネットワーク管理機能を有すること。
・VLAN機能を有すること。
・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。</td></tr>
</table>

【別紙9】ネットワーク機器要件

2　ネットワーク機器の個別要求仕様

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-1	統合ネットワーク接続L3スイッチ	2 式	①	BUS性能	・32Gbps以上のBUS性能を有すること。
			②	パケット処理能力	・35.7Mpps以上のパケット処理能力を有すること。
			③	ルーティング処理能力	・35.7Mpps以上のルーティング処理能力を有すること。
			④	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。 ・1000Base-SXインタフェースを 1ポート以上有すること。
			⑤	消費電力	・最大180W以下で対応すること。
			⑥	機能	・冗長化構成機能を有すること。 ・STP（Spanning Tree Protocol）/RSTP（Rapid Spanning Tree Protocol）機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・ルーティング(スタティックルーティング、RIP v2、OSPF、ポリシールーティング）機能を有すること。 ・フィルタリング機能を有すること。 ・QoS機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・光ファイバー接続機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-2	適用徴収本番ファイアウォール	2 式	①	処理能力	・1Gbps以上のファイアウォール処理能力を有すること。
			②	セッション数	・250,000セッション以上有すること。
			③	ポリシー数	・10,000ポリシー以上に対応すること。
			④	ポート	・1000Base-Tインタフェースを8ポート以上有すること。
			⑤	消費電力	・最大250W以下で対応すること。
			⑥	機能	・冗長化構成機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ルーティング（スタティックルーティング）機能を有すること。 ・NAT機能を有すること。 ・パケットフィルタリング機能を有すること。 ・NTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・パケット許可・拒否のログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-3	適用徴収本番SLB　L3スイッチ	2 式	①	BUS性能	・32Gbps以上のBUS性能を有すること。
			②	スイッチング処理能力	・35.7Mpps以上のスイッチング処理能力を有すること。
			③	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。
			④	ルーティング処理能力	・39Mpps以上のパケット処理能力を有すること。
			⑤	消費電力	・最大180W以下で対応すること。
			⑥	機能	・STP(Spanning Tree Protocol) /RSTP(Rapid Spanning Tree Protocol) 機能を有すること。 ・冗長化構成機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。 ・ルーティング（スタティックルーティング）機能を有すること。 ・パケットフィルタリング機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。
N-4	適用徴収本番負荷分散装置	2 式	①	共通項目	・負荷分散装置共通項目を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを4ポート以上有すること。
N-5	適用徴収本番ウイルス監視装置	2 式	①	共通項目	・ウイルス監視装置共通項目を満たすこと。
N-6	適用徴収本番基幹L3スイッチ	2 式	①	BUS性能	・72Gbps以上のBUS性能を有すること。
			②	スイッチング処理能力	・72Mpps以上のスイッチング処理能力を有すること。
			③	ルーティング処理能力	・72Mpps以上のルーティング処理能力を有すること。
			④	ポート	・1000Base-Tインタフェースを48ポート以上有すること。
			⑤	消費電力	・最大300W以下で対応すること。
			⑥	機能	・冗長化構成機能を有すること。 ・STP（Spanning Tree Protocol）/RSTP（Rapid Spanning Tree Protocol）機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・ルーティング(スタティックルーティング、RIP v2、OSPF）機能を有すること。 ・パケットフィルタリング機能を有すること。 ・QoS機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-7	適用徴収テスト・検証負荷分散装置	1 式	①	共通項目	・負荷分散装置共通項目を満たすこと。
N-8	適用徴収テスト・検証ウイルス監視装置	1 式	①	共通項目	・ウイルス監視装置共通項目を満たすこと。
N-9	適用徴収本番L2スイッチ(OCR環境)	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-10	適用徴収本番L2スイッチ（帳票環境）	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを48ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大145W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-11	適用徴収運用管理L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを48ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大145W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-12	適用徴収認証管理L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-13	適用徴収テスト・検証L3スイッチ	4 式	①	BUS性能	・32Gbps以上のBUS性能を有すること。
			②	スイッチング処理能力	・38.7Mpps以上のパケット処理能力を有すること。
			③	ルーティング処理能力	・38.7Mpps以上のパケット処理能力を有すること。
			④	ポート	・1000Base-Tインタフェースを48ポート以上有すること。
			⑤	消費電力	・最大160W以下で対応すること。
			⑥	機能	・冗長化構成機能を有すること。 ・STP（Spanning Tree Protocol）/RSTP（Rapid Spanning Tree Protocol）機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・ルーティング(スタティックルーティング、RIP v2、OSPF）機能を有すること。 ・パケットフィルタリング機能を有すること。 ・QoS機能を有すること。 ・NTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-14	電子申請サーバ接続L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	・STP（Spanning Tree Protocol）/RSTP（Rapid Spanning Tree Protocol）機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-15	MPN接続LAN L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを8ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大50W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目②に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-16	適用徴収ローカルバックアップL2スイッチ	6 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを48ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大145W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-17	テスト・検証外部接続ルータ	1 式	①	共通項目	・ルータ装置共通項目を満たすこと。
N-18	テスト・検証外部接続L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			③	ポート	・1000Base-Tインタフェースを24ポート以上有すること。
			④	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			⑤	機能	L2スイッチ共通項目②に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-19	テスト・検証ファイアウォール	1 式	①	共通項目	・ファイアウォール装置共通項目を満たすこと。
			②	ポート	・固定10/100Base-TXインタフェースを8ポート以上有すること。
N-20	他システム接続ルータ	2 式	①	共通項目	・ルータ装置共通項目を満たすこと。
N-21	電子納付ファイアウォール	2 式	①	共通項目	・ファイアウォール装置共通項目を満たすこと。
N-22	MPN L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを8ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大50W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目②に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-23	MPN接続暗号化ルータ	2 式	①	ルーティング処理能力	・38Mbps以上の処理能力を有すること。
			②	ポート	・100Base-TXインタフェースのルータポートを2ポート以上有すること。 ・100Base-TXインタフェースのスイッチポートを4ポート以上有すること。 ・高速デジタルインタフェース（T1回線）を1ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大70W以下で対応すること。
			④	機能	・マルチペイメントネットワークの基準に準拠していること。 ・冗長化構成機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・ルーティング(スタティックルーティング、RIP v2、OSPF) 機能を有すること。 ・パケットフィルタリング機能を有すること。 ・NAT機能を有すること。 ・暗号化機能（IPsec 、鍵長256ビット以上）を有すること。 ・QoS機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。
N-31	オペレータ室L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを16ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目②に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・厚生労働省統合ネットワークの仕様に準拠していること。 （http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/110117/dl/01.pdf ） ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-34	端末環境（センター拠点）L2スイッチ	1 式	①	BUS性能	・32Gbps以上のBUS性能を有すること。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェース を48ポート以上、1000Base-SX インタフェースを1ポート以上有すること。
			③	スイッチング処理能力	・10.1Mbps以上のスイッチング処理能力を有すること。
			④	消費電力	・最大145W以下で対応すること。
			⑤	機能	・厚生労働省統合ネットワークの仕様に準拠していること。 （http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/110117/dl/01.pdf ） ・冗長化構成機能を有すること。 ・VLAN機能を有すること。 ・NTP又はSNTPプロトコルによる時間同期機能を有すること。 ・SNMPネットワーク管理機能を有すること。 ・ログ情報を採取し、システムログ管理装置に転送する機能を有すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。 ・光ファイバー接続機能を有すること。
N-35	ヘルプデスクL2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目②を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェース を24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目②に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・厚生労働省統合ネットワークの仕様に準拠していること。 （http://www.mhlw.go.jp/sinsei/chotatu/chotatu/kankeibunsho/110117/dl/01.pdf ） ・MACフィルタリング機能を有すること。

【別紙9】ネットワーク機器要件

ID	機器名	数量	分類		要求仕様
N-36	適用徴収本番L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェース を24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大80W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。
N-37	内部負荷分散装置	2 式	①	共通項目	・負荷分散装置共通項目を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェースを4ポート以上有すること。
N-38	他システム接続L2スイッチ	2 式	①	共通項目	・L2スイッチ共通項目①を満たすこと。
			②	ポート	・1000Base-Tインタフェース を24ポート以上有すること。
			③	消費電力	・最大75W以下で対応すること。
			④	機能	L2スイッチ共通項目①に記載の項目に加え以下の機能にも対応すること。 ・802.1Qタギング機能を有すること。 ・MACフィルタリング機能を有すること。

【別紙10】ハードウェア構成図（拠点機器その1）

【別紙１１】 ネットワーク構成図

【別紙 12】　責任分界点

以下に示す図 1-1 から図 5 までの実線部分が対象作業範囲である。
なお、ハードウェア事業者ごとの対象作業については、下表 1 のとおりである。
ただし、設計により構成が見直される可能性もある。

表 1　関連事業者と対象作業

作業番号		調達区分			
		拠点機器その 1	拠点機器その 2	拠点機器その 3	本省サーバ機器
（１）	①	－	－	－	○※
	②	○	○	○	－※
	③	－	－	－	○※
（２）		○	○※	○	－
（３）		－	○※	－	－
（４）	①	－	－	－	○※
	②	○	○※	○	－
（５）		○	○※	－	－

○：作業対象　※：問題解決責任者

（１）　センター拠点の電算棟におけるネットワーク接続作業範囲

①　厚生労働省統合ネットワークとの接続作業範囲

統合ネットワークスイッチから本省サーバ機器の受託者が設置する L3 スイッチまでのケーブルの手配と敷設及び接続を行う。

図 1-1　厚生労働省統合ネットワークとの接続作業範囲

②　本省サーバ機器受託者設置スイッチとの接続作業範囲
　本省サーバ機器受託者が設置するスイッチからのケーブルの手配と敷設及び接続を行う。
　なお、障害等が発生し責任の所在が不明な段階においては、厚生労働省との調整及び問題解決に関して本省サーバ機器の受託者が責任を負うものとする。

図 1-2　本省サーバ機器受託者設置スイッチとの接続作業範囲

③　マルチペイメントネットワーク（MPN）との接続作業範囲
　本省サーバ機器受託者が設置する暗号化ルータを高速デジタル回線にて MPN ネットワークへ接続を行う。作業範囲については、MPN 側との協議を踏まえて実施する。

図 1-3　MPN との接続作業範囲

（２）　地方拠点（47 都道府県）での LAN 接続作業範囲
　図 2 の SHUB までの LAN ケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。
ただし、SHUB については調達は局 LAN 業者が行うが、敷設作業は厚生労働省と協議の上実施すること。
　なお、障害等が発生し責任の所在が不明な段階においては、地方拠点（47 都道府県）における調整及び問題解決に関して拠点機器その 2 の受託者が責任を負うものとする。

図 2　地方拠点（47 都道府県）での LAN 接続作業範囲

（３）　労働基準監督署での LAN 接続作業範囲

図 3 の SHUB までの LAN ケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。

図 3　労働基準監督署での LAN 接続作業範囲

（４）　センター拠点の事務棟におけるネットワーク接続作業範囲

①　本省サーバ機器受託者の作業範囲

センター拠点の事務棟に設置されるスイッチから N-1 スイッチまでのネットワークの手配及び敷設を行う。

図 4-1　センター拠点の事務棟におけるネットワーク接続作業範囲
（本省サーバ機器受託者）

② 拠点機器その 1、拠点機器その 2 及び拠点機器その 3 受託者の作業範囲

設置機器からセンター拠点の事務棟に設置される L2 スイッチまでの LAN ケーブルの手配と接続を行う。

図 4-2 センター拠点の事務棟における LAN 接続作業範囲（拠点機器その 1、拠点機器その 2 及び拠点機器その 3 受託者）

（５） 本省（霞が関）

図 5 のスイッチまでの LAN ケーブルの手配と敷設及び設置機器の接続を行う。

図 5 本省（霞が関）での LAN 接続作業範囲

【別紙13】厚生労働省が提供するソフトウェア一覧

番号	ソフトウェア概要
1	クライアント操作管理用ソフトウェア（エージェント）
2	ファイル配布/検疫管理用ソフトウェア（エージェント）
3	クライアント系ウイルス管理用ソフトウェア（エージェント）
4	帳票管理用クライアントソフトウェア
5	RS システムクライアントアプリケーション
6	モバイルシステムアプリケーション
7	厚生労働省外字ファイル
8	その他、厚生労働省ネットワークシステムを利用するに当たって必要なソフトウェア

【別紙14】調達案件及び関連調達案件の調達単位等

No	調達案件名	調達の方式	実施時期		補足
1	労働保険適用徴収システムの更改等に係る総合工程管理等支援業務一式	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成25年3月18日	実施済
			意見提出期限	平成25年4月8日	実施済
			入札官報（官報公示）	平成25年7月8日	実施済
			入札説明会	平成25年7月16日	実施済
			提案書提出期限	平成25年8月28日	実施済
			落札者決定	平成25年9月24日	実施済
2	労働保険適用徴収システムに係る技術的支援等業務一式	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成26年2月7日	実施済
			意見提出期限	平成26年2月28日	実施済
			入札官報（官報公示）	平成26年4月28日	実施済
			入札説明会	平成26年5月9日	実施済
			提案書提出期限	平成26年6月9日	実施済
			落札者決定	平成26年7月18日	実施済
3	労働保険適用徴収システムの更改に係るアプリケーション対応及び保守業務一式（平成２８年度運用開始）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成26年10月15日	実施済
			意見提出期限	同 11月 4日	実施済
			入札官報（官報公示）	同 12月26日	実施済
			入札説明会	平成27年 1月 7日	実施済
			提案書提出期限	同 2月16日	実施済
			落札者決定	同 3月31日	実施済
4	労働保険適用徴収システムに係る機能改修業務一式（法人番号対応に伴う改修）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成26年10月 9日	実施済
			意見提出期限	同 10月29日	実施済
			入札官報（官報公示）	同 12月26日	実施済
			入札説明会	平成27年 1月 7日	実施済
			提案書提出期限	同 2月16日	実施済
			落札者決定	同 3月31日	実施済
5	労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その3）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成27年 4月23日	実施済
			意見提出期限	同 5月14日	実施中
			入札官報（官報公示）	同 7月	予定
			入札説明会	同 7月	予定
			提案書提出期限	同 9月	予定
			落札者決定	同 10月	予定
6	労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（本省サーバ機器）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成27年 7月	予定
			意見提出期限	同 7月	予定
			入札官報（官報公示）	同 9月	予定
			入札説明会	同 10月	予定
			提案書提出期限	同 11月	予定
			落札者決定	同 12月	予定
7	労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その1）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成27年 7月	予定
			意見提出期限	同 7月	予定
			入札官報（官報公示）	同 9月	予定
			入札説明会	同 10月	予定
			提案書提出期限	同 11月	予定
			落札者決定	同 12月	予定
8	労働保険適用徴収システムに係るハードウェア・ソフトウェアの賃貸借及び保守一式（拠点機器その2）	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成27年 7月	予定
			意見提出期限	同 7月	予定
			入札官報（官報公示）	同 9月	予定
			入札説明会	同 10月	予定
			提案書提出期限	同 11月	予定
			落札者決定	同 12月	予定
9	労働保険適用徴収システムに係る運用業務一式	一般競争入札（総合評価落札方式）	意見招請公示	平成28年 3月	予定
			意見提出期限	同 4月	予定
			入札官報（官報公示）	同 8月	予定
			入札説明会	同 8月	予定
			提案書提出期限	同 9月	予定
			落札者決定	同 11月	予定

※記載は平成27年4月時点の調達予定案件

【別紙15】情報システムの経費区分

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	計
(1) 整備経費	0	0	0	0	0	0
ア 調査研究等経費						0
イ 設計経費						0
ウ 開発経費						0
エ 据付調整経費						0
オ テスト経費						0
カ 移行経費						0
キ 廃棄経費						0
ク プロジェクト管理支援経費						0
ケ 施設整備等経費						0
コ ハードウェア買取経費						0
サ ソフトウェア買取経費						0
シ その他整備経費						0
(2) 運用等経費	0	0	0	0	0	0
ア システム運用経費						0
イ 業務運用支援経費						0
ウ 操作研修等経費						0
エ ヘルプデスク経費						0
オ コールセンター経費						0
カ アプリケーション保守経費						0
キ ハードウェア保守経費						0
ク ソフトウェア保守経費						0
ケ 監査経費						0
コ 情報セキュリティ検査経費						0
サ ハードウェア借料						0
シ ソフトウェア借料						0
ス サービス利用料						0
セ 通信回線料						0
ソ 施設利用等経費						0
タ その他運用等経費						0
(3) その他経費	0	0	0	0	0	0
① 情報システム振興等経費	0	0	0	0	0	0
ア 地方公共団体情報システム関係経費						0
イ 独立行政法人等情報システム関係経費						0
② 電子政府推進のための体制整備関係経費						0
計	0	0	0	0	0	0

※各項目の詳細については、「政府情報システムの整備及び管理 に関する標準ガイドライン」（2014年（平成26年）12月3日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）別紙2を参照のこと。